COCORONOMICHI

尾道市総合計画 後期基本計画

令和４年度（2022）・・・▶令和８年度（2026）

元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる

～誇れるまち『尾道』～

令和４年（2022年）３月

尾道市

ごあいさつ

本市は、緑豊かな中山間地域から尾道水道周辺地域を経て独特の多島美を有する島しょ部に至るまで、他にはない景観や歴史、文化に育まれた多彩な資源と、瀬戸内の十字路に位置する広域的な交流拠点としての優位性など、様々な特長を有しています。

本市では、これらの資源や優位性を活かしながら、市民の皆様とともに尾道らしい、尾道だからこそできる独創的なまちづくりに取り組むため、「尾道市総合計画基本構想」において「元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる　～誇れるまち『尾道』～」を将来目指すべき都市像として掲げ、５年間の前期基本計画を推進してまいりました。

この５年間の歩みの中で、平成 30 年（2018 年）に尾道市制施行 120 年、令和元年（2019 年）に尾道港開港 850 年など、節目となる年を迎えることができ、国道２号木原道路の開通や市内全域での光ファイバー通信網の整備、本庁舎をはじめとした各支所の整備など、生活・防災基盤の強化に努めてまいりました。

一方、平成 30 年７月豪雨災害による甚大な被害に対し、市民の皆様をはじめ関係団体と一体となり、早期復興に着実に取り組んでまいりました。また、現在も市民生活や経済活動に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止と社会・経済活動の早期回復に向けて、医療関係者をはじめ多くの皆様のご支援をいただきながら「チーム尾道」で取組を進めているところです。

今後は、前期基本計画の各種施策の取組をさらに深化させるとともに、新たな価値の創造に向けてダイナミックかつしなやかに挑戦し続け、世界から脚光を浴びるまちを目指してまいります。こうした取組を多様な主体と共創・協奏することで、シビックプライドの更なる醸成につなげ、豊かな市民生活の実現を目指してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、長期にわたり熱心かつ活発なご審議をいただきました審議会委員の皆様をはじめ、市民満足度調査、パブリックコメントを通じて、貴重なご意見をいただきました市民並びに関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和４年３月

尾道市長　平谷祐宏

尾道市民憲章

昭和53年（1978年）4月18日制定

わたくしたちは、自然の景観に恵まれ、古い歴史をもつ尾道をこよなく愛し、誇りとします。

わたくしたちは、先人の偉業をしのびつつ、郷土の発展と健康で明るく住みよいまちづくりのために、この市民憲章を定めます。

1　伝統を生かし　文化遺産をうけつぎ　風格のあるまちにしよう

1　きれいな海　緑と太陽の輝く　清潔なまちにしよう

1　人を尊び人を愛し　健康で　こころ豊かなまちにしよう

1　互いにゆずりあい　きまりを守る　平和なまちにしよう

1　生きて働らくことに喜びをもち　希望にみちたまちにしよう

目 次 -CONTENTS-

尾道市総合計画後期基本計画 総論

第１章　後期基本計画の策定にあたって……2

第１節　計画策定の趣旨 ……2

第２節　計画の構成と期間 ……3

第２章　まちづくりの方向性……4

第１節　基本構想本論の概要 ……4

第２節　目標人口 ……6

第３章　後期基本計画策定の背景……7

第１節　前期基本計画の総括 ……7

第２節　本市を取り巻く社会・経済情勢の変化 …… 11

第３節　後期基本計画における取組の考え方 …… 16

参考資料　市民満足度調査 …… 17

尾道市総合計画後期基本計画 **各論**

尾道市総合計画後期基本計画　施策体系図 …… 24

各論のページの見方 …… 26

第１章　産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

政策目標１　活力ある産業が育つまち

政策分野１　産業

施策目標１　地域経済を支える産業に活気がある …… 30
施策目標２　多様な産業が育っている …… 32
施策目標３　農林水産業が活性化している …… 34
施策目標４　産業の担い手が育っている …… 36
施策目標５　誰もが働きやすい雇用環境が整っている …… 38

政策目標２　活発な交流と賑わいのあるまち

政策分野１　観光・交流

施策目標１　観光消費が増えている …… 40
施策目標２　国内外との交流が活発に行われている …… 42

政策分野２　景観

施策目標１　景観が保全・整備されている …… 44

政策分野３　移住・定住

施策目標１　移住・定住の取組が活発に行われている …… 46

第２章　魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

政策目標３　心豊かな人材を育むまち

政策分野１　歴史・文化・芸術

施策目標１　歴史・文化・芸術が継承され、活かされている …… 50

政策分野２　学校教育

施策目標１　夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている …… 52
施策目標２　学校施設が整備されている …… 54

政策分野３　生涯学習

施策目標１　いつでも学べる環境が整っている …… 56
施策目標２　学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している …… 58
施策目標３　スポーツを楽しんでいる …… 60

政策目標４　人と地域が支え合うまち

政策分野１　協働

施策目標１　協働のまちづくりの意識が定着している …… 62
施策目標２　地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている …… 64

政策分野２　人権

施策目標１　人権が尊重されている …… 66
施策目標２　男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している …… 68

第３章　誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

政策目標５　市民生活を守る安全のまち

政策分野１　生活基盤

施策目標１　生活基盤が整い市民が安全に暮らしている…… 72
施策目標２　利用しやすい生活交通が確保されている…… 76
施策目標３　良好な住環境が整っている…… 78

政策分野２　防災・防犯・交通安全

施策目標１　防災・防犯・交通安全体制が充実している…… 80

政策分野３　消防

施策目標１　消防体制が充実している…… 82

政策分野４　環境

施策目標１　環境が保全されている…… 84

政策目標６　安心な暮らしのあるまち

政策分野１　子育て

施策目標１　安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている…… 86

政策分野２　健康・福祉・医療・介護

施策目標１　健康寿命が延びている…… 88
施策目標２　高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている…… 92
施策目標３　生活に課題を抱える人の支援体制が充実している…… 96
施策目標４　医療体制が充実している…… 98

第４章　計画推進を支える行政運営

１　市民ニーズに柔軟に対応できる行政運営 …… 102
（１）社会情勢に適応した柔軟な行政組織・機構、行政経営システム …102
（２）行政における ICT の有効活用 ……102
２　安定した財政基盤の確立による財政健全化 …… 102
３　行政組織を支える市職員の能力向上 …… 103
４　地域特性を活かした市の持続的発展 …… 103
５　広域行政・連携の推進 …… 103

尾道市総合計画 基本構想

第１章　序論 …… 106
第１節　計画策定の趣旨 …… 106
第２節　総合計画の性格と役割 …… 107
第３節　計画の構成と期間 …… 109
第４節　社会・経済潮流 …… 110
第５節　本市の地域特性 …… 112
第６節　これまでのまちづくりの総括 …… 114

第２章　基本構想本論 …… 117
第１節　まちづくりの考え方 …… 117
第２節　都市像 …… 119
第３節　まちづくりの基本的方向 …… 120
第４節　体系図 …… 121

第３章　目標人口 …… 122

第４章　計画の推進方針 …… 126

参考資料 …… 127

尾道市総合計画後期基本計画 附属資料

1　尾道市総合計画策定条例 …… 131
2　尾道市総合計画審議会条例 …… 132
3　尾道市総合計画策定に関する規則 …… 134
4　尾道市総合計画審議会分科会設置要綱 …… 136
5　尾道市総合計画審議会委員名簿 …… 137
6　尾道市総合計画後期基本計画の策定について（諮問） …… 138
7　尾道市総合計画後期基本計画について（答申） …… 138
8　尾道市総合計画後期基本計画策定の経過 …… 139
9　尾道オリジナル事業一覧 …… 140
10　目標の達成度を測る指標一覧 …… 144
11　令和３年度市民満足度調査の 50 項目 …… 151
12　分野別計画一覧 …… 152
13　前期基本計画達成度を測る指標の進捗状況一覧表 …… 158
14　用語解説 …… 164

尾道市総合計画後期基本計画

総論

第１章　後期基本計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

本市では、平成 29 年度（2017 年度）から令和８年度（2026 年度）までを計画期間とする尾道市総合計画基本構想を策定し、都市像「元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる　～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けて、平成 29 年度（2017 年度）から令和３年度（2021 年度）までを計画期間とする「前期基本計画」に基づき、各種の施策・事業を推進してきました。

この間、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、スマートシティ※や SDGs※（持続可能な開発目標）の推進など、社会では様々な変化がありました。

このような情勢や前期基本計画中の取組の成果、今後の課題を踏まえ、本市が将来目指すべき都市像の実現に向け、令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）の政策の基本指針を示す「後期基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の構成と期間

尾道市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により、構成されます。

■ 基本構想

本市の目指すべき都市像や、まちづくりの考え方及び基本的方向を示し、基本計画・実施計画の基礎となるものです。

■ 基本計画

基本構想に掲げる都市像を実現し、基本的方向に沿ったまちづくりを行うために必要な政策目標や施策を示すものです。

■ 実施計画

基本計画で定められた政策目標や施策を計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業を示すものです。

【構成図】

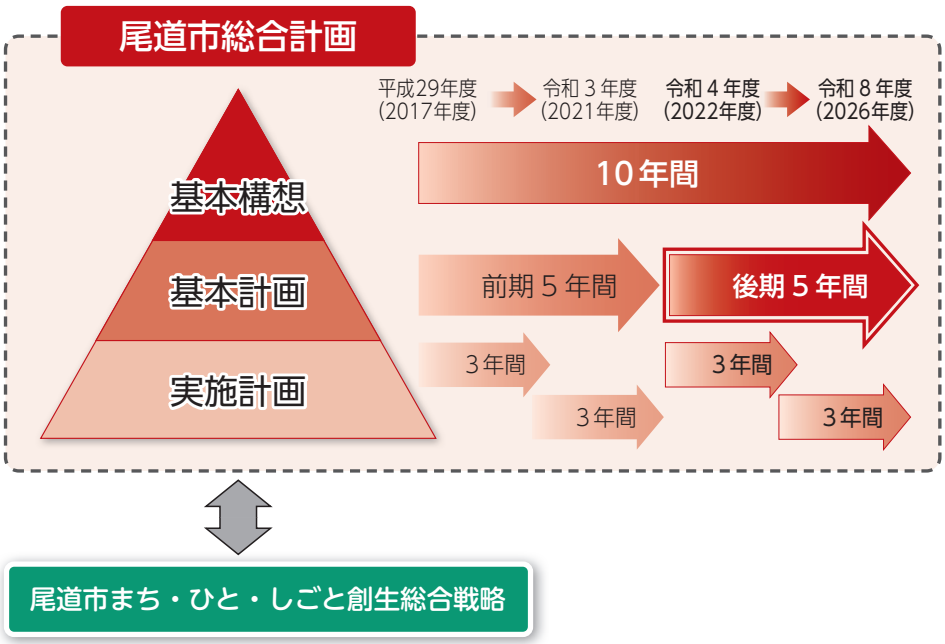

※平成27年度（2015年度）に第１期、令和２年度（2020年度）に第２期がスタートした「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は地方創生を目的とした計画であるのに対し、「尾道市総合計画」は本市の総合的な振興・発展等を目的とした最上位計画です。

第2章　まちづくりの方向性

第1節　基本構想本論の概要

1　まちづくりの考え方

まちづくりの考え方を示すキャッチフレーズを次のとおり設定し、本市が将来も発展していくために、本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の３つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開することとしています。

キャッチフレーズ

高める『尾道オリジナル』

本市の持つ３つの魅力

人財を魅力として活かす

本市の地域を支える多様な人々や、取り組んでいる活動は、まちづくりの基盤となるかけがえのない財産です。今後のまちづくりにおいても、こうした人財を大切にして、本市の魅力として活かし、育てていきます。

尾道の資源を魅力として活かす

本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域文化を継承するとともに、資源のリノベーション※等が必要です。今後もこうした歴史と文化に育まれた資源を魅力として活かしていきます。

広域的な交流拠点を魅力として活かす

本市は、瀬戸内の十字路に位置し、広域的な交流拠点としての優位性を有しています。今後も、こうした拠点性の高さを本市の魅力として活かしていきます。

2　都市像

本市の都市像を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組むこととしています。

元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる
～誇れるまち『尾道』～

都市像	基本的方向
本市の都市像を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組みます。	今後は、次の３つの基本的方向に基づき、まちづくりを推進します。

元気あふれ
人がつながり
安心して暮らせる
～ 誇れるまち『尾道』～

本市が将来にわたり、持続的に発展していくためには、地域経済を支える産業の活性化や更なる交流の拡大・推進が必要です。

元気あふれ

産業を元気にすることで、新たな雇用を生み出し、地域の活性化、移住・定住人口の増加につなげていくことが必要

人がつながり

心豊かな人材を育て、先人が残してきた誇りや、尾道市民としての心のつながりを大切にし、人と地域がつながる社会を実現していくことが必要

安心して暮らせる

健康・福祉・医療・介護等、また、防災・防犯対策等の充実により、日常生活の安全を確保し、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちを目指すことが必要

このような視点に立ち、
尾道らしい、尾道だからこそできる
独創的なまちづくり
を展開することにより、
市民が誇れるまち
の実現を目指します。

- 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり
- 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり
- 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

第2節　目標人口

尾道市総合計画基本構想においては、「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口推計に準拠し（①人口ビジョン準拠推計）、最終年次である令和８年（2026 年）の尾道市の将来目標人口を 12 万５千人と設定しています。令和２年国勢調査結果を用いた推計（②新社人研準拠推計）によると、令和８年（2026 年）の人口は、122,400 人となっており、目標人口を 2,600 人下回っています。目標人口の実現に向けて、引き続き、人口減少を和らげる取組を粘り強く進めていきます。

【社人研準拠推計と人口ビジョン準拠推計の比較】

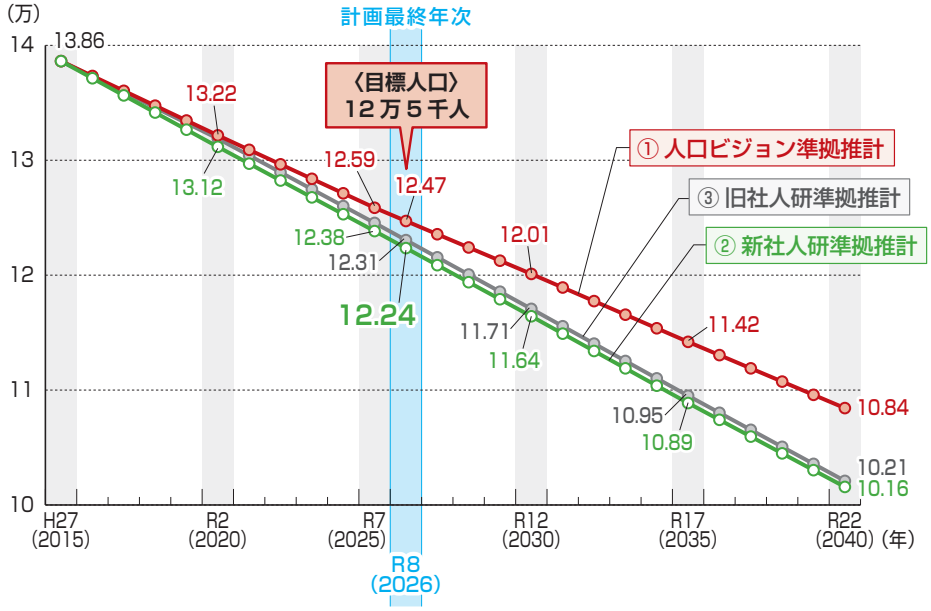

（注）１．①人口ビジョン準拠推計：平成 27 年（2015 年）の国勢調査結果と、尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの独自推計で用いた仮定値（合計特殊出生率・純移動率等）を用い推計。尾道市総合計画基本構想において位置付け。

②新社人研準拠推計：令和２年（2020 年）の国勢調査結果と、平成 30 年（2018 年）社人研推計の仮定値を用い推計。

③旧社人研準拠推計：平成 27 年（2015 年）の国勢調査結果と、平成 25 年（2013 年）社人研推計の仮定値を用い推計。

２．令和２年、令和７年、令和 12 年、令和 17 年、令和 22 年以外の年は５年間の変化を均等配分して推計。

（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月推計）、（平成 30（2018）年推計）」

第3章　後期基本計画策定の背景

第1節　前期基本計画の総括

1 「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」の総括

商工業の分野では、瀬戸内の十字路としての拠点性を活かし、企業誘致を進めるとともに、販路開拓や設備導入に対する支援等を行い、市内の中小企業の活性化に取り組んできましたが、事業経営者の高齢化や後継者不在による事業承継等が課題となっています。農林水産業の分野では、尾道ブランド※を活かした農産品の高付加価値化や高付加価値魚の開発等とともに、担い手育成や新規就業者への支援に取り組んできましたが、小規模経営、後継者不足等の課題があります。市民満足度調査においても、産業振興や雇用促進等は、より一層の取組が期待されています。

今後は、供用開始された一般国道２号木原道路等による瀬戸内の十字路としての拠点性をさらに活かし、産業団地の整備の検討も含めた企業誘致を進めるとともに、担い手の確保や、DX※による事業拡大、多角化、生産性向上等を促進する必要があります。

観光の分野では、３つの日本遺産※、第１次ナショナルサイクルルート※に指定された瀬戸内しまなみ海道など、地域資源を活かした観光振興に関する取組により国内外との交流が拡大しています。また、JR 尾道駅や市役所本庁舎の建替え、多様な宿泊施設への民間投資が進むことも、本市の魅力向上につながっています。現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、観光産業は大きな打撃を受けていますが、観光需要の回復が期待されることから、キャッシュレス化の推進や観光分野での DX など、「新たな日常※への対応」が課題となっています。

今後も、瀬戸内の十字路としての拠点性や本市固有の景観と歴史的風致※等の地域資源を活かした観光交流機能の一層の強化に取り組むとともに、DX による観光客の受入体制の充実や SNS※等を活用した積極的なシティプロモーション※を行い、滞在型観光への転換など、観光消費額の増加に資する取組が必要です。

景観では、地域ごとの美しい景観を守り、育てるため、「尾道市景観計画」に基づく景観形成の誘導を図るとともに、まちなかの賑わい創出と、尾道らしさが感じられる景観と歴史・文化が調和したまちづくりを目指し、歴史的建造物等の整備や通りの美装化、夜間景観整備等の歴史的風致維持向上事業に取り組んできました。市民満足度調査においても、良好な景観の形成については、高く評価されています。

今後も、市民の共有財産である景観の保全・整備や歴史的風致※の維持向上の取組を進め、市民が本市や地域の資源を誇りに思うまちづくりが必要です。

移住・定住の分野では、住みよい住環境や安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、仕事の創出や働きやすい雇用環境を整えるなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。また、多様なニーズに対応するため、移住・定住に必要な情報を幅広く発信するポータルサイト※を構築し、本市の魅力発信にも取り組んできました。そのため、転入超過とはなっていませんが、移住者数は増加しています。

今後も、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、地域、団体、企業等と連携しながら、移住・定住の取組を進める必要があります。

２　「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」の総括

歴史・文化・芸術の分野では、本市が、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げる中、令和元年（2019 年）には尾道港開港 850 年を迎えました。また、この間、優れた芸術・文化を生み出し継承してきた取組が認められ、全国最多の３つの日本遺産※に認定されました。歴史・文化的資源を活用した観光の振興や、文化財愛護精神の育成に取り組んでいます。市民満足度調査においても、歴史・文化・芸術の取組については、評価されています。

今後も、長い歴史の中で培われてきた芸術･文化の保存に取り組むとともに、これをさらに活用したまちづくりを推進していく必要があります。

学校教育の分野では、「尾道ゆめプラン」のもと、就学前教育と学校教育との円滑な接続による「尾道 15 年教育※」を進めるとともに、「尾道教育みらいプラン２」を策定し、「『確かな学力』の向上」、「『豊かな心』の育成」、「『健やかな体』の育成」、「信頼される学校づくり」に取り組んでいますが、各種学力調査の結果にみられる基礎的な知識・技能の確実な定着や、児童生徒の不登校が課題となっています。

今後も一層、夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材育成に取り組むとともに、学校、家庭、地域が連携した教育力の向上にも取り組んでいくことが必要です。

生涯学習の分野では、ライフステージに応じた学びや交流等の機会を充実させるため、公民館や美術館、図書館等で多様な学習プログラムの充実や、利用拡大に向けて取り組んできました。スポーツにおいても、環境の充実や、

運動による健康づくりに取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、行事の参加者数、施設の利用者数は減少しました。

今後は、情報リテラシー※の向上や電子メディアの活用など、様々な生涯学習機会の提供に取り組むとともに、スポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。

協働※の分野では、地域社会の高齢化や厳しい財政状況等に対応していくため、市民と市が連携して、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組んできました。地域課題に地域自らの力で解決していこうとする機運を高め、協働のまちづくりに対する市民意識の向上を図っています。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、まちづくり団体（住民自治組織、市民活動団体等）の担い手の育成、活動拠点の形成や仕組みの整備など、地域にとって効果的かつ効率的な支援に取り組む必要があります。

人権の分野では、差別のない平和で豊かな社会を目指して、人権啓発等に努めるとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※の実現に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等への誹謗中傷等が社会的問題になっているなど、人権課題は複雑化しています。

今後は、多様な人権問題に対応する効果的な啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた支援や環境整備等の取組が必要です。

3 「誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり」の総括

生活基盤の分野では、快適な暮らしを実現するため、道路や公園、上下水道等の整備、交通空白地※の解消を着実に進めてきました。市民満足度調査においては、社会基盤の整備、地域公共交通の利便性向上等について、一層の取組が求められています。

今後も、老朽化したインフラの効率的な維持管理・更新を実施するなど、生活基盤の整備や住環境の形成に取り組んでいくとともに、誰もが利用しやすい地域公共交通の確保等が必要です。また、デジタル社会※の形成に向けて、5Gや光ファイバーといったICT※インフラの整備の促進と、その活用が必要です。

防災・防犯・交通安全・消防の分野では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災や平成30年7月豪雨災害など、近年、自然災害が多発する中、防災拠点としての市役所本庁舎及び支所の整備や、デジタル防災無線

等の情報伝達手段の整備、防災組織の育成など、地域防災力及び市民の防災意識の向上に努めるとともに、消費生活相談や啓発、交通安全環境の整備、消防機能の強化にも取り組んできました。市民満足度調査においても、防災体制や地域防犯・安全等の取組は評価されています。

今後も、市民が安全・安心な生活を送ることができるよう、一層、取組を充実していく必要があります。

環境の分野では、地球温暖化による気候変動に伴い、集中豪雨や台風の巨大化等による災害が頻発化・激甚化するなど、「気候危機」と言うべき極めて深刻な事態となっている中、尾道 COOL CHOICE プロジェクト※を立ち上げ、市民や事業者等の自発的な地球温暖化対策に取り組むとともに、環境美化推進事業や環境学習事業、ごみの再資源化推進事業等の取組を進めています。

今後は、「ゼロカーボンシティ※」宣言に基づくカーボンニュートラル※や、廃棄物の発生抑制や再資源化等の推進など、資源循環型社会※の形成に向けた取組が必要です。

子育ての分野では、妊娠・出産期から子育て期までを切れ目なく支援する尾道子育て応援スタイルの充実を図るとともに、子どもの居場所づくり※など、すべての子どもが夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進してきました。一方で、日常的に家事や介護等を行うことで育ちや教育に影響があり自身の権利が守られていない子どもへの支援や、医療的ケア児※への保育提供体制等に関する課題があります。

今後も、ICT※等を用いた保育・子育て支援サービスや、様々な課題を抱えた子ども・家庭への相談支援体制の充実を図るなど、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する取組をより一層進めていく必要があります。

健康・福祉・医療・介護の分野では、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を主としたフレイル※予防と健康づくりに取り組むとともに、地域包括ケアシステム※による取組や「福祉まるごと相談窓口※」の設置、質の高い地域医療の提供体制の充実など、着実に推進してきました。市民満足度調査によると、健康・福祉・医療・介護に関する取組は重要であると評価されており、一層の取組が求められています。

今後も、医療・福祉サービスの更なる充実を図るとともに、健康寿命※の延伸に関する取組を実施し、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

第2節　本市を取り巻く社会・経済情勢の変化

1　人口減少と少子高齢化の進展

わが国では、少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、特に地方においては、若年層を中心とする人口の流出や出生数が死亡数を下回る自然減により、大都市よりも早く人口減少が進行しており、若い世代が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会・経済環境づくりが急務となっています。

本市においても、少子高齢化の急速な進展による人口構造の変化が社会に様々な影響を及ぼしているため、希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、人口減少に適応した地域をつくり、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すことが必要です。

2　経済・雇用環境の変化

国内経済は、近年、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組により経済の好循環が進展し、緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、インバウンド※需要の大幅な減少や社会・経済活動の抑制など、経済に甚大な影響をもたらしました。コロナ禍により顕在化した課題を克服するために、デジタル技術の活用による生産性向上など、「新たな日常※」の構築に向けた取組が求められています。

また、少子高齢化が進む中で、生産年齢人口の減少が経済成長の制約になることが懸念されています。こうした中、女性や高齢者の労働参加が拡大傾向にあり、長期的な労働力の維持のためにも、誰もが活躍できる働く場の確保や個人の事情に応じた働き方の多様化への、更なる対応が求められています。

本市においても、少子高齢化の進展や若者の市外への転出が増加する中、慢性的な労働力不足が課題となっており、生産性向上のためのデジタル技術の活用や、誰もが働きやすい雇用環境の整備等が必要です。

3　グローバル化の進展

アジア諸国の経済成長に伴い、製造業の国際競争が激化しており、今後成長が見込まれる産業分野における技術力の向上や、技術力を活かした産業の高付加価値化等による国際競争力の強化を進めていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な経済活動の停滞は、こ

れまで国内企業が進めてきた対外直接投資※の方向性やグローバルなサプライチェーン※の在り方にも影響を及ぼす可能性があり、「新たな日常※」に対応したグローバル戦略が必要です。

また、わが国を訪れる外国人観光客は急速な増加を続け、令和元年（2019年）には年間３千万人を超え、観光消費額も急速に拡大しました。しかし、令和２年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人観光客は年間412万人に減少し、地域の観光産業に大きな影響を与えました。わが国においては、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等から、インバウンド※の回復を図ることで、再び観光産業を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指すこととしています。

本市においても、観光産業は重要であるため、インバウンドの回復を見据えた取組が必要です。

４　安全・安心な社会の構築

社会の成熟化が進む中で、福祉や防災、環境など、様々な分野において、誰もが安全で、安心して暮らすことのできる社会づくりが求められています。とりわけ、近年、台風や局地的な集中豪雨により、全国各地で水害や土砂災害が頻発化･激甚化しており、行政による取組と併せて、地域全体が連携した、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

また、わが国では、高度経済成長期に建設された大量の社会資本が耐用年数を迎えつつあり、老朽化の進行や維持管理・更新に要する費用の増大が想定されています。このため、施設の長寿命化や技術開発等による社会資本の効率的な維持管理・更新が求められています。

さらに、平均寿命が延伸する一方で、健康寿命※と平均寿命の差が拡大することにより、医療費等の負担が大きくなることが懸念されています。今後、国民の健康に対する意識はさらに高まっていくと考えられ、生活習慣病の発症予防など、健康づくりに向けた取組の充実や新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症※への対応が求められています。

本市においても、市民が安全で、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、福祉、防災、環境など、様々な分野において、着実に取組を進めることが必要です。

5　高度情報化社会※の進展

人工知能（AI※）や IoT※、ビッグデータ※等の新たな技術の進展と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動が大きく変化しています。今後は、5G 等の新たな ICT※インフラの整備やあらゆる分野における DX※を進めることにより、生活の利便性向上や企業活動の生産性向上を図ることが期待されています。

本市においては、令和２年（2020 年）11 月に、デジタル技術を最大限活用する「庁内デジタルファースト宣言※」を行うなど、Society5.0※の実現に向けて、スマートシティ※の取組を推進しています。あらゆる分野でのデジタル技術の活用により、地域課題の解決や魅力向上を図り、豊かな市民生活の実現につなげていくことが必要です。

【スマートシティのイメージ】

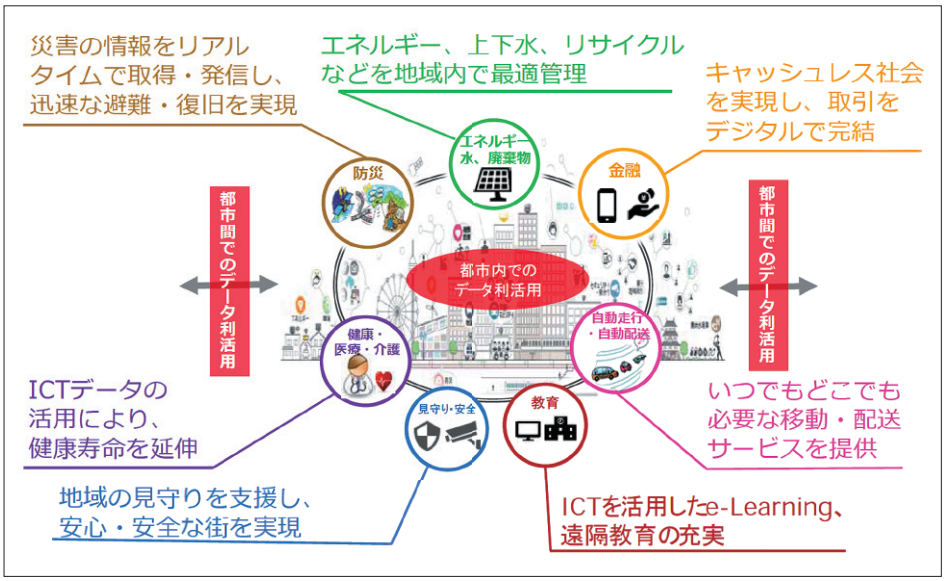

（資料）内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省「スマートシティガイドブック」

6　持続可能な社会の構築

誰一人取り残さない持続可能な社会を目指し、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて採択された「SDGs※（持続可能な開発目標）」は、令和 12 年（2030 年）を期限とする 17 の国際目標です。

わが国においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性※のある社会の実現に向けて、平成 28 年（2016 年）12 月に「SDGs 実施指針」が策定され、地方自治体においても、SDGs 達成に向けた取組を推進することが求められています。

本市においても、SDGs の理念と目指すべき方向性は、本市の都市像「元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる　～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けた様々な取組の方向性と同様であるため、SDGs に資することを意識して、取り組むことが必要です。

【SDGs の 17 の目標（ゴール）】

目標１【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標２【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標３【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標４【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標５【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント※を行う

目標６【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標７【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

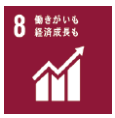

目標８【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント･ワーク）を促進する

目標９【インフラ、産業化、イノベーション※】
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する

目標 11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標 12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する

目標 13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標 14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標 15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標 16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標 17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※を活性化する

7　ゼロカーボンシティ※の推進

平成 27 年（2015 年）12 月に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。平成 30 年（2018 年）10 月に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050 年までに CO2（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

わが国においては、令和2年（2020 年）10 月に 2050 年カーボンニュートラル※の実現を目指すことが表明され、その実現に向けて地域循環共生圏（ローカル SDGs）※の構築を目指すことが求められています。

本市においても、令和2年（2020 年）11 月に「尾道市『ゼロカーボンシティ※』」を宣言し、市民や事業者等とともに「チーム尾道」で、その実現に向けた取組を推進しています。

第3節　後期基本計画における取組の考え方

本市では、「高める『尾道オリジナル』」をキャッチフレーズとして、３つの基本的方向に基づいたまちづくりを推進しており、都市像「元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる　～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けて、取組を進めています。

令和３年度市民満足度調査の結果によると、「尾道市民であることに誇りを感じている市民の割合」は 67.9%、「尾道市に愛着を感じている市民の割合」は 82.7%であり、多くの市民が、本市に誇りや愛着を感じています。

この市民が感じている誇りや愛着は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会・経済活動の回復に向けた「チーム尾道」の取組につながっています。

また、新しい時代の流れであるスマートシティ※やゼロカーボンシティ※、SDGs※についても、尾道オリジナルを積極的に活かし取り組むことで、本市のブランド力の強化や市民の誇りの醸成につなげていきます。

市民の誇りと愛着を高め、「地域をより良い場所にするために自ら関わろう」とするシビックプライド※を醸成することは、市民が主体となったシティプロモーション※による交流人口※や関係人口※、移住者の増加へつなげるとともに、転出抑制による定住人口の維持といった点からも重要です。

このことから、後期基本計画に基づく取組を進めるにあたっては、これまでの取組に加えて、都市像の実現にもつながるシビックプライドの更なる醸成に向けた取組を推進します。また、この取組を「チーム尾道」として展開し、尾道に住むこと、尾道で仕事をすることがステータスとなるようブランド力の更なる強化を図ります。

参考資料　市民満足度調査

市民の行政に対する満足度・重要度を把握するため、令和３年（2021 年）５月に市民満足度調査を実施しました。分野別の満足度・重要度の関係について、前期基本計画策定時（平成 28 年（2016 年）２月実施）との変化を散布図で示しました。

※ １．値は、そう思う（満足）：２点／ややそう思う：１点／あまりそう思わない：-1 点／思わない（不満足）：-2 点として、それぞれの回答数に乗じた総和を有効回答数で除したもの。
２．散布図の縦軸・横軸は令和３年度調査の重要度及び満足度の全施策平均を示す。

産 業

すべての項目で、重要度が低下している。「雇用の促進」は満足度が大きく上がっており、「産業の活性化」「農林漁業の活性化」も満足度が少し上がっている。「新事業への支援」は、満足度がやや下がっている。

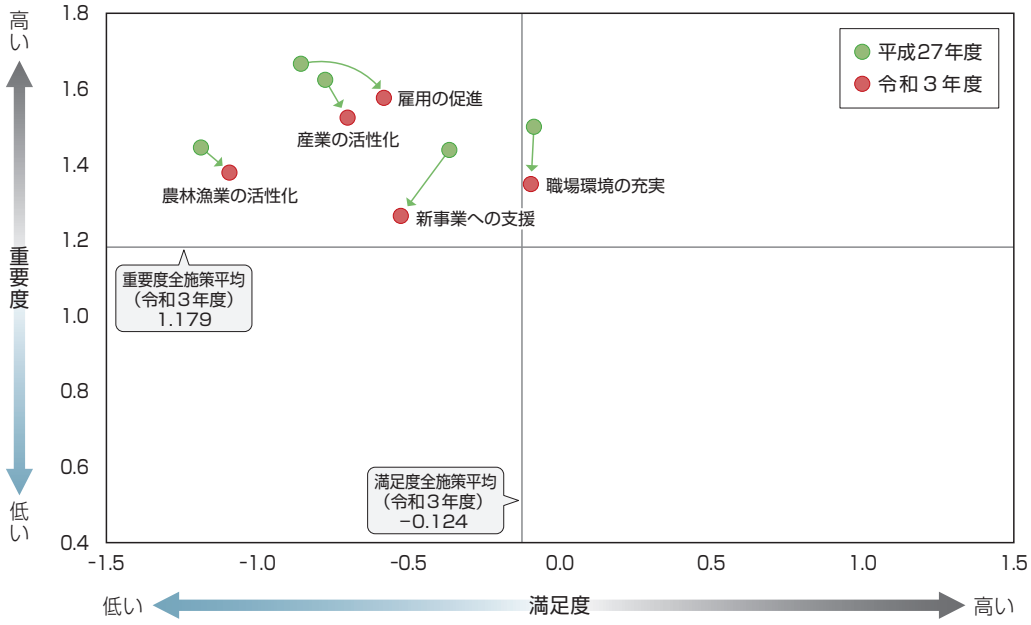

交 流

多くの項目で、重要度が大きく下がっている。「まちなかの賑わい（尾道）（生口島）」は、満足度が少し上がっている。「交流システムづくり」は、満足度が大きく下がっている。

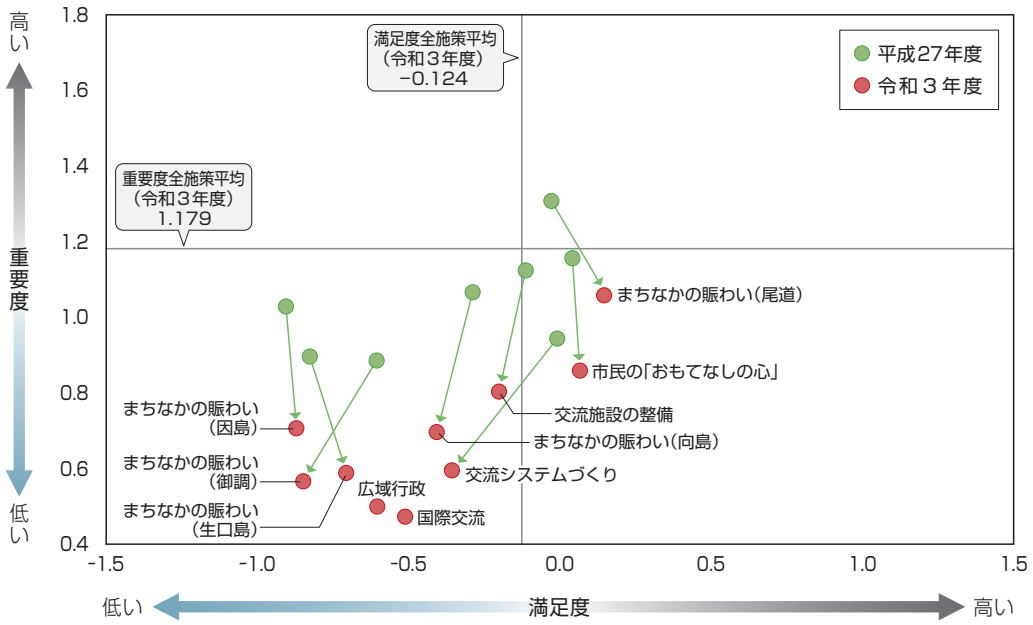

文化・景観

「良好な景観の形成」は、重要度・満足度ともに上がっており、特に満足度の上昇幅が大きい。「芸術・文化の振興」、「芸術・文化行事の開催」は、重要度・満足度ともに下がっている。「自然環境の管理」「地球環境の保全」は、大きな変化は見られなかった。

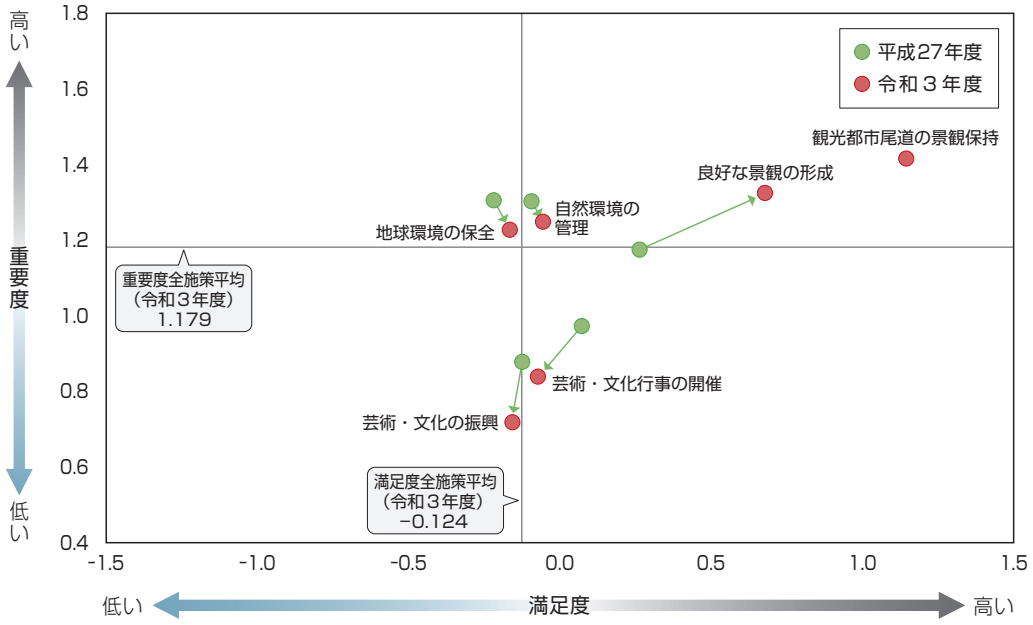

教育・学習

多くの項目で、重要度が下がっており、「教育環境の充実」以外では満足度も下がっている。

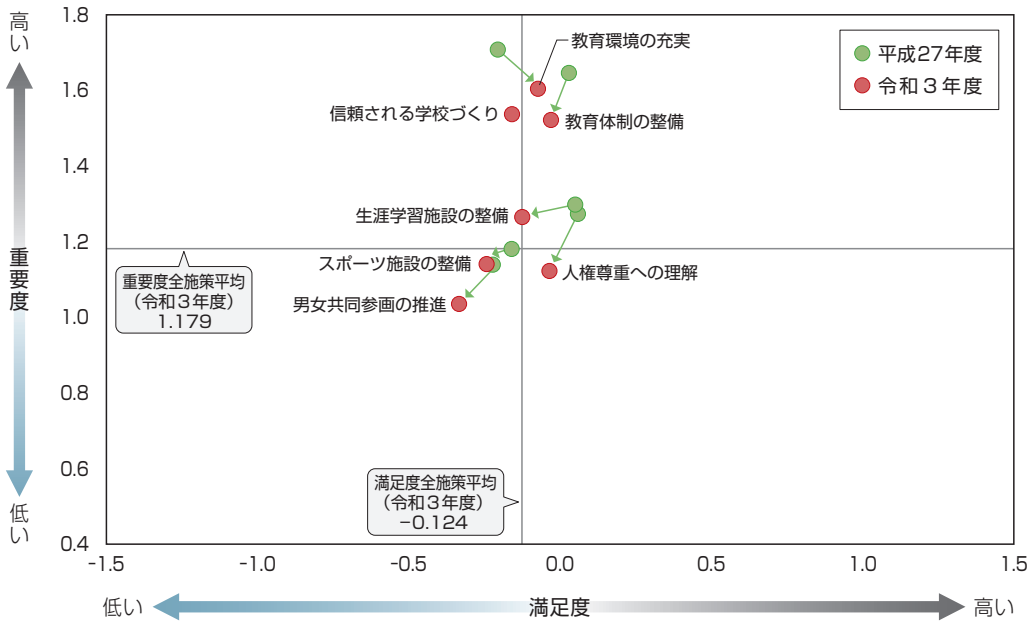

市民協働※

「官民協働の推進」「情報公開の推進」は、大きな変化は見られなかった。その他の項目は、重要度が下がっており、「行政への市民参加の推進」「事業・団体の育成・支援」は、満足度が下がっている。

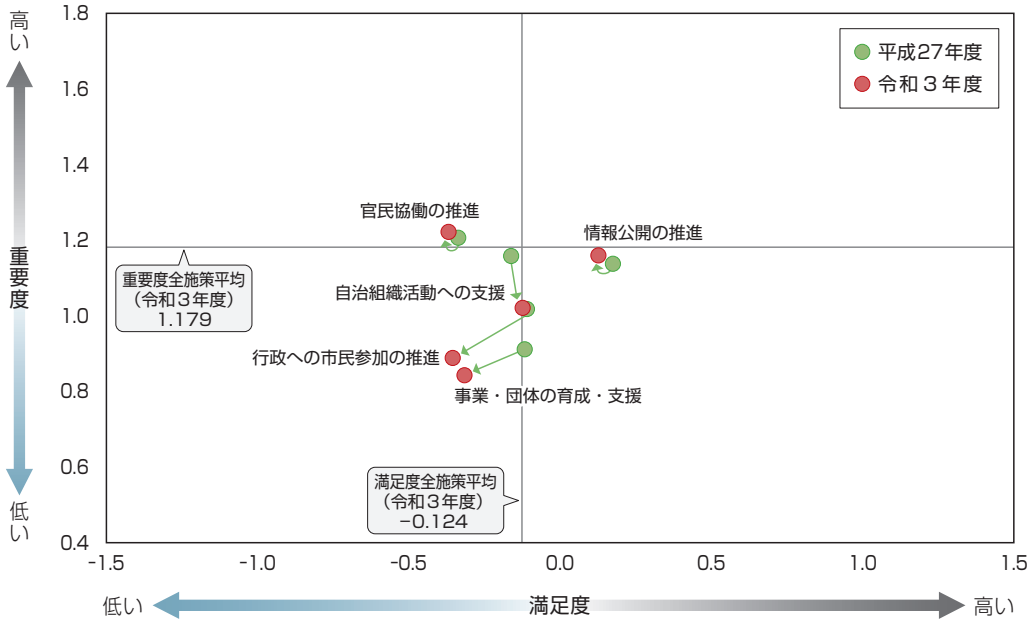

交通・生活基盤

「道路の安全」は、満足度はやや下がり、重要度は上がっている。「社会基盤の整備」は、重要度は変化がないが、満足度はやや上がっている、「高速道路や港の整備」「公共交通機関の利便性」は、満足度・重要度ともに下がっている。「憩いの公園整備」は、満足度は大幅に上がっているが、重要度はやや下がっている。

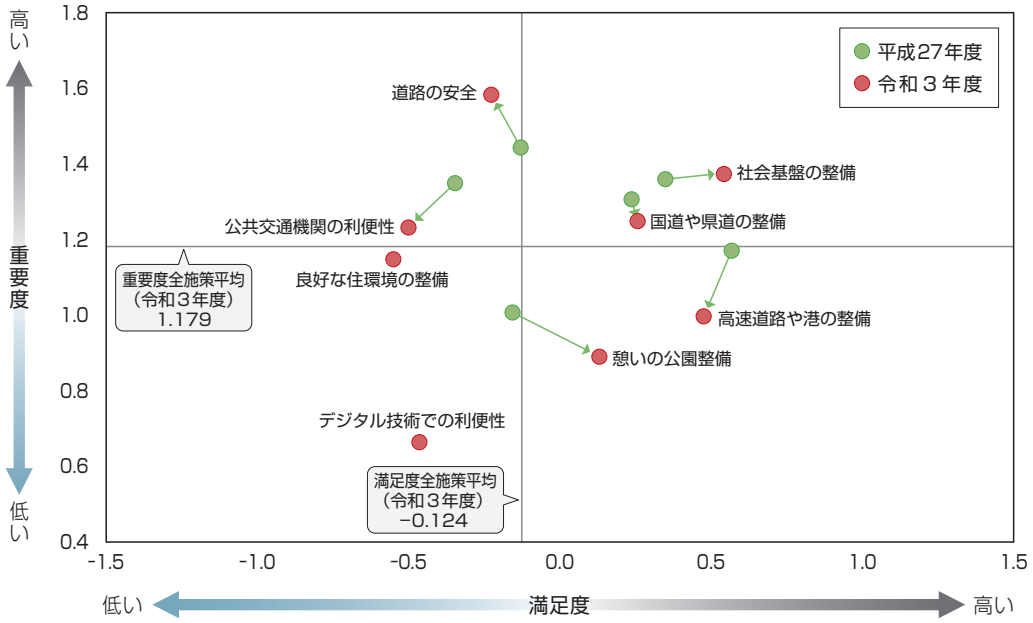

安全・安心

「消費生活支援」は、満足度が上がったが、その他の項目に大きな変化は見られなかった。

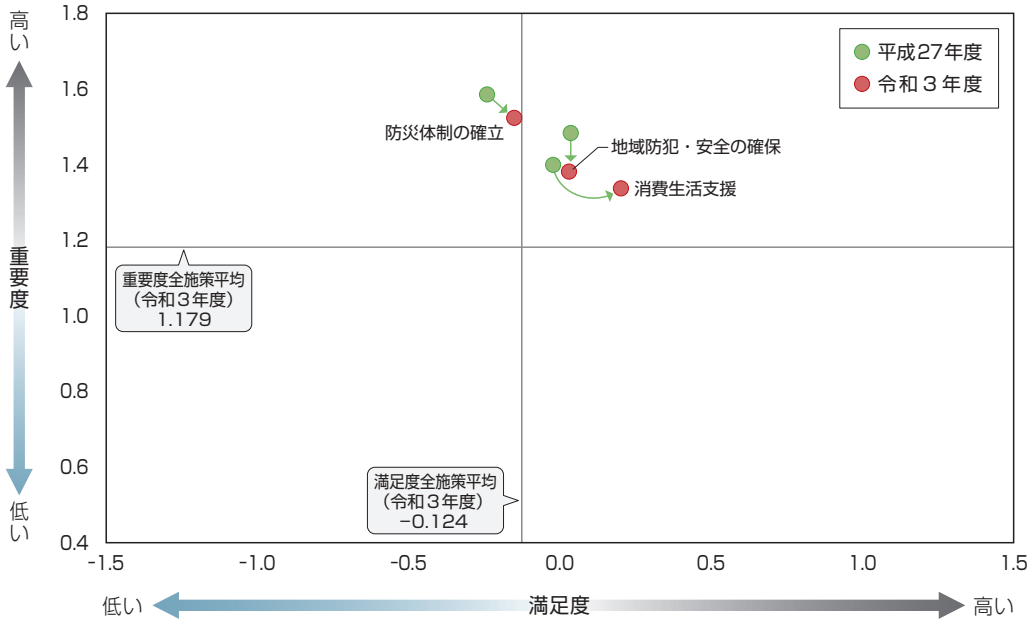

子育て・医療・福祉

重要度は、すべての項目で大きな変化は見られなかった。満足度は、「子育て支援体制の充実」が大きく上がっており、「高齢者への支援体制の充実」「介護サービスの充実」も上がっている。一方、「障害者支援の推進」「健康づくり体制の整備」はやや下がっている。

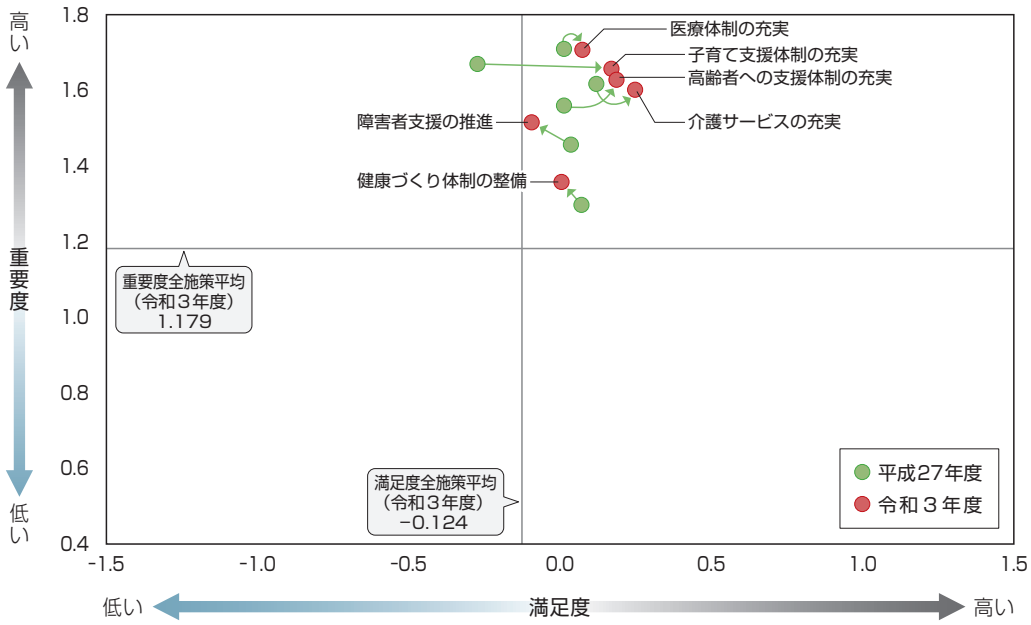

尾道市総合計画後期基本計画

各論

尾道市総合計画後期基本計画　施策体系図

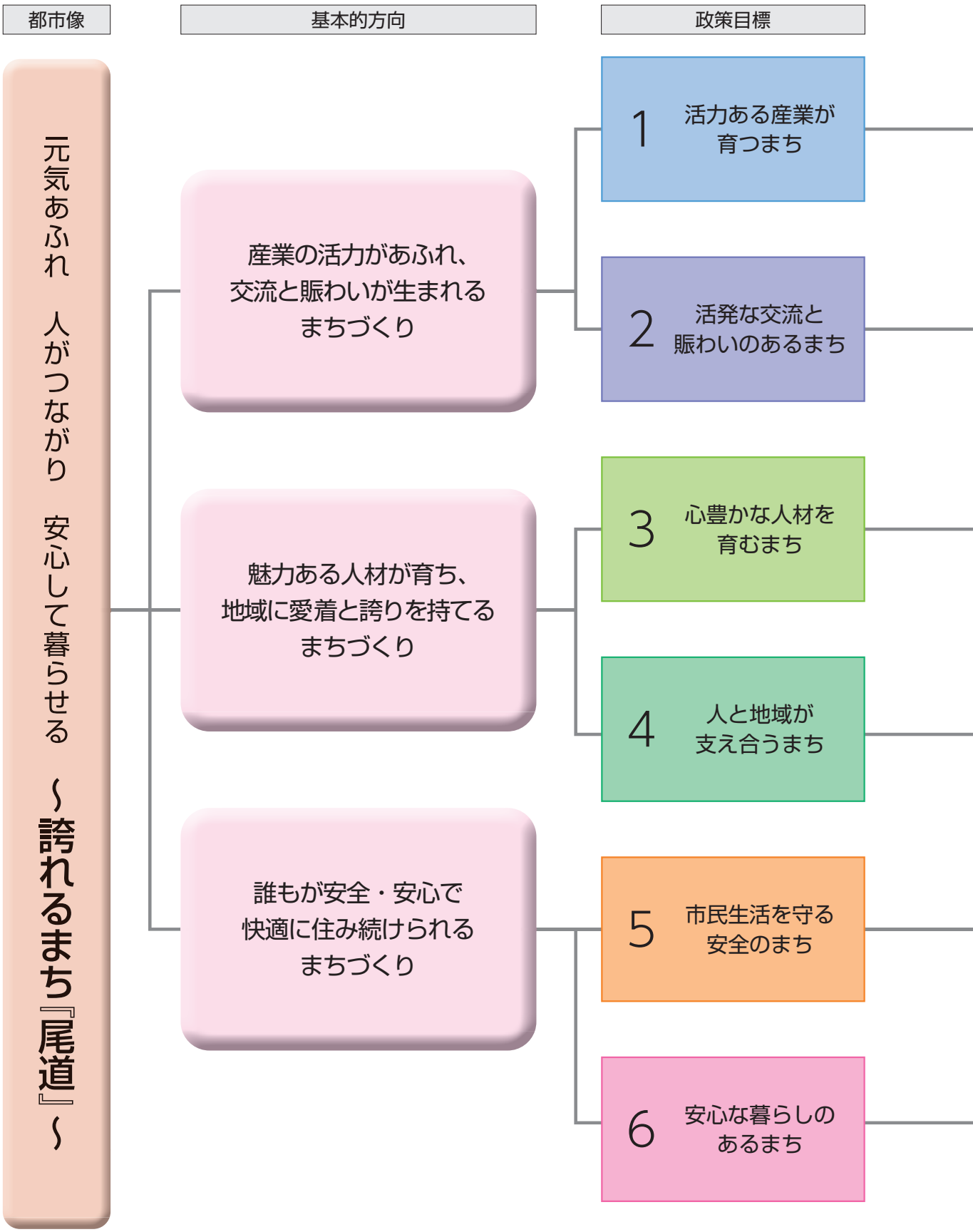

政策分野	施策目標
1 産　業	1 地域経済を支える産業に活気がある
	2 多様な産業が育っている
	3 農林水産業が活性化している
	4 産業の担い手が育っている
	5 誰もが働きやすい雇用環境が整っている
1 観光・交流	1 観光消費が増えている
	2 国内外との交流が活発に行われている
2 景　観	1 景観が保全・整備されている
3 移住・定住	1 移住・定住の取組が活発に行われている
1 歴史・文化・芸術	1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている
2 学校教育	1 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている
	2 学校施設が整備されている
3 生涯学習	1 いつでも学べる環境が整っている
	2 学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している
	3 スポーツを楽しんでいる
1 協　働	1 協働のまちづくりの意識が定着している
	2 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている
2 人　権	1 人権が尊重されている
	2 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している
1 生活基盤	1 生活基盤が整い市民が安全に暮らしている
	2 利用しやすい生活交通が確保されている
	3 良好な住環境が整っている
2 防災・防犯・交通安全	1 防災・防犯・交通安全体制が充実している
3 消　防	1 消防体制が充実している
4 環　境	1 環境が保全されている
1 子育て	1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている
2 健康・福祉・医療・介護	1 健康寿命が延びている
	2 高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている
	3 生活に課題を抱える人の支援体制が充実している
	4 医療体制が充実している

各論のページの見方

各論のページの見方は、以下のとおりです。

政策目標
まちづくりの基本的方向を踏まえて設定されたまちづくりの目標を示しています。

政策分野
政策の取組の分野を示しています。

施策目標
政策目標を達成する上で実現すべき将来のまちの姿を示しています。

現状と課題
施策目標に関する本市の取組状況や取り巻く環境変化、地域の抱える課題等を示しています。

基本方針
施策目標を達成するために取り組むべき事項の基本的な方針を示しています。

用語解説
※を付した単語は、附属資料（164～171ページ）に用語解説を示しています。

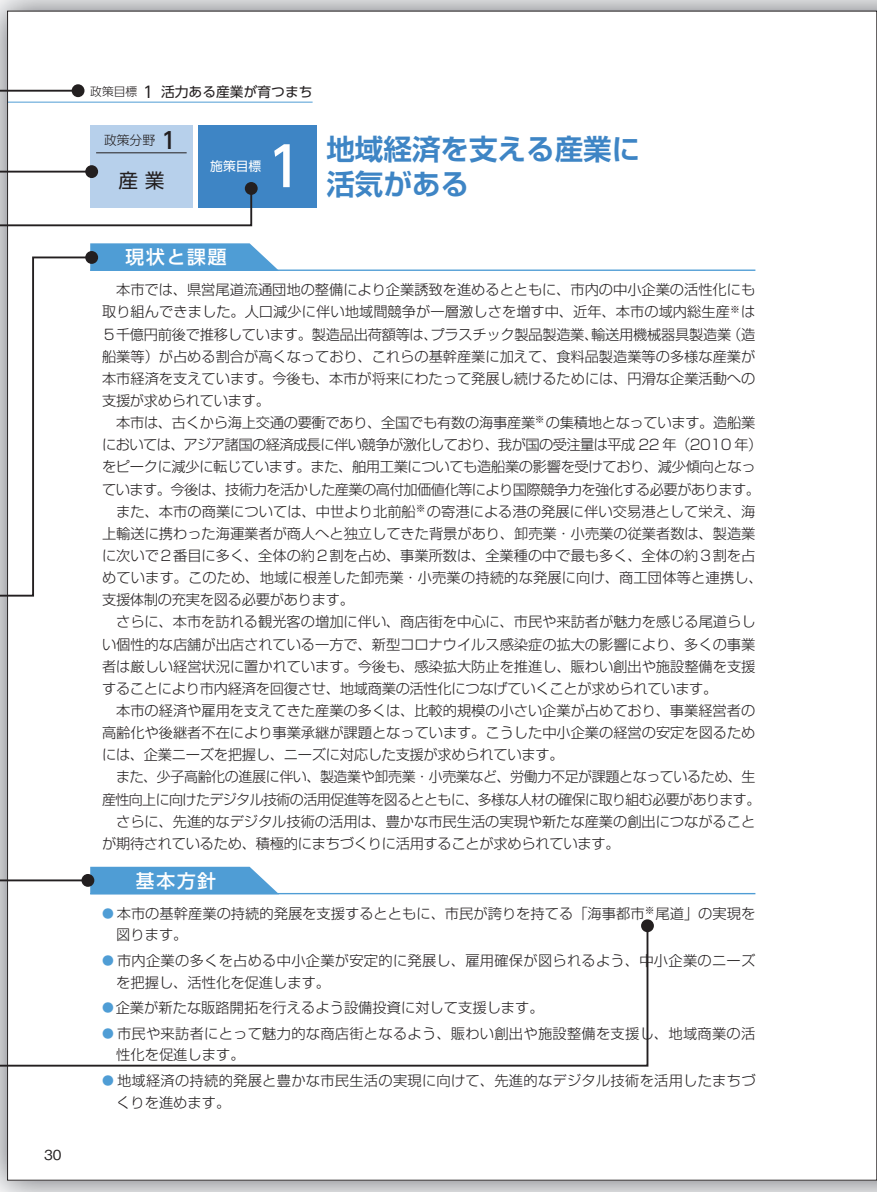

政策目標 1 活力ある産業が育つまち

政策分野 1 産 業

施策目標 1 地域経済を支える産業に活気がある

現状と課題

本市では、県営尾道流通団地の整備により企業誘致を進めるとともに、市内の中小企業の活性化にも取り組んできました。人口減少に伴い地域間競争が一層激しさを増す中、近年、本市の域内総生産※は５千億円前後で推移しています。製造品出荷額等は、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業（造船業等）が占める割合が高くなっており、これらの基幹産業に加えて、食料品製造業等の多様な産業が本市経済を支えています。今後も、本市が将来にわたって発展し続けるためには、円滑な企業活動への支援が求められています。

本市は、古くから海上交通の要衝であり、全国でも有数の海事産業※の集積地となっています。造船業においては、アジア諸国の経済成長に伴い競争が激化しており、我が国の受注量は平成22年（2010年）をピークに減少に転じています。また、舶用工業についても造船業の影響を受けており、減少傾向となっています。今後は、技術力を活かした産業の高付加価値化等により国際競争力を強化する必要があります。

また、本市の商業については、中世より北前船※の寄港による港の発展に伴い交易港として栄え、海上輸送に携わった海運業者が商人へと独立してきた背景があり、卸売業・小売業の従業者数は、製造業に次いで２番目に多く、全体の約２割を占め、事業所数は、全業種の中で最も多く、全体の約３割を占めています。このため、地域に根差した卸売業・小売業の持続的な発展に向け、商工団体等と連携し、支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、本市を訪れる観光客の増加に伴い、商店街を中心に、市民や来訪者が魅力を感じる尾道らしい個性的な店舗が出店されている一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、多くの事業者は厳しい経営状況に置かれています。今後も、感染拡大防止を推進し、賑わい創出や施設整備を支援することにより市内経済を回復させ、地域商業の活性化につなげていくことが求められています。

本市の経済や雇用を支えてきた産業の多くは、比較的規模の小さい企業が占めており、事業経営者の高齢化や後継者不在により事業承継が課題となっています。こうした中小企業の経営の安定を図るためには、企業ニーズを把握し、ニーズに対応した支援が求められています。

また、少子高齢化の進展に伴い、製造業や卸売業・小売業など、労働力不足が課題となっているため、生産性向上に向けたデジタル技術の活用促進等を図るとともに、多様な人材の確保に取り組む必要があります。

さらに、先進的なデジタル技術の活用は、豊かな市民生活の実現や新たな産業の創出につながることが期待されているため、積極的にまちづくりに活用することが求められています。

基本方針

- 本市の基幹産業の持続的発展を支援するとともに、市民が誇りを持てる「海事都市※尾道」の実現を図ります。
- 市内企業の多くを占める中小企業が安定的に発展し、雇用確保が図られるよう、中小企業のニーズを把握し、活性化を促進します。
- 企業が新たな販路開拓を行えるよう設備投資に対して支援します。
- 市民や来訪者にとって魅力的な商店街となるよう、賑わい創出や施設整備を支援し、地域商業の活性化を促進します。
- 地域経済の持続的発展と豊かな市民生活の実現に向けて、先進的なデジタル技術を活用したまちづくりを進めます。

30

扉ページ例（第１章）

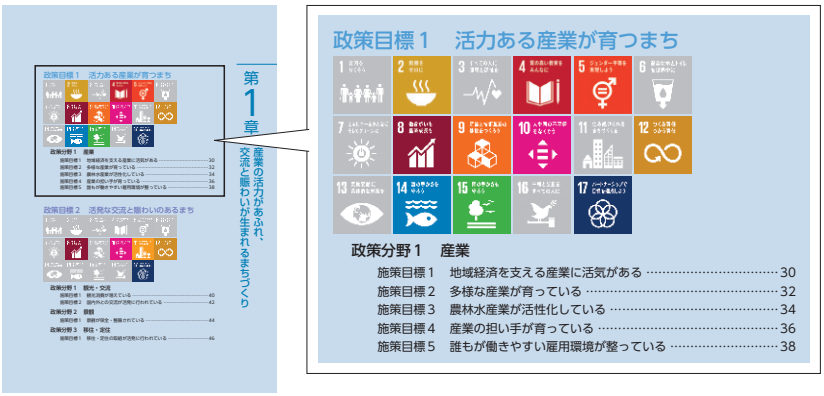

第1章 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

政策目標 1 活力ある産業が育つまち

政策分野 1 産業

施策目標 1 地域経済を支える産業に活気がある …… 30
施策目標 2 多様な産業が育っている …… 32
施策目標 3 農林水産業が活性化している …… 34
施策目標 4 産業の担い手が育っている …… 36
施策目標 5 誰もが働きやすい雇用環境が整っている …… 38

＜各章の扉ページについて＞

各章の扉ページには、各基本的方向を構成する政策目標等を掲載しています。

各政策目標に対応するSDGsの目標（ゴール）のうち、主なものを掲載しています。

施　策

施策目標 1　地域経済を支える産業に活気がある

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「地域産業が活性化している」と感じる市民の割合	%	23.3（令和３年度）	28.0

目標達成のための施策

❶ 基幹産業の支援

瀬戸内の十字路としての拠点性を活かし、企業誘致を進めるとともに、企業立地につながる基幹産業の支援を推進します。

◆ 企業立地促進事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
製造品出荷額等	億円／暦年	5,671（令和元年）	6,500

❷ 海事都市※尾道の推進

造船業・舶用工業の振興を図るとともに、人材確保・育成、海事思想の啓発により、海事産業※の持続的発展と市民が歴史・文化・産業に誇りを持てる「海事都市尾道」を推進します。

◆ 海事都市尾道推進事業 尾道オリジナル
◆ 因島技術センター支援事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
因島技術センター受講者修了者数（累計）	人	1,957	2,400

❸ 中小企業の支援

商工団体等と連携しながら中小企業の資金調達を支援し、事業経営の安定化を図るとともに、販路拡大を支援するなど、活性化を促進します。

◆ 中小企業金融支援事業
◆ 産業支援員等配置事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
中小企業金融支援融資実行件数	件	76【243（令和元年度）】	300

❹ 先進的なデジタル技術の活用促進

地域経済の持続的発展と豊かな市民生活の実現に向けて、マイナンバーカード※の利活用促進や先進的なデジタル技術を活用した実証実験を誘致するなど、地域におけるデジタル技術の活用を促進します。

◆ 尾道市実証実験サポート事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
実証実験サポート件数（累計）	件	2	50

各論　第1章　産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり　政策目標1　活力ある産業が育つまち

31

施策
施策目標を達成するための取組群を示しています。

施策目標の指標
施策目標の達成度を測るための指標であり、各施策目標の進捗状況等を評価するPDCAサイクルにおけるCheck（評価）で活用します。

目標達成のための施策
施策目標を達成するために実施する施策を示しています。

目標達成のための指標
目標達成のための施策の進捗状況等を評価する指標であり、令和８年度の目標値の達成を目指します。

基準値が、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていると考えられる場合は、【　】内に新型コロナウイルス感染症の影響が小さいと考えられる年度の実績値を示しています。

尾道オリジナル
目標達成のための施策を構成する事業のうち、人財、資源、広域拠点性を活かした尾道らしい特徴的な事業を示しています。附属資料（140～143ページ）に尾道オリジナル事業の概要を示しています。

第1章 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

政策目標１　活力ある産業が育つまち

政策分野１　産業

施策目標１　地域経済を支える産業に活気がある …… 30
施策目標２　多様な産業が育っている …… 32
施策目標３　農林水産業が活性化している …… 34
施策目標４　産業の担い手が育っている …… 36
施策目標５　誰もが働きやすい雇用環境が整っている …… 38

政策目標２　活発な交流と賑わいのあるまち

政策分野１　観光・交流

施策目標１　観光消費が増えている …… 40
施策目標２　国内外との交流が活発に行われている …… 42

政策分野２　景観

施策目標１　景観が保全・整備されている …… 44

政策分野３　移住・定住

施策目標１　移住・定住の取組が活発に行われている …… 46

政策分野 1
産 業

施策目標 1

地域経済を支える産業に活気がある

現状と課題

本市では、県営尾道流通団地の整備により企業誘致を進めるとともに、市内の中小企業の活性化にも取り組んできました。人口減少に伴い地域間競争が一層激しさを増す中、近年、本市の域内総生産※は５千億円前後で推移しています。製造品出荷額等は、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業（造船業等）が占める割合が高くなっており、これらの基幹産業に加えて、食料品製造業等の多様な産業が本市経済を支えています。今後も、本市が将来にわたって発展し続けるためには、円滑な企業活動への支援が求められています。

本市は、古くから海上交通の要衝であり、全国でも有数の海事産業※の集積地となっています。造船業においては、アジア諸国の経済成長に伴い競争が激化しており、我が国の受注量は平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じています。また、舶用工業についても造船業の影響を受けており、減少傾向となっています。今後は、技術力を活かした産業の高付加価値化等により国際競争力を強化する必要があります。

また、本市の商業については、中世より北前船※の寄港による港の発展に伴い交易港として栄え、海上輸送に携わった海運業者が商人へと独立してきた背景があり、卸売業・小売業の従業者数は、製造業に次いで２番目に多く、全体の約２割を占め、事業所数は、全業種の中で最も多く、全体の約３割を占めています。このため、地域に根差した卸売業・小売業の持続的な発展に向け、商工団体等と連携し、支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、本市を訪れる観光客の増加に伴い、商店街を中心に、市民や来訪者が魅力を感じる尾道らしい個性的な店舗が出店されている一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、多くの事業者は厳しい経営状況に置かれています。今後も、感染拡大防止を推進し、賑わい創出や施設整備を支援することにより市内経済を回復させ、地域商業の活性化につなげていくことが求められています。

本市の経済や雇用を支えてきた産業の多くは、比較的規模の小さい企業が占めており、事業経営者の高齢化や後継者不在により事業承継が課題となっています。こうした中小企業の経営の安定を図るためには、企業ニーズを把握し、ニーズに対応した支援が求められています。

また、少子高齢化の進展に伴い、製造業や卸売業・小売業など、労働力不足が課題となっているため、生産性向上に向けたデジタル技術の活用促進等を図るとともに、多様な人材の確保に取り組む必要があります。

さらに、先進的なデジタル技術の活用は、豊かな市民生活の実現や新たな産業の創出につながることが期待されているため、積極的にまちづくりに活用することが求められています。

基本方針

- 本市の基幹産業の持続的発展を支援するとともに、市民が誇りを持てる「海事都市※尾道」の実現を図ります。
- 市内企業の多くを占める中小企業が安定的に発展し、雇用確保が図られるよう、中小企業のニーズを把握し、活性化を促進します。
- 企業が新たな販路開拓を行えるよう設備投資に対して支援します。
- 市民や来訪者にとって魅力的な商店街となるよう、賑わい創出や施設整備を支援し、地域商業の活性化を促進します。
- 地域経済の持続的発展と豊かな市民生活の実現に向けて、先進的なデジタル技術を活用したまちづくりを進めます。

施　策

施策目標 1　地域経済を支える産業に活気がある

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「地域産業が活性化している」と感じる市民の割合	%	23.3（令和３年度）	28.0

目標達成のための施策

❶ 基幹産業の支援

瀬戸内の十字路としての拠点性を活かし、企業誘致を進めるとともに、企業立地につながる基幹産業の支援を推進します。

◆ 企業立地促進事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
製造品出荷額等	億円 / 暦年	5,671（令和元年）	6,500

❷ 海事都市※尾道の推進

造船業・舶用工業の振興を図るとともに、人材確保・育成、海事思想の啓発により、海事産業※の持続的発展と市民が歴史・文化・産業に誇りを持てる「海事都市尾道」を推進します。

◆ 海事都市尾道推進事業 尾道オリジナル
◆ 因島技術センター支援事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
因島技術センター受講者修了者数（累計）	人	1,957	2,400

❸ 中小企業の支援

商工団体等と連携しながら中小企業の資金調達を支援し、事業経営の安定化を図るとともに、販路拡大を支援するなど、活性化を促進します。

◆ 中小企業金融支援事業
◆ 産業支援員等配置事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
中小企業金融支援融資実行件数	件	76【243（令和元年度）】	300

❹ 先進的なデジタル技術の活用促進

地域経済の持続的発展と豊かな市民生活の実現に向けて、マイナンバーカード※の利活用促進や先進的なデジタル技術を活用した実証実験を誘致するなど、地域におけるデジタル技術の活用を促進します。

◆ 尾道市実証実験サポート事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
実証実験サポート件数（累計）	件	2	50

政策分野 1
産 業

施策目標 2

多様な産業が育っている

現状と課題

中国やまなみ街道の全線開通により、本市の「瀬戸内の十字路」としての拠点性が一層高まっており、企業立地による企業活動に大きな期待が寄せられています。本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、雇用の拡大につながる既存企業の設備投資や、拠点性を活かした企業立地の促進が不可欠であり、これらに継続的に取り組む必要があります。

また、第１次ナショナルサイクルルート※に指定された瀬戸内しまなみ海道のサイクリングロードや、全国最多３つの日本遺産※の認定等による、本市の国内外での認知度の上昇に伴い、観光客を対象としたビジネスにチャレンジする気運も高まっています。これらの地域資源を活用して、若者を中心に、市内で新しく創業しようとする人が増加しており、創業支援等の取組が求められています。さらに、「道の駅クロスロードみつぎ」等の農商工等連携による地域経済の活性化や雇用の拡大も必要となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響でテレワーク※等による働き方の多様化が進むことで、地方への事業所の移転やワーケーション※への関心が高まっています。本市においても、地域資源を活かしたワーケーション誘致の検討が必要となっています。

基本方針

- 地域経済の活性化、雇用の拡大を図るため、新たな事業の創業・育成を支援するとともに、中小企業の活性化を図ります。
- 地域におけるものづくり産業の集積を図るため、既存企業の設備投資を支援するとともに、新たな企業進出を促進します。
- 働き方の多様化に伴う本市への本社機能の移転やシェアオフィス※の設置を支援します。

道の駅クロスロードみつぎ

施　策

施策目標 2　多様な産業が育っている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
事業所数	事業所	7,334 （平成28年）	維持

目標達成のための施策

❶ 新規ビジネスの発掘・育成・支援

市内で新しくビジネスを始めようとしている人や創業して間もない人を対象に必要な支援を行い、経済の活性化、雇用の拡大を図ります。

◆ 創業支援事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
創業支援利子補給金交付対象件数	件	59	70

❷ 中小企業の支援（再掲）

❸ 企業立地の促進

地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、企業誘致に向けた情報発信及び既存企業の設備投資の支援を行うとともに、新たな産業団地の整備を推進します。

◆ 企業立地促進事業（再掲）尾道オリジナル
◆ オフィス移転等促進奨励事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
尾道市工場設置奨励制度申請件数	件	11	15

ONOMICHI SHARE

政策分野 1
産 業

施策目標 3

農林水産業が活性化している

現状と課題

本市は、レモン、ネーブル、わけぎが国内有数の産地であり、八朔やみかん等の柑橘類、ぶどう（デラウェア）、イチジク（蓬莱柿）、桃、スナップエンドウは県内屈指の産地となっています。これら高品質な農作物の安定供給と、販路拡大を目的とした尾道ブランド※農産物認証制度を設けるとともに、農産物を活用したメニューや商品開発を推進することにより、農業者の生産意欲の喚起と所得の向上に取り組んでいます。一方、その多くは小規模経営であり、近年の後継者不足、耕作放棄地の増加、集落機能の低下、国際化の進展と産地間競争の激化による販売価格の低迷、有害鳥獣※被害等の様々な課題があります。そのため、持続的・安定的な農業経営を実現するため、生産性の向上や、経営基盤の強化に取り組んでいます。

林業においては、手入れがなされずに放置された人工林等により、森林の持つ、水源涵養※、土砂災害防止、地球温暖化防止等の多面的な公益的機能が失われつつあります。今後も、林道や里山を継続的に整備し、維持管理を行うなど、森林保全に努める必要があります。

漁業においては、本市の近海は、四季の魚種に富んだ良好な漁場であり、地産地消による地魚の魚食普及、フォアグラハギ※等の高付加価値魚の開発、アコウ等の地域産高級魚のブランド化に取り組んでいます。一方、近年の干潟・藻場の減少に伴うアサリ等の水産資源の減少や漁場環境の悪化や漁業者の減少など、漁獲量は年々減少しています。また、魚食離れに伴う魚価の低迷も重なり、漁業の減退傾向が続き、後継者不足も発生しています。そのため、産学官連携によるアサリ等の水産資源の回復や、漁業者自らの販売促進を支援すること等により、漁業経営の安定と向上に取り組んでいます。

また、平成 30 年度（2018 年度）に認定を受けた「SAVOR　JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）※」の取組をはじめとした地域資源を活かした取組により、本市固有の農林水産業及び「食」や「食文化」を地域資源として体験や交流に活用していくことで、訪日外国人を含む観光交流人口※の増大や観光消費額の増加を図るとともに、生産者の所得向上に伴う農林水産業の振興を目指し、地域経済の循環につなげます。

基本方針

- 農業経営の安定化を図るため、農産物の高付加価値化等に取り組み、農林水産業の生産性の向上を促進します。
- 森林の保全を図るため、林道や里山を継続的に整備し、維持管理に努めます。
- 漁業経営の安定化を図るため、漁場環境の改善や地魚の消費拡大を推進します。
- 訪日外国人をはじめとする交流人口の拡大や定住促進を図るため、本市固有の食と食文化に関する地域資源を掘り起こし、地域の魅力を発信します。

施　策

施策目標 3　農林水産業が活性化している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
農業産出額（推計）	千万円 / 暦年	1,098（令和元年）	1,100
漁獲量	t / 暦年	512（令和元年）	640

目標達成のための施策

❶ 農林水産業の生産性の向上・高付加価値化の推進

経営の安定化を図るため、生産を支える環境の整備や、尾道ブランド※を活かした高付加価値化等を推進します。

尾道ブランド農産物認証マーク

◆ 尾道ブランド発展支援事業 尾道オリジナル
◆ 地先※資源増加対策事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
ブランド農産物認証数（累計）	品目	6	10
漁獲量	t / 暦年	512（令和元年）	640

❷ ６次産業※化の支援

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓など、農山漁村地域ビジネスの取組を促進します。

◆ 尾道市６次産業化総合支援事業
◆ びんご６次産業化アドバイザー　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
６次産業化支援件数（累計）	件	8	10

❸ 地産地消の推進

地元農産物等の活用と食育※を通した地域理解を図るため、生産者と消費者を結びつけ、地産地消を推進します。

◆ 尾道スローフード※まちづくり事業 尾道オリジナル
◆ 尾道季節の地魚の店認定事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
地産地消ツアー実施回数	回	2	4

❹「SAVOR　JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）※」の取組推進

「SAVOR　JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の取組による本市固有の農林水産業及び食と食文化に関する地域資源を掘り起こし、歴史的なストーリーを交えた情報発信を推進します。

◆ SAVOR　JAPAN 活動推進支援事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
外国人観光客数	千人 / 暦年	100（令和２年）【341（令和元年）】	341

政策分野 1
産 業

施策目標 4

産業の担い手が育っている

現状と課題

近年、本市の生産年齢人口は減少が続いており、令和２年（2020 年）は、約６万８千人となっています。将来的な人材不足が懸念される中、地場産業の強化が求められています。平成 28 年経済センサス - 活動調査において、特に従業者が多い産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉となっており、全産業の従業者数のうち、製造業の構成比が約 28% を占めています。このことから、製造業が雇用吸収力の高い重要な産業と考えられますが、熟練技術者の退職に伴う技能承継や次世代の人材育成、事業経営者の高齢化による事業承継が課題となっています。

また、農林水産業のいずれも、後継者不足や、就業者の高齢化が進み、農林水産業を取り巻く環境は厳しくなっています。特に農業従事者数は、令和２年（2020 年）で 60 歳以上が約 90% を占めるなど、高齢化が進んでいます。引き続き、新規希望者の相談や各種研修、新規就農・新規漁業者への支援等を行うなど、就農、就漁のための取組が求められています。

基本方針

- 次世代を支える人材を確保するため、技能承継と人材育成を支援します。
- 事業経営者の後継者不足に対応するため、事業承継を支援します。
- 農林水産業の活性化を図るため、担い手づくりの支援や農地所有適格法人※の経営力強化に努めます。

援農テゴー隊

刺し網調査

施　策

施策目標 4　産業の担い手が育っている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
従業者数	人	60,661 （平成28年）	維持

目標達成のための施策

❶ 製造業等の人づくりの支援

ものづくり産業の人材育成、技術・技能の承継等を促進します。

◆ 因島技術センター支援事業（再掲）尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
製造業従業者数	人	17,126 （平成28年）	維持

❷ 農林水産業の担い手支援

農林水産業の人材育成支援など、担い手づくりを促進します。

◆ おのみち「農」の担い手総合支援事業 尾道オリジナル
◆ 認定農業者支援事業
◆ 新規就農者育成交付金事業
◆ 新規漁業就業者漁船漁具等整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
認定農業者数	人	130	維持

❸ 営農の組織化支援

営農の組織化や経営の高度化に向け積極的に挑戦できる環境を整え、地域の核となる経営力の高い担い手を育成し、農地所有適格法人※の経営力強化、活性化を促進します。

◆ 農地中間管理事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
集落法人※数	法人	9	10

因島技術センターでの撓鉄専門技能研修

政策分野 1
産 業

施策目標 5

誰もが働きやすい雇用環境が整っている

現状と課題

近年、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、グローバル化による競争激化など、雇用を取り巻く環境は大きく変化しており、若者、高齢者など、誰もが家庭、地域、職場で自分の力を発揮し、生きがいを持てる社会の実現が求められています。将来にわたって安心して暮らせる活力ある地域社会を実現するためには、女性・高齢者等のマンパワーを最大限に活かすことが必要です。本市の求職者は、45 歳以上が約５割を占めており、中高年層が多いことや女性の求職者の半数以上がパート勤務を希望していることなどが特徴となっています。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、有効求人倍率は低下傾向にありますが、求人数が求職者数を上回る状況は続いています。また、業種によってはスキルや能力等の面で、求職と求人の条件が一致せず、求職者が希望する仕事に就けない「雇用のミスマッチ」も発生しています。そのため、多様な働き方を推進し、意欲を持ったすべての人が能力を発揮し活躍できるよう、ニーズに対応した就労環境づくりや、雇用の場の拡大が必要です。

また、男女ともに仕事と生活に対する意識やニーズが変化し、「ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）」等を求める傾向が強まり、「働き方改革※」に取り組む企業が増えています。本市においても、市内の企業が働きやすい雇用環境を整え、人材を確保することができるよう、雇用情報の提供や企業の魅力発信等の取組を進めています。こうした中、UIJ ターン※就職を支援するとともに、関係機関等と連携し、新卒者等の地元就職を促進する必要があります。

基本方針

- 将来にわたって安心して暮らせる活力ある地域社会を実現するため、意欲を持った女性・高齢者・障害のある人等の活躍を促進します。
- 男女を問わず、働きながら子育てや介護等に参加できる社会の実現を図るため、仕事と生活を両立できる環境づくりを促進します。
- 若者の市内定着と市外への流出抑制、UIJ ターンを推進するため、関係機関等と連携し、地元就職を促進します。

企業合同説明会

施　策

施策目標 5　誰もが働きやすい雇用環境が整っている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「自分が働いている職場の環境がよい」と感じる市民の割合	%	47.2（令和３年度）	55.0

目標達成のための施策

❶ 就労の支援

仕事や就職に不安や悩みを持つ人が相談できる場として、専門のアドバイザーによる個別相談窓口を開設するなど、きめ細やかな就労支援を図り、円滑な就職を促進します。

◆ キャリアコンサルティング※事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
尾道しごと館相談者数	人	49	60

❷ 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進

あらゆる分野で女性が能力を発揮できる環境づくりや、高齢者が豊富な経験を活かし、積極的に社会参加できる社会づくり、また、障害のある人の雇用の場の拡大に努め、働く意欲のある人の活躍を促進します。

◆ 企業の魅力発信事業 尾道オリジナル
◆ 女性の活躍支援事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
女性就業率	%	43.4（平成27年）	51.4
高齢者就業率	%	21.7（平成27年）	29.8

❸ 魅力ある働きやすい職場づくりの促進

職場環境の充実を図るため、国や県の諸制度を活用し、仕事と生活を両立できる環境づくりを促進します。

◆ 企業の魅力発信事業（再掲）尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
広島県男性育児休業等促進宣言企業のうち市内企業登録数（累計）	社	10	20

❹ 地元就職への支援

企業合同説明会の開催や就職関連情報の提供に加え、企業の魅力発信等により、UIJ ターン※就職を支援するとともに、関係機関等と連携し、地元就職を促進します。

◆ ふる里就職促進事業 尾道オリジナル
◆ 企業の魅力発信事業（再掲）尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
企業合同説明会参加人数	人	77【167（平成30年度）】	150

政策分野 1
観光・交流

施策目標 1

観光消費が増えている

現状と課題

本市では、全国最多３つの日本遺産※認定や、しまなみ海道サイクリングロードの第１次ナショナルサイクルルート※指定、近年の訪日外国人旅行者の増加等を追い風に、平成 21（2009 年）年以降、平成 30 年７月豪雨災害時を除き、観光客数は増加傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、観光産業は大きな打撃を受けています。観光消費は地域経済に広く波及するものであり、雇用機会の創出等にとって重要であることから、観光需要の回復のための取組を段階的に進めていく必要があります。こうした中、平成 31 年（2019 年）の尾道駅新駅舎の開業、市街地や瀬戸田地域における新たな宿泊施設の開業、令和２年（2020 年）の観光型高速クルーザーの就航など、近年、民間投資が活発になっています。地域資源を活用した DX※の推進等により、観光サービスの変革と新たな観光需要の創出を図りながら、民間投資をさらに促進させ、地域経済を活性化させる必要があります。

また、日本遺産の活用や「SAVOR　JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）※」の取組、千光寺公園内の施設のリニューアル等により、更なる国内外からの観光客の増加が期待される一方で、滞在（宿泊）型観光への転換や、観光消費額の増加への取組が課題となっています。観光客の受入環境の更なる向上や観光コンテンツの高付加価値化による、滞在時間の延長と観光消費額の増加を図る取組が必要です。

さらに、インバウンド※の回復も見据え、本市の強みである歴史や文化、風土を感じるまちなみや景観を保全、維持、向上させながら、次世代を先取りする新しいものとの融合を図る尾道独自の取組や情報発信が必要です。ホームページ、SNS※、アプリ等を活用したプロモーションを一層充実させるとともに、多言語案内ツールの活用、観光・サイクリングガイドの育成により、外国人観光客の受入体制の充実を図り、インバウンド戦略を優位に進めていく必要があります。

今後も、「瀬戸内の十字路」の優位性を活かし、広域連携体制を強化するとともに、観光協会やしまなみジャパン（しまなみ DMO※）、尾道市立大学等と連携して、観光・交流を軸とした地域づくりを戦略的に推進していく必要があります。さらに、観光産業を基幹産業に育てることで、交流・関係人口※の増加、雇用の拡大、投資の促進という好循環を生み出し、地域経済を活性化することが必要です。

基本方針

- 各地域の特徴を活かした観光による地域づくりを行うため、本市のブランド力の戦略的な活用を図ります。
- 地域経済を活性化させるため、コロナ禍からの早期の観光需要の回復と更なる賑わいの創出を図り、宿泊者の増加、民間投資の活発化、観光産業の振興を促進します。
- 観光振興による地域活性化のため、愛媛県今治市、上島町との広域連携による「しまなみジャパン」の円滑な運営を図ります。
- インバウンドの回復も見据え、観光戦略を優位に展開するため、DX の推進等による観光サービスの変革と新たな観光需要の創出に取り組むとともに、SNS やデジタルサイネージ※の活用等により、国内外に向けてまちの魅力を発信します。

施　策

施策目標 1　観光消費が増えている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
観光消費額	億円 / 暦年	207（令和２年） 【292（令和元年）】	320

目標達成のための施策

❶ 観光まちづくりの推進

観光による地域づくりを行い、まちなかの賑わい創出を図るため、DX※の推進等に取り組みながら、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースや日本遺産※など、本市のブランド力を戦略的に活用します。

◆ 日本遺産推進事業 尾道オリジナル
◆ しまなみ海道イベント開催事業 尾道オリジナル
◆ 観光パートナー養成事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
総観光客数	千人 / 暦年	4,705（令和２年） 【6,826（令和元年）】	7,103

❷ しまなみジャパンの取組推進

しまなみ海道エリアの稼ぐ力の向上と国内外に広く認知されるしまなみブランドの確立を図るため、地域全体をマネジメントし観光戦略を実施する地域連携型 DMO※組織「しまなみジャパン」の取組を推進します。

◆ しまなみ DMO 形成推進事業 尾道オリジナル
◆ レンタサイクル事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
サイクリング客数	千人 / 暦年	120（令和２年） 【217（令和元年）】	233

❸ シティプロモーション※の強化

本市の観光地紹介、ホームページの再構築など、国内外に向けて、まちの魅力発信を推進します。

◆ フィルムコミッション※事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
尾道観光協会ＳＮＳ※のファン数	千人	44	50

❹ インバウンド※対策の強化

インバウンド観光のより一層の振興を図るため、外国人に対する観光案内所の機能強化や多言語対応を促進するとともに、外航船の誘致に取り組むなど、尾道水道の賑わい創出を図ります。

◆ 外国人旅行者誘致事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
外国人観光客数	千人 / 暦年	100（令和２年） 【341（令和元年）】	341

❺「SAVOR　JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）※」の取組推進（再掲）

❻ 観光基盤の整備

国内外からの観光客の増加を図るため、民間活力も活用しながら滞在（宿泊）型観光への転換を図り、「瀬戸内の十字路」としての拠点性や日本遺産に認定された本市の特色を活用した観光拠点施設の整備を推進します。

◆ しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業 尾道オリジナル
◆ しまなみサクラ公園交流施設整備事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
一人当たり観光消費額	円 / 暦年	4,405（令和２年）	4,500

政策分野 1
観光・交流

施策目標 2

国内外との交流が活発に行われている

現状と課題

本市では、しまなみ交流館、ベル・カントホール、本因坊秀策囲碁記念館、尾道ふれあいの里、むかいしま文化ホールなど、各地域に多彩な交流施設が整備されており、これらの施設を活用したイベントや大会等を通じて、市内外との交流が活発に行われています。姉妹都市※や海外の友好交流都市※との交流、サイクリング等を通じたスポーツ交流、市技「囲碁」等を通じた文化交流、教育現場における海外の学校との交流など、交流の相手方や内容も、国内外を問わず多方面にわたっており、引き続き、交流の場の充実を図るとともに、今後は、オンライン会議ツール等を活用した、リアルとバーチャルの組み合わせによる新たな交流の形を模索することが必要です。また、社会・経済のグローバル化が進展する中、観光客等の訪日外国人や外国人労働者も増加しており、外国人と様々な形で交流することにより、国際理解の醸成を図る必要があります。

さらに、賑わいのあるまちづくりを進めるため、まちなかの空き家・空き店舗等を活用して、創業を考えている若者等を支援するなど、交流・定住を促進し、その経済効果を地域の活性化につなげていくことが求められています。

基本方針

- 多様な目的での交流を促すため、市民や観光客が参加しやすい交流の仕組みづくりを推進します。
- グローバル化の進展に対応するため、海外からの留学生受入の拡大や在留外国人との交流イベント等により国際理解を醸成します。
- 空き家や空き店舗等を活用した地域の活性化を推進します。

外国人による日本語スピーチ大会＆交流会

施　策

施策目標 2　国内外との交流が活発に行われている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
満足度調査「国際交流が推進されている」と感じる市民の割合	%	29.7 （令和３年度）	35.0

目標達成のための施策

❶ まちなかの活性化

地域特性や消費者ニーズに合った特色ある店舗づくりや、地域、商業・観光関係者、まちづくりに取り組む団体等が一体となった集客イベント等の取組を支援するなど、まちなかの賑わいづくりを推進します。

◆ 尾道商業会議所記念館活用事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「まちなかが賑わっている」と感じる市民の割合	%	32.8 （令和３年度）	38.0

❷ 国際交流の推進

海外からの留学生の受入や海外の学校との交流、外国人との交流イベント等を通じ、本市を訪れる外国人と市民との交流を推進します。

◆ 国際交流推進事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
満足度調査「国際交流が推進されている」と感じる市民の割合	%	29.7 （令和３年度）	35.0

❸ 交流環境の整備

市民や観光客が訪れやすく、参加しやすい交流の仕組みづくりを行い、交流環境の整備を推進します。

◆ しまなみ交流館整備事業
◆ 瀬戸田市民会館整備事業
◆ みなとオアシス※運営事業
◆ 瀬戸田サンセットビーチ改修整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
公演入場率（１公演平均）	%	91.3 【61.2（令和元年度）】	80.0

政策分野 2
景 観

施策目標 1

景観が保全・整備されている

現状と課題

本市は、市街地、島しょ部、山地・丘陵地など、地域ごとに特徴のある景観資源を有しています。これらの美しい景観を市民の共有財産として守り、育てるため、尾道市景観条例、尾道市屋外広告物条例を制定するとともに、市内全域を景観計画区域に指定し、良好な景観形成のための取組を進めています。

また、本市は古くからの商人のまちであるため、まちなかの賑わいの創出と、尾道らしいと感じさせる景観保全を中心とした施策の共存が求められています。尾道市歴史文化基本構想や歴史的風致※維持向上計画に基づき、市民等と行政が協働※により、景観と歴史・文化を活かしたまちづくりに継続して取り組んだ結果、文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）の受賞や全国最多３つの日本遺産※認定につながりました。さらに、映画、CM、SNS※等により、本市の認知度が高まっており、千光寺南斜面を中心とした斜面地や商店街のある市街地エリアをはじめ、市内全域において若者を中心とした空き家・空き店舗等の再生・活用の取組も進んでいます。

本市の貴重な文化財を後世に伝えるため、浄土寺をはじめとした重要文化財（建造物）の保存修理及び防災設備の整備を行っています。今後も、重要文化財（建造物）を所有している寺院等の防災設備の老朽化に対応し、設備の更新を進めていく必要があります。

本市の歴史的風致を含めた歴史・文化資源や景観の保全・整備は、行政のみの取組ではなく、様々な過程を経た市民の動きが礎となったものであり、自然やまちなみ、尾道水道や瀬戸内しまなみ海道沿線など、今後も、先人の残した「景観」という財産をまちづくりに活かせるよう、継続して保全に取り組む必要があります。

基本方針

- まちなかの賑わいの創出と、尾道らしさが感じられる景観を調和させるため、市民と行政が互いの責務に基づき、本市固有の景観の保全・創造を推進します。
- 歴史的建造物、伝統行事、地域固有の風情等の魅力を守るため、引き続き歴史的風致の維持向上を図ります。

施　策

施策目標 1　景観が保全・整備されている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「尾道らしい景観や風景が良好に保全されている」と感じる市民の割合	%	74.5（令和３年度）	75.0

目標達成のための施策

❶ 景観形成の誘導

歴史、風土、文化と調和した本市固有の景観を保全・創造するとともに、市民と行政が協働※して取り組む景観づくりを推進します。

◆ 景観形成事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守っていく必要がある」と感じる市民の割合	%	86.1（令和３年度）	87.0

❷ 歴史的風致※の維持向上

本市の歴史的な魅力をさらに高める景観づくりを推進するなど、歴史的風致の維持向上を図ります。

◆ 歴史的風致維持向上事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
歴史的建造物・工作物整備件数（累計）	件	12	17

通りの美装化

政策分野 3
移住・定住

施策目標 1

移住・定住の取組が活発に行われている

現状と課題

本市では、少子高齢化の進展や大都市圏等への転出超過によって、年少人口、生産年齢人口の減少による地域活力の低下が懸念されており、今後、人口構造の若返りが課題となっています。

このため、住みよい住環境や安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、仕事の創出や働きやすい雇用環境を整えるなど、誰もが安心して生涯暮らせるまちづくりを行うことで、市の魅力を高め、新たな人を呼び込むことが必要となっています。近年、地方への移住希望者は増加する傾向にあり、本市への移住に関心を持つ人も多くなっています。そのため、多様なニーズに対応した、移住・定住に必要な情報を幅広く発信していくことが必要です。

また、本市のNPO※団体等は、尾道の魅力を活かした空き家再生を行い、移住希望者に地域の特性や地域の人を紹介するなど、移住・定住促進に取り組んでいます。こうした特色ある活動を行っている様々な地域、団体、企業等と連携しながら移住・定住に取り組んでいくことが必要となっています。

さらに、地域の担い手確保など、地域課題の解決や地方移住の裾野の拡大につながる、関係人口※の創出・拡大が必要です。

基本方針

- 子育て世代をはじめ、幅広い世代の転入を促進するため、住まい、子育て、仕事等の各分野において、移住・定住の促進を十分に意識するとともに、市民、団体、企業等とお互いの取組を共有しながら、連携を図ります。
- 多様な移住・定住のニーズに対応するため、支援策等の情報発信や相談等に応じる仕組みづくりを推進します。
- 関係人口の創出・拡大に向け、地域課題の解決等につながる地域外人材を呼び込む仕組みづくりを推進します。

移住フェア

施　策

施策目標 1　移住・定住の取組が活発に行われている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
転出超過数	人	568 （平成29～令和３年 平均値）	減少

目標達成のための施策

❶ 移住・定住の促進

住みよい住環境の整備、子育て支援の充実、市内就職促進のための情報提供や魅力的な仕事の創出など、関係する施策について連携して展開するとともに、地域住民や団体、企業等とお互いの取組を共有し、積極的に連携しながら、移住・定住の促進を図ります。

◆ 移住・定住相談事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
移住相談ネットワーク※を利用したUIJターン※数	人	86	100

❷ 移住・定住に係る情報の発信

移住・定住に必要な住まい・子育て・仕事に関する情報や支援策、先輩移住者の体験談等を併せて提供することや相談窓口の明確化等により、移住・定住を促進します。

◆ 移住・定住情報提供事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
尾道ブランド※サイトのページビュー数	千PV	67	120

❸ 関係人口※の創出・拡大の推進

地域の活性化や課題解決等を目的とした、地域住民と地域外人材を巻き込んだ事業を推進することで、関係人口の創出・拡大を図ります。

◆ 若者チャレンジ講座 尾道オリジナル
◆ 地域活動実践者育成事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
若者チャレンジ講座の受講者及び聴講者数（累計）	人	938	1,600

尾道ブランドサイト「人と尾道」

第2章 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

政策目標３　心豊かな人材を育むまち

政策分野１　歴史・文化・芸術

施策目標１　歴史・文化・芸術が継承され、活かされている ……50

政策分野２　学校教育

施策目標１　夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている…52
施策目標２　学校施設が整備されている ……54

政策分野３　生涯学習

施策目標１　いつでも学べる環境が整っている ……56
施策目標２　学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している…58
施策目標３　スポーツを楽しんでいる ……60

政策目標４　人と地域が支え合うまち

政策分野１　協働

施策目標１　協働のまちづくりの意識が定着している ……62
施策目標２　地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている ……64

政策分野２　人権

施策目標１　人権が尊重されている ……66
施策目標２　男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している ……68

政策分野 1
歴史・文化・芸術

施策目標 1

歴史・文化・芸術が継承され、活かされている

現状と課題

本市では、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げる中、令和元年（2019 年）には尾道港開港 850 年を迎えました。また、この間、優れた芸術・文化を生み出し継承してきた取組が認められ、全国最多３つの日本遺産※に認定されています。

文化活動の継承にあたっては、市技「囲碁」の普及・発展を図る囲碁のまちづくり事業のように、それぞれの文化の魅力を高める活動を子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に充実させることが必要です。

また、浄土寺多宝塔や向上寺三重塔など４件の国宝、54 件の重要文化財、35 件の登録文化財など、数多くの文化財を計画的に保存・活用するとともに、日本遺産に認定されたことを活かし、歴史・文化資源を活用した観光の振興や、文化財愛護精神の育成に取り組んでいます。

芸術・文化の振興については、主体的な市民活動を支援するとともに、誰もが芸術・文化活動に参加できるよう、尾道市美術館ネットワーク※を活用した鑑賞機会の提供など、芸術・文化に触れ親しむ機会の創出が求められています。

また、芸術･文化活動や鑑賞の場となる施設については、老朽化に対応する維持･更新等の整備に加えて、デジタル技術を取り入れた新たな芸術・文化を創造するための ICT※インフラの整備が必要です。

基本方針

- 芸術・文化活動の充実を図るため、芸術・文化に触れる機会の創出や主体的に活動できる環境づくりを推進します。
- 全国に誇れる囲碁のまちとしての魅力を高めるため、市技「囲碁」の普及活動を推進します。
- 歴史と文化を継承するため、文化財保存活用事業を推進するとともに、市民の文化財愛護精神を育成します。
- 市民や観光客等に充実した鑑賞機会を提供するため、市内美術館、博物館等関係団体との連携強化を図ります。
- デジタル技術を活用した新たな芸術・文化を創造するため、ICT インフラの整備による拠点性の向上を図ります。

本因坊秀策杯決勝

施　策

施策目標 1　歴史・文化・芸術が継承され、活かされている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている」と感じる市民の割合	%	46.6（令和３年度）	50.0

目標達成のための施策

❶ 歴史・文化資源の継承

市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、市内に残る歴史・文化資源の継承を促進します。

◆ 囲碁のまちづくり推進事業 尾道オリジナル
◆ まちなか文化交流施設整備事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
囲碁に親しんでいる市民の割合	%	6.3【8.5（令和元年度）】	8.0

❷ 文化財愛護精神の育成

市内に多く存在する寺社など、文化財の保存・活用をしながら、文化財を愛護する精神の育成・醸成を促進します。

◆ 国宝・重要文化財保存事業 尾道オリジナル
◆ 市史編さん※事業 尾道オリジナル
◆ 日本遺産※推進事業（再掲） 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
登録文化財数	件	35	40

❸ 芸術・文化活動の充実

市民の音楽、絵画、舞踊等の芸術・文化活動、子どもの芸術・文化体験の充実を推進します。

◆ 市内美術館連携強化事業 尾道オリジナル
◆ 絵のまち尾道四季展開催事業 尾道オリジナル
◆ 高校生絵のまち尾道四季展開催事業 尾道オリジナル
◆ 尾道マンガ大賞展開催事業 尾道オリジナル
◆ 市民音楽芸能祭開催事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「芸術・文化にふれ親しむことができる」と感じる市民の割合	%	44.2（令和３年度）	50.0

❹ 芸術・文化施設の整備

多様化する芸術・文化施設に関するニーズに対応するため、市内の既存施設を維持・更新するとともに、ICT※インフラの整備による拠点性の向上を図ります。

◆ しまなみ交流館整備事業（再掲）
◆ 瀬戸田市民会館整備事業（再掲）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
公演入場率（1公演平均）	%	91.3【61.2（令和元年度）】	80.0

政策分野 2
学校教育

施策目標 1

夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている

現状と課題

社会・経済のグローバル化の進展によって、子どもを取り巻く環境が変化する中、本市では、就学前教育から高等教育まで、誰もが教育を受けることができる環境づくりを進めています。小・中高等学校におけるALT※を活用した英語教育や台湾等との国際交流を通した人材育成など、グローバル社会に適応できる資質・能力を持つ子どもの育成に向けた一層の取組が求められています。

本市においては、平成30年度（2018年度）に策定した「尾道ゆめプラン」のもと、就学前教育と学校教育との円滑な接続による「尾道15年教育※」を進めるとともに、平成29年度（2017年度）に「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」を施策の柱とした「尾道教育みらいプラン2」を策定し、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」の育成、「信頼される学校づくり」に取り組んでいますが、各種学力調査の結果にみられる基礎的な知識・技能の定着や、児童生徒の不登校が課題となっています。

今後、学校教育を通じて、尾道への郷土愛を醸成するとともに、変化の激しい社会においても、自立して、社会に貢献できる人材を育成していくために、知・徳・体のバランスのとれた教育活動や、「主体的・対話的で深い学び」を促す教育活動の実現に向け、GIGAスクール構想※に基づくタブレット端末等を活用する環境を整備するなど、今日的課題を解決していくことのできる資質・能力を育む、質の高い事業展開が必要です。

さらに、学校の自主性・自律性を確立するとともに、中学校区が一体となったコミュニティ・スクール※の導入を進め、地域に開かれ信頼される学校づくりを実現していく必要があります。また、教育環境を充実させるため、児童生徒数の増減等を注視しながら、学校の在り方の検討や、学校における働き方改革※の推進が必要です。

基本方針

- 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもを育成するため、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」の育成を促進します。
- 教育の質の保証と向上を図るため、学校の自主性・自律性を確立し、地域に開かれ信頼される学校づくりや、教育環境の充実を推進します。

タブレット端末を使った授業

体育の授業の様子

施　策

施策目標 1　夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている」と感じる市民の割合	%	48.5 （令和３年度）	55.0

目標達成のための施策

❶「確かな学力」の向上

グローバル社会に適応できる力をつけるため、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力を育成するとともに学びに向かう力や人間性の涵養※を図ります。また、子どもたちに育成すべき資質・能力を総合的に育むため、タブレット端末等を活用するなど、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を進めます。

◆ 尾道版『学びの変革』推進事業 尾道オリジナル
◆ 外国語教育を充実する事業 尾道オリジナル
◆ 特別支援教育推進事業 尾道オリジナル
◆ ICT※活用推進事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
全国学力・学習状況調査（小６・中３）正答率が全国平均以上の学校割合	%	小学校：75.0 中学校：46.7 （令和３年度）	小学校：80.0 中学校：80.0

❷「豊かな心」の育成

郷土を愛し、地域に貢献しようとする態度や、自己肯定感・自己指導能力を向上させるため、「ふるさと学習」や「地域貢献活動」を推進します。また、道徳教育の充実を図り、生命尊重、豊かな心、伝統・文化の尊重、郷土愛等を育成します。

◆ ふるさと学習推進事業 尾道オリジナル
◆ 道徳性を育成する事業 尾道オリジナル
◆ いじめ・問題行動をなくすための取組 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
広島県児童生徒学習意識等調査「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合	%	小学校：85.5 中学校：79.9 （令和３年度）	小学校：100 中学校：100

❸「健やかな体」の育成

体力・運動能力の向上に取り組むことを通して、生涯を通じて健康で活力ある生活を送ろうとする意識の向上を推進します。

◆ 体力向上対策事業 尾道オリジナル
◆ 食育※・健康教育を充実する取組 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
広島県児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合	%	小学校：91.2 中学校：85.3 （令和３年度）	小学校：93.0 中学校：90.0

❹ 信頼される学校づくり

教職員の資質･能力の向上を図り、教育環境の充実を推進します。また、主体的で創意工夫のある教育活動の展開を図り、地域に開かれ信頼される学校づくりを行います。

◆ 学校評価、カリキュラム・マネジメント※の充実を図る取組 尾道オリジナル
◆ 特色ある学校づくり推進事業 尾道オリジナル
（中学校区で一体となったコミュニティ・スクール※の導入）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「信頼される学校づくりが進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.3 （令和３年度）	50.0

政策分野 2
学校教育

施策目標 2

学校施設が整備されている

現状と課題

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、生きる力を育むための教育環境として重要となっています。また、災害時には地域住民の緊急避難場所としての機能も有しており、その安全性の確保は極めて重要です。このため、非構造部材等の耐震対策や老朽化が進んでいる学校施設の安全面・衛生面・機能面等に配慮した改修を実施するなど、快適な教育環境の確保に努めています。

しかしながら、建築後 30 年を経過した建物の延床面積は 73%を占めており、不具合による早期の改修を必要とする施設も多く、また、時代に適応した質の高い教育を提供するために必要なインフラの維持・向上に取り組んで行く必要があります。

今後も引き続き、耐震対策、老朽化が進んだ建物の長寿命化対策など、状況の変化を見極めながら対応する必要があります。

学校給食は、衛生管理の徹底を図るため、学校給食衛生管理基準※に適合したドライシステム※による給食施設での給食提供が必要です。また、一部の中学校では、希望者が申込をする選択方式の給食を実施していますが、市内全中学校で、全員給食の実施が必要であるとともに、老朽化も進んだ施設が多いことから、令和２年度（2020 年度）に策定した「尾道市学校給食施設整備計画」に基づき計画的に施設整備を行い、衛生管理基準に適合した安全・安心な給食を、児童生徒全員に提供していく必要があります。

また、大学施設においては、老朽化に伴う計画的改修が必要です。就学前教育施設においても、教育と保育を一体的に行う施設である認定こども園※の整備等が必要です。

基本方針

- 幼稚園児、児童生徒等の安全・安心で快適な教育環境を確保するとともに、質の高い教育環境を提供するため、学校施設の安全対策を優先しながら学校施設の大規模改修･長寿命化改修を推進します。
- 子どもたちの心身の健全な育成、望ましい食習慣の形成を図るため、中学校の全員給食を目指した施設整備を推進します。

施　策

施策目標 2　学校施設が整備されている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
中学校全員給食実施率	%	31.3	100

目標達成のための施策

❶ 学校施設の整備

児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校施設の特別教室等へのエアコン設備の設置、老朽化した学校施設を大規模改修するなど、施設整備を推進します。

◆ 小中学校特別教室空調設備整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
特別教室空調設備設置率	%	37.5	60.0

西藤小学校増築工事　完成イメージ

政策分野 3
生涯学習

施策目標 1

いつでも学べる環境が整っている

現状と課題

市民一人ひとりが、生きがいのある充実した生活を送るために、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現に向けた取組が、今後ますます重要となります。本市では、ライフステージに応じた学びや交流等の機会を充実させるため、公民館や美術館、図書館等で多様な学習プログラムの充実や、利用拡大に向けた取組を進めており、多くの市民が参加しています。

また、尾道市立大学においても、大学施設及び知的資源を活用し、市民公開講座、発表会、講演会等を開催することにより市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育･研究･地域貢献を通して、まちづくりに資する人材育成に取り組んでいます。今後も、情報リテラシー※の向上や電子メディアの活用を図りながら、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応した各種講座や講演会等を実施していくなど、生涯学習機会の充実を図るとともに、主体的な学びの創造を目指す必要があります。

基本方針

- 市民一人ひとりが、生きがいのある充実した生活を送るため、生涯にわたり学べる環境づくりを推進します。
- 情報リテラシーの向上や電子メディアの活用を図りながら、幅広い世代に様々な学習機会が提供できるよう努めます。

おのみち市民大学講座・家庭教育講座「小学生のための星空観察会」

施　策

施策目標 1　いつでも学べる環境が整っている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「利用しやすい生涯学習施設が整備されている」と感じる市民の割合	%	46.4 （令和３年度）	50.0

目標達成のための施策

❶ 生涯学習の推進

市民が「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果がまちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。

◆ まちづくりをテーマとしたおのみち市民大学講座の開催事業 尾道オリジナル
◆ 尾道市立大学が主催する公開講座 尾道オリジナル
◆ 公民館自主サークル活動支援事業
◆ 定例主催講座・単発講座開催事業　など

指標名	単位	基準値 （令和２年度）	目標値 （令和８年度）
公民館自主サークル活動者数	人	156,867 【223,262（令和元年度）】	220,000

図書館「青空おはなし会」

政策分野 3
生涯学習

施策目標 2

学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している

現状と課題

社会情勢の変化や生活様式の多様化を背景に、子育て環境や子どもたちを取り巻く状況は急激に変化しており、保護者の子育てに関する負担感・不安感の増加や、子ども同士のいじめや不登校、人との関わりの希薄化による社会性や規範意識※の欠如など、様々な問題が発生しています。

また、携帯電話、スマートフォン等の電子メディアやインターネットの普及は、生活にもたらす恩恵が非常に大きい一方、これらを使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差（デジタルデバイド）、ネット犯罪、情報流出等の新たな課題も指摘されています。過剰に情報を提供される社会において、子どもや青少年の心身、行動への悪影響も懸念されており、情報リテラシー※を周知し、正しく安全な利用環境づくりを進めることが重要です。

こうした課題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、一体となって子どもたちを育む必要があります。

基本方針

- 未来を担う子どもたちの健やかな成長・発達を促すため、関係機関と連携しながら、保護者の子育てに関する負担感・不安感の軽減と子どもの成長段階に応じた家庭教育の充実のための子育て情報の提供ができるよう学習機会を提供します。

家庭教育講座「『親の力』をまなびあう学習プログラム」

施　策

施策目標 2　学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
放課後子供教室参加児童数	人	7,314 【24,901（令和元年度）】	25,500

目標達成のための施策

❶ 学校・家庭・地域の連携

地域全体の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携を強化し、青少年や子どもたちの健全育成に取り組みます。

◆ 放課後子供教室推進事業
◆ 家庭教育支援事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
放課後子供教室参加児童数	人	7,314 【24,901（令和元年度）】	25,500

放課後子供教室「七夕飾り」

政策分野 3
生涯学習

施策目標 3

スポーツを楽しんでいる

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、不可欠なものです。また、スポーツを行うことで生まれる、人と人との交流、地域と地域との交流は、地域の一体感や活力を醸成します。本市においても、健康に対する市民の関心が高まる中、生涯にわたってスポーツを楽しめる取組が求められており、幼少時代からスポーツに親しむ機会の創出によるスポーツ人口の増加、他都市とのスポーツ交流、トップアスリートの育成等に取り組んでいます。

このことから、本市では、「尾道市スポーツ推進計画」を策定し、3つの視点「する」、「観る」、「支える（育てる）」に加えて、「健康」の視点にも留意しながら、多面的なスポーツ施策の取組を進めています。年齢や性別等に関わらず、広く市民がその適性等に応じて「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」スポーツを楽しむことができる環境づくりを進め、市民の健康寿命※の延伸と人生 100 年時代※の実現を目指します。

今後も、生涯スポーツやスポーツ・ツーリズム※の振興に努め、多様なスポーツ競技の体験プログラムの創出に取り組みます。特に、本市の特徴である海の魅力を活かしたマリンアクティビティ※やサイクリングなど、楽しみながら運動できる機会の提供や環境づくりに努めます。さらに、オリンピック・パラリンピックの開催を一過性のものとしないためにも、ホストタウン相手国※との交流も継続します。

基本方針

- 市民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」スポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境の整備を推進します。
- 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、運動による健康づくりの充実を図ります。

ボッチャ教室

施　策

施策目標 3　スポーツを楽しんでいる

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民スポーツ大会及び生涯スポーツ教室等の参加者数	人	1,493 【6,554（令和元年度）】	8,000

目標達成のための施策

❶ スポーツ環境の充実

市民一人ひとりが気軽に生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進するとともに、競技スポーツの向上やスポーツを通じた交流を促進します。

◆ 学校施設（旧学校施設を含む）開放事業
◆ ニュースポーツ※等の普及事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市内スポーツ施設利用者数	人	1,007,043 【1,307,529（令和元年度）】	1,500,000

❷ 運動による健康づくりの充実

日常的に身体を動かす市民を増やし、生活習慣病予防等に努め、健康づくりの充実を推進します。

◆ 尾道健幸スタイル事業 尾道オリジナル
◆ 幸齢ウォーキング推進事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
プラス10分てくてく運動参加者数	人	1,913 【2,547（令和元年度）】	2,800

メキシコ代表選手団によるソフトボール教室

政策分野 1
協 働

施策目標 1

協働のまちづくりの意識が定着している

現状と課題

地域社会の様々な課題に対応していくため、市民一人ひとりが主役となる協働※のまちづくりに取り組んでいることから、行政への市民参加や官民協働に対する市民の関心は高まっています。

一方、社会環境の変化による地域課題の多様化・複雑化やまちづくり団体の担い手不足など、協働のまちづくりの意識を定着させるにあたって、解決すべき課題も依然として多く存在しています。

このため、ホームページやSNS※等のICT※を有効活用した効果的な市政情報の発信や、双方向のコミュニケーションによる市民活動に関する情報の共有によって、新たな課題の解決につなげていく必要があります。また、まちづくりの担い手となる人材育成や、まちづくり活動への支援等に引き続き取り組んでいく必要があります。

基本方針

- 市民への市政情報発信やまちづくりに関する情報共有の機会の充実を図ります。
- まちづくり活動の担い手の育成を推進します。
- 自主的に課題解決に取り組む団体の活動を支援します。

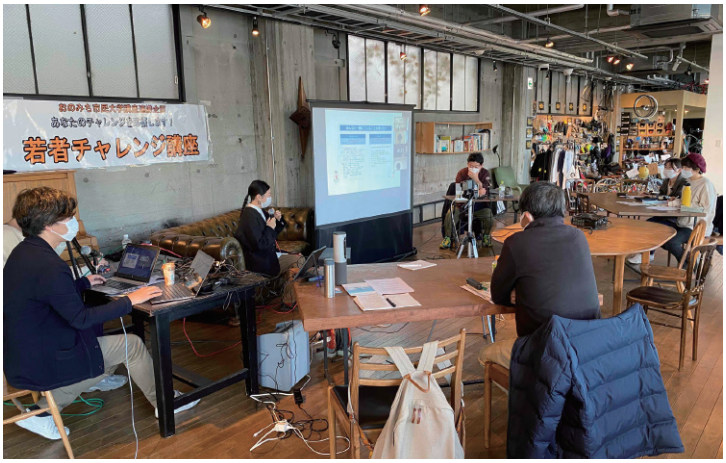

若者チャレンジ講座

施　策

施策目標 1　協働のまちづくりの意識が定着している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいる」と感じる市民の割合	%	35.4（令和３年度）	40.0

目標達成のための施策

❶ 市政情報発信の充実等

市政情報を市民が身近に感じられるよう、広報おのみちやホームページをより読みやすく分かりやすいものとするとともに、ICT※による新たな媒体の活用も研究しながら、効果的な市政情報の発信に努めます。また、各種審議会やパブリックコメント※等によって、市の施策決定における市民参加を推進します。

◆ 市政情報発信充実事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
尾道市公式 LINE 登録者数	人	31,770	55,000

❷ まちづくりの情報共有

まちづくりに関する情報を共有し、市民と市とが対等な立場で課題やその解決方法を一緒に考える環境を整えます。

◆ 協働※のまちづくり講座　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
協働のまちづくり講座参加者数	人	205	250

❸ まちづくり活動の担い手育成

市民を対象とした講座や、中心的役割を担う人材や活動団体への研修・ワークショップ等を通じ、地域を支える人材育成の取組を推進します。

◆ 若者チャレンジ講座（再掲）尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
若者チャレンジ講座の受講者及び聴講者数（累計）	人	938	1,600

❹ まちづくり活動団体の支援

自主的に組織した市民の団体が取り組むまちづくり活動を支援します。

◆ 市民活動支援事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民活動支援事業の活動者数（累計）	人	2,789	3,700

政策分野 1
協 働

施策目標 2

地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている

現状と課題

地域コミュニティ※においては、人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が生じ、地域活動への参加者や担い手が減少するなど、地域課題は多様化・複雑化しています。

このような状況の中、地域社会を支えてきた町内会等の住民自治組織や市民活動団体等の各種団体の社会的役割は、ますます大きくなっています。これらの団体を中心とした地域におけるまちづくりを推進するために、活動の場づくり等を支援する仕組みや、知識・情報を共有する機会を設け、地域内外のつながりを強化するとともに、地域への誇りと愛着を持ち、自分たちが住む地域をより良くしたいという意識を高めていくことが必要です。

基本方針

- 地域住民の活動拠点となる施設の活用を進めるとともに、まちづくり活動を実践する場の創出を図ります。
- 地域での連帯意識や課題解決に取り組む自治意識の向上を図るため、住民自治組織や各種市民活動団体等の活動を支援します。
- 地域コミュニティにおける組織や機能の強化に必要な知識や情報を収集し、市民が広く共有できる体制づくりを促進します。

市民活動支援事業採択団体の活動「エコさんぽ～門田川の生き物調査」

施　策

施策目標 2　地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「地域コミュニティ※が良好に保たれている」と感じる市民の割合	%	46.0（令和３年度）	50.0

目標達成のための施策

❶ 地域活動拠点の形成

コミュニティ活動が活発になるよう、活動場所の確保や市民と市または市民同士が話し合うための場づくりを推進します。

◆ 協働※のまちづくり講座（再掲）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
地域主催のまちづくり講座への講師派遣回数（累計）	回	12	45

❷ 住民自治組織や市民活動団体等の活動支援

町内会等の住民自治組織や各種市民活動団体等がまちづくりを主体的に考え、活動していくための支援を行います。

◆ 住民自治組織等活動支援事業
◆ 市民活動支援事業（再掲）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民活動支援事業の補助採択を受けた団体数（累計）	団体	49	85

❸ 情報共有の仕組みづくり

地域活動に必要な情報共有のための仕組みづくりを進めます。

◆ 広報おのみち掲載（協働通信シリーズ）
◆ 地域おこし協力隊員※によるSNS※での情報発信　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
まちづくり情報発信回数	回	12	80

政策分野 2
人 権

施策目標 1

人権が尊重されている

現状と課題

すべての人々の人権が尊重され、互いに共存し得る平和で豊かな社会を実現するため尾道市人権啓発推進プランに基づき、市民や事業者に対して人権啓発に努めています。

国際化や情報化の進展、価値観の多様化等により、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する人権課題や同和問題、インターネットによる人権侵害に加え、性的マイノリティ（LGBT※等）への偏見や差別など、様々な人権課題が発生しています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する感染者や医療従事者等への誹謗中傷等が社会的問題になっています。複雑化する人権課題に対する取組を推進するため、啓発方法や内容を工夫するなど、より効果的な人権啓発が求められています。

さらに、社会・経済のグローバル化が進む中、異文化を理解するとともに、文化の違いを尊重する多文化共生社会※の形成が求められています。これらのことから、人権尊重社会の早期実現に取り組み、すべての人が社会的・経済的・政治的に排除されず参画することができ、幸せに暮らすことができる社会をつくる必要があります。

基本方針

- 人権が共存する人権尊重社会を実現するため、多様な人権問題に対応する効果的な啓発を推進します。
- 誰もが、対等で、尊重され、受け入れられ、それぞれが持つ個性と能力を活かし合いながら、地域でともに生きていくため、多文化共生社会に対する理解を促進します。

「いのち・愛・おのみち」人権展

施　策

施策目標 1　人権が尊重されている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「一人ひとりの人権が尊重されている」と感じる市民の割合	%	49.6 （令和３年度）	60.0

目標達成のための施策

❶ 人権啓発の推進

学校、地域、職場等の様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、効果的な人権啓発を推進します。

◆「いのち・愛・おのみち」人権啓発推進事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
人権講演会参加者数	人	410 【681（令和元年度）】	1,000

❷ 多文化共生社会※の推進

国籍や、文化の違いを認め合い、市民と外国人がともに暮らしやすいまちづくりを推進します。

◆ 市政情報発信充実事業（再掲）
◆ 国際交流推進事業（再掲）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
尾道市ホームページの対応言語（外国語）数	言語	4	8

「いのち・愛・おのみち」人権講演会

政策分野 2
人 権

施策目標 2

男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している

現状と課題

男女共同参画社会※とは、「市民一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会です。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、尾道市男女共同参画基本計画を策定し、女性が政策決定の場や指導的立場へ進出するための具体的な支援や、誰もがともに安心して暮らせる環境の整備等の事業を展開しています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク※の普及等により、ワーク・ライフ・バランス※の実現や男性の家事・育児への参加促進等の取組が求められている一方で、DV※被害の増加への対策が必要となっています。

男女共同参画社会に関する意識啓発を行うため、セミナーや講演会を開催していますが、参加者は比較的高齢の女性が多く、若者や男性への啓発に課題があるため、啓発方法や内容に工夫が必要です。また、事業者や団体等への情報提供や支援体制を充実させる必要があります。

基本方針

- 性別に関わらず、誰もが意欲に応じてあらゆる分野で活躍するため、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備に努めます。

男女共同参画講演会

施　策

施策目標 2　男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「男女共同参画が進んでいる」と感じる市民の割合	%	37.7 （令和３年度）	50.0

目標達成のための施策

❶ 男女共同参画社会※の推進

尾道市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業所等と一体となって取り組みます。また、尾道市男女共同参画基本計画の進行管理を行い、庁内全体で事業を推進します。

◆ 男女共同参画推進啓発事業
◆ 女性団体等のネットワーク構築事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
審議会等委員の女性の占める割合	%	27.7	35.0

❷ 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進（再掲）

❸ 魅力ある働きやすい職場づくりの促進（再掲）

男女共同参画まちづくり講座

第3章 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

政策目標５　市民生活を守る安全のまち

政策分野１　生活基盤

施策目標１　生活基盤が整い市民が安全に暮らしている ……72
施策目標２　利用しやすい生活交通が確保されている ……76
施策目標３　良好な住環境が整っている ……78

政策分野２　防災・防犯・交通安全

施策目標１　防災・防犯・交通安全体制が充実している ……80

政策分野３　消防

施策目標１　消防体制が充実している ……82

政策分野４　環境

施策目標１　環境が保全されている ……84

政策目標６　安心な暮らしのあるまち

政策分野１　子育て

施策目標１　安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている ……86

政策分野２　健康・福祉・医療・介護

施策目標１　健康寿命が延びている ……88
施策目標２　高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている ……92
施策目標３　生活に課題を抱える人の支援体制が充実している ……96
施策目標４　医療体制が充実している ……98

政策分野 1
生活基盤

施策目標 1

生活基盤が整い市民が安全に暮らしている

現状と課題

市民の安全で快適な生活を支えるためには、道路、橋梁、公園・緑地、上下水道、ごみ・し尿処理施設、情報通信基盤など、調和のとれた生活基盤を継続して整備していく必要があります。

道路については、主要な地域の道路ネットワークの構築や、幹線道路及び生活道路の整備に取り組んでいます。さらに、これまで整備してきた生活道路については、施設ごとに長寿命化修繕計画を作成し、道路網の安全性・信頼性を確保することが求められています。

また、公園や緑地については、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場としてだけでなく、災害時における避難場所や延焼防止、地球温暖化防止の観点からも、その役割が重要となっていますが、道路と同様に、維持管理費が増加傾向にあり、適正な管理が求められています。

本市の上水道は、昭和 40 年から 50 年（1965 年から 1975 年）頃に整備された施設が更新時期を迎えているため、今後も、アセットマネジメント※に基づいた計画的な設備更新を実施していくことが必要です。

また、下水道の汚水処理人口普及率※は、広島県平均を大きく下回っており、持続的な汚水処理システム構築に向け、効率的な早期整備が求められています。

尾道市クリーンセンター、因瀬クリーンセンターについては、長寿命化計画に基づく先進的設備導入工事等を行いましたが、その他の塵芥処理場※、し尿処理場については、老朽化している設備が多く、更新が必要です。

情報通信基盤については、デジタル社会※の形成に向けて、共通機能の整備や普及が必要となっているため、5G や光ファイバーといった ICT※インフラの整備を促進するとともに、マイナンバーカード※の普及、マイナンバーの利活用促進に取り組むことが必要です。

基本方針

- 経済の活性化や市内の交通渋滞の緩和を図るため、災害に強い幹線道路や生活道路の整備を景観に配慮しながら推進します。
- 安全・安心な生活を持続的に提供するため、新技術を積極的に活用して施設別修繕計画を作成し、生活に身近な道路等の維持管理を推進します。
- 市民の快適で安全・安心な住環境を維持するために、公園長寿命化計画等に基づき公園の適正な維持管理に努めます。
- 市民生活や経済活動が円滑に行われるよう、上水道等の生活基盤について、計画的な設備更新、耐震化を推進します。
- 汚水処理人口普及率を向上させ市民の快適な生活環境を確保するため、地域の実情に応じて、小型合併浄化槽を含めた下水道施設等の計画的普及による汚水処理を推進します。また災害時等にも機能が発揮されるよう、管路や下水道施設等の維持管理、耐震化を検討します。
- 資源循環型社会※づくりに向けて、ごみやし尿の適正処理に取り組むとともに、適切な施設設備の更新を推進します。
- 災害や感染症等の非常時に強く、豊かな市民生活の実現のため、誰もがデジタル化の恩恵を受けることができる社会の形成を推進します。

施　策

施策目標 1　生活基盤が整い市民が安全に暮らしている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「生活の基盤が整い、日常的な暮らしが快適にできる」と感じる市民の割合	%	71.4（令和３年度）	75.0

目標達成のための施策

❶ 安全な道路環境の整備

市民生活の安全性、利便性の向上を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進します。

◆ 幹線道路の整備（国道184号バイパス）
◆ 幹線道路の整備（国道317号）
◆ 幹線道路の整備（国道486号）
◆ 地域幹線道路の整備（県道立花池田線）
◆ 地域幹線道路の整備（県道尾道新市線）
◆ 市道整備事業（都市計画道路久保長江線）
◆ 市道整備事業（市道山波45号線）
◆ 市道整備事業（市道堤線）
◆ 市道整備事業（市道神貝ヶ原線）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「身近な道路を安全に通行できる」と感じる市民の割合	%	43.8（令和３年度）	50.0

❷ 生活に身近な道路の維持管理

市民生活の安全性、利便性の向上を図るため、道路や橋梁の適正な維持管理を推進します。

◆ 橋梁長寿命化修繕事業
◆ 幹線道路舗装修繕事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「身近な道路を安全に通行できる」と感じる市民の割合	%	43.8（令和３年度）	50.0

❸ 公園・緑地等の充実

良好な都市環境の形成のため、公園・緑地等の適正な維持管理を推進します。

◆ 都市公園施設改修事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「身近なところで緑や水辺に親しめる」と感じる市民の割合	%	53.9（令和３年度）	60.0

❹ 上水道の適正な維持管理

更新時期を迎えている上水道施設について、優先順位を総合的に判断し、計画的な設備更新、耐震化を推進します。

◆ 水道施設（基幹施設［ポンプ場・配水池］）耐震化事業
◆ 水道施設（老朽管更新）耐震化事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
基幹水道施設（管路）の耐震適合化率	%	44.7	50.0

❺ 汚水処理の推進

環境保全のため、公共下水道の効率的な整備と小型合併浄化槽の普及を推進し、汚水処理人口普及率※の向上に取り組みます。

◆ 公共下水道事業
◆ 小型浄化槽設置整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
汚水処理人口普及率	%	57.7	62.0

❻ ごみ・し尿の適正処理の推進

快適な市民生活を確保するため、家庭及び事業所から排出されるごみやし尿の適正処理を推進するとともに、施設の処理量削減のため、資源の有効利用に取り組みます。

◆ 廃棄物処理施設改修事業
◆ ごみの再資源化推進事業
◆ ごみの排出量削減啓発事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g / 人･日	433	420

❼ デジタル社会※の形成の推進

デジタル社会を形成するために必要な共通機能の整備・普及を推進します。

◆ マイナンバーカード※出張申請サポート
◆ マイナンバーカード申請支援（尾道市内郵便局連携協定）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
マイナンバーカード取得率	%	28.1	100

国道 184 号バイパス整備

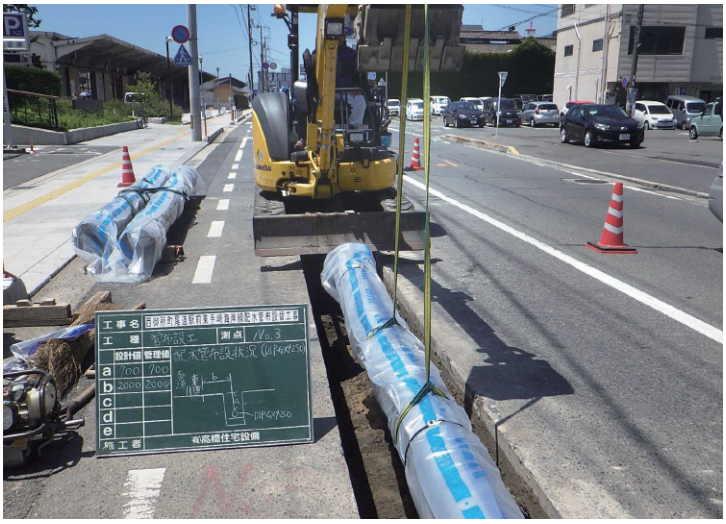

水道施設（老朽管更新）耐震化工事

公共下水道工事

政策分野 1
生活基盤

施策目標 2

利用しやすい生活交通が確保されている

現状と課題

本市では、バスを中心とした陸上交通や海上における航路等が地域公共交通として市民の生活を支えていますが、自家用車の普及以降、自動車依存が高まり、地域公共交通の利用者は減少しています。交通事業者においても、乗務員の高齢化や人材不足、採算性の問題等で事業の縮小や撤退を余儀なくされるなど、地域公共交通の維持が困難になっています。

今後、少子高齢化の進展に伴い、高齢者の一人暮らしや自動車の運転を控える人が増加し、地域公共交通の需要は今以上に高まっていくことが想定され、誰もが安全で安心して利用できる地域公共交通の維持・確保が求められています。

高齢者や学生をはじめとした市民の生活に欠かすことのできない地域公共交通を維持・確保していくために、地域特性や市民生活の実態を踏まえた、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにし、利便性の向上に向けたキャッシュレス化の導入や、新たな移動サービスである MaaS※など、必要な対策や支援の検討が必要となっています。

基本方針

- 効率的で持続可能な交通体系のあり方や、地域の実情や利用実態にあった移動手段を検討するとともに、デジタル技術を活用した新たな移動サービスの導入を促進するなど、地域公共交通の維持・確保に努めます。
- 地域公共交通を維持・確保するため、国や県と連携し必要な支援を行います。

尾道駅前ロータリー

施　策

施策目標 2　利用しやすい生活交通が確保されている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「公共交通機関（鉄道･バス･航路など）が利用しやすい」と感じる市民の割合	%	34.4 （令和３年度）	45.0

目標達成のための施策

❶ 地域の実情や利用実態にあった交通手段の検討

市民の生活に欠かすことのできない地域公共交通を維持・確保するため、効率的で持続可能な交通体系のあり方や、地域の実情や利用実態にあった移動手段を検討するとともに、デジタル技術を活用した新たな移動サービスの導入を促進します。

◆ 地域公共交通維持確保の検討　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
離島及び交通空白地※の移動手段確保件数	件	5	維持

❷ 地域公共交通維持のための支援

地域住民の暮らしを支える陸上交通や航路の維持・確保を図るとともに、安全で安心して利用できる環境を整備するため、必要な支援を行います。

◆ 離島航路補助事業
◆ 生活航路維持確保対策事業
◆ 生活交通路線維持事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
地域公共交通維持に対する補助事業者数	事業者	11	維持

離島航路旅客船「ニューびんご」

政策分野 1
生活基盤

施策目標 3

良好な住環境が整っている

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、ライフスタイルに応じて住まいのニーズも多様化しています。また、近年の自然災害の発生による住まいの安全・安心の確保など、住環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

住まいの確保に困窮する市民が安心して暮らせる住宅セーフティネット※の中心的役割を担う本市の市営住宅は、昭和 50 年代にかけて供給された住宅が全体の６割を占めているため、将来一時期に集中して改修や更新の時期を迎えます。これらの市営住宅は、建物や建築設備の老朽化とともに入居者の高齢化も進み、居住環境の改善も課題となっています。

また、高齢者、障害のある人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定を図るため、福祉・住宅部局間での情報共有や連携強化が求められています。

民間住宅においては、今後、発生が危惧される南海トラフ地震による被害抑制のために、耐震化は急務となっていますが、依然として耐震対策は進んでいない状況にあります。今後も、土砂災害を含め災害に係る情報発信や啓発、耐震化費用の補助等による支援体制を構築していくことが求められています。

社会情勢の変化に伴い、適正に管理されない空家等が増加し、防災・衛生・景観等の面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしています。尾道市空家等対策計画に基づき、所有者等の管理意識の向上による管理不全の空家等の発生抑制や、空き家バンク※の拡充等による利活用の促進、周辺の住環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等※に対する措置等に取り組んでいます。

住まいのニーズに応じた住宅の整備や既存住宅ストック※の活用により、多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を確保する取組が必要となっています。今後は、国の住生活基本計画に基づいた新たな住宅マスタープラン※を策定し、総合的な住宅政策を進めていくことが必要です。

基本方針

- 住宅に困窮する世帯等が安心して暮らせる住環境を提供するため、尾道市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、市営住宅ストックの長寿命化改修や統合建替等を検討し、市営住宅の適切な整備を図ります。
- 近年の災害の危険性に十分に対応した良好な住環境を確保するため、災害に強い安全な住まいづくりを促進します。
- 空家等の適正管理や活用等を促進するため、尾道市空家等対策計画に基づき、空家等の段階（空家等の発生抑制、適正管理、利活用、危険空家等の除却）に応じた取組を進めます。
- 良好な市街地を形成するため、低未利用地※の利活用や、都市的土地利用※が望ましい地区について、関係機関と連携し、計画的な整備を促進します。

施　策

施策目標 3　良好な住環境が整っている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「良好な住環境が整備されている」と感じる市民の割合	%	29.3（令和３年度）	35.0

目標達成のための施策

❶ 市営住宅の整備

住宅に困窮する世帯に良質な住環境を提供するため、市営住宅の適切な整備・維持管理を推進します。

◆ 市営住宅整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市営住宅長寿命化改修工事実施棟数（累計）	棟	0	5

❷ 安全な住まいづくりの促進

近年の災害の危険性に十分に対応するとともに、耐震化費用の補助等による支援を行い、災害に強い安全な住まいづくりを促進します。

◆ 建築物土砂災害対策改修促進事業
◆ 尾道市大規模建築物耐震改修工事
◆ 住宅耐震化促進支援事業
◆ ブロック塀の安全確保事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
住宅の耐震診断・改修等補助件数	件	13	20

❸ 空家等の適正管理等の促進

管理不全の空家等の発生を抑制するため、所有者等の管理意識の向上を図り、空家等の利活用を促進するとともに、危険な空家等の除却などによる周辺環境の改善を進めます。

◆ 空き家バンク※エリア拡大事業 尾道オリジナル
◆ 空き家対策総合支援事業
◆ 子育て世帯等住宅取得支援事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
特定空家等※及び不良空き家除却補助件数（累計）	件	30	150

❹ 定住につながる住環境の整備

低未利用地※の利活用や計画的な整備による良好な住環境の形成を促進します。

◆ 開発許可相談事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
開発許可相談件数	件	33	40

政策分野 2
防災・防犯・交通安全

施策目標 1

防災・防犯・交通安全体制が充実している

現状と課題

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災や平成28年（2016年）熊本地震、平成30年7月豪雨災害など、近年、自然災害が多発しています。本市に大きな影響を及ぼす南海トラフ地震は、今後、30年以内に70～80%の確率で発生すると想定されているほか、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震や長者ヶ原断層、宇津戸断層等の断層地震の発生が懸念されています。また、山間部は急峻な地形により多くの土砂災害危険箇所が散在し、沿岸部では台風等の影響による高潮への警戒が必要です。地震に加え、土砂災害や高潮被害、河川氾濫等の風水害に対しては、ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災対策が必要です。

「自らの命は自らで守る」という防災の基本に基づき、防災に関する正しい知識を習得し、災害危険箇所の確認や地域防災活動への参加や非常持ち出し品の準備、住宅の耐震化など、災害に備えた市民一人ひとりの自発的な取組が求められています。また、震災等の大規模災害時には地域住民が一致協力して防災活動に取り組む必要があります。しかしながら、地域防災を担う自主防災組織※の結成率は未だ低い水準にとどまっており、高齢化に伴い、今後、避難行動要支援者※の増加も見込まれています。市民の防災意識の高揚を図り、自主防災活動を促進するとともに、防災拠点施設の整備や、デジタル防災無線と防災アプリ等の情報伝達手段の多様化、避難所環境の改善や防災備蓄品の整備、災害対応力の向上など、防災体制の充実・強化に取り組んできました。さらに、近年頻発する集中豪雨や高潮等に備え、急傾斜地や沿岸部等を中心に防災関連施設の整備が必要です。

消費者の安全・安心の確保については、高齢者の増加、成年年齢の引き下げ、スマートフォン等ICT※機器の普及、電子商取引※等の拡大に伴う取引形態の多様化に伴い、消費者トラブルや消費者被害の内容等も多様化・複雑化しており、特殊詐欺※の被害防止対策等の更なる推進が求められています。

また、防犯・交通安全については、街頭犯罪抑止へ向けた取組や、自転車の安全利用の促進、子どもや高齢者の交通事故防止対策等が求められており、警察や関係団体と連携した継続的な取組が必要です。

基本方針

- 災害に強いまちづくりを推進するため、防災関連施設の整備や防災意識の高揚、地域防災力の強化など、防災・減災対策の充実・強化を図ります。
- 安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化など、防犯体制の充実・強化を図ります。
- 安全・安心な消費生活を送るため、消費者被害防止に向けた情報提供や相談体制の充実及び消費者教育の推進・啓発に努めます。
- 交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するため、交通安全意識の高揚を図り、交通安全対策を推進します。

施　策

施策目標 1　防災・防犯・交通安全体制が充実している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「地域の防災対策が進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.6（令和３年度）	50.0
市民満足度調査「市民・地域と市が協力して、市民の暮らしや地域の安全を守っている」と感じる市民の割合	%	51.3（令和３年度）	55.0

目標達成のための施策

❶ 防災・減災対策の推進

大規模な災害に対応するため、防災関連施設の整備や災害対応力の向上、避難所環境の改善、防災備蓄品の整備等を推進するとともに、市民の防災意識の向上や自主防災活動の促進など、地域防災力の強化に取り組みます。

◆ 自主防災組織※育成支援事業
◆ うちらの防災マップ作成支援事業
◆ 海岸保全施設整備事業
◆ 砂防事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「地域の防災対策が進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.6（令和３年度）	50.0

❷ 地域防犯体制の強化

自治会、各種団体など、地域が一体となった防犯活動を通して、防犯意識の向上を図るとともに、地域防犯体制の強化を促進します。

◆ 防犯灯設置事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
犯罪発生件数	件／暦年	398（令和２年）	減少

❸ 消費生活相談・啓発体制の充実

消費者被害の未然・拡大防止のため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図るとともに、消費生活に関する情報提供・啓発を推進します。

◆ 消費生活相談・啓発事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
消費生活講座参加者数	人	372【634（令和元年度）】	700

❹ 交通安全環境の整備

子ども、高齢者等の交通事故を防止し、安全で快適な交通環境の実現のため、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設（防犯灯、ガードレール等）の充実を図ります。

◆ 防犯灯設置事業（再掲）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
交通事故発生件数	件／暦年	174（令和２年）	減少

政策分野 3
消 防

施策目標 1

消防体制が充実している

現状と課題

本市では、地域の防災拠点としての消防庁舎や消防団器具庫の整備、消防車両等の更新、防火・防災意識の啓発、救命講習の普及等を推進していますが、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、一層の取組の強化が求められています。そのため、老朽化の著しい施設、耐震基準を満たしていない施設の整備、多様化・複雑化する災害に迅速かつ的確に対応する消防車両等の計画的な更新が必要となっています。

また、大規模な自然災害や火災等に機能的に対応するため、三原市との通信指令業務の共同運用や緊急消防援助隊受援体制※の確立など、広域的な消防体制の充実に取り組んでいます。今後さらに多様化する市民ニーズに対応するため、救急業務等の更なる高度化や ICT※の活用など、効果的かつ効率的な活動の充実強化が求められています。

基本方針

- 地域の総合的な防災力を高めていくため、老朽化の激しい施設や耐震基準を満たしていない施設の整備、消防車両等の計画的な更新及び消防団の装備等の充実強化を図ります。
- 安全・安心なまちづくりを実現するため、消防団、自主防災組織※等との合同訓練を行うなど、連携強化を推進するとともに、防火・防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上に努めます。

はしご付消防自動車

高規格救急自動車

施　策

施策目標 1　消防体制が充実している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
火災件数	件／暦年	45 （令和２年）	減少

目標達成のための施策

❶ 消防力の充実強化

消防力の充実強化を図るため、消防庁舎、消防車両等の整備、救急業務等の更なる高度化を推進します。また、市民の防火・防災意識向上を図るとともに、消防団、自主防災組織※等との連携を強化します。

◆ 救急自転車等活用事業 尾道オリジナル
◆ 消防車両整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
応急手当普及員数（累計）	人	7	25

❷ 消防団の充実強化

地域の総合的な防災力の向上のため、地域の防災を担う消防団の施設及び装備等の充実強化を図ります。

◆ 消防団の施設整備事業（器具庫建設）
◆ 消防団への加入促進事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
消防団員数	人	1,572 （令和３年度）	1,716

消防団合同器具庫

政策分野 4
環 境

施策目標 1

環境が保全されている

現状と課題

本市は、北部の豊かな森林、里山、河川、南部の瀬戸内の美しい海に囲まれた島々まで、多彩な自然環境に恵まれています。その自然環境が本来持つ力を保全し、森里川海といった恵みを引き出しながら、一人ひとりが、その恵みを支える取組が必要です。本市では、尾道市環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

森林は、水源涵養※、土砂災害防止、地球温暖化防止等の多面的な公益的機能を持つ大切な資源ですが、本市においては、手入れが行き届かなくなり、放置された人工林や松枯れ跡地の放棄等が散見され、対応が必要です。河川や周辺海域は、公共下水道の整備や浄化槽の普及促進等により、水質は向上していますが、引き続き、水環境の保全に関する取組が必要です。

環境問題の多くは、日常生活や事業経済活動に起因しているため、市民及び事業者等の環境保全に対する意識の向上や日々の暮らし方を見直すことが重要です。

近年、地球温暖化による気候変動に伴い、集中豪雨や台風の巨大化等による災害が頻発化・激甚化するなど、「気候危機」と言うべき極めて深刻な事態となっています。本市においては、令和２年（2020年）５月に尾道 COOL CHOICE プロジェクト※を立上げ、市民や事業者等の自発的な地球温暖化対策への取組を促すとともに、同年 11 月には「ゼロカーボンシティ※」を宣言し、公共施設等における省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用等を推進しています。

また、ごみの減量化・再資源化を推進していますが、再資源化率は低下の傾向にあるなど、減量化対策が急務となっています。資源循環型社会※の形成のため、廃棄物の発生抑制や再資源化等の推進など、環境負荷の少ない地域づくりに取り組む必要があります。

基本方針

- 健全で恵み豊かな環境を保全するため、環境整備や環境保全活動を推進するとともに、環境と共生した活動に取り組む人材を育成します。
- 2050 年ゼロカーボンシティを実現するため、公共施設等における省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用等を推進します。
- 資源循環型社会を形成するため、廃棄物減量施策に取り組み、プラスチック等の資源の有効利用など、環境負荷の少ない地域づくりを推進します。

おのみちしぐさ～ COOL CHOICE 編～ロゴマーク

施　策

施策目標 1　環境が保全されている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「自然環境が保全されている」と感じる市民の割合	%	未計測	50.0

目標達成のための施策

❶ 環境保全活動の推進

快適な生活環境や豊かな自然環境を保全するため、環境整備や環境保全活動を推進します。

◆ 環境美化推進事業　◆ 森林経営管理事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
大気の二酸化窒素（NO_2）値	ppm	0.009（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）
大気の浮遊粒子物質※（SPM）値	mg/㎥	0.019（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）
大気の光化学オキシダント※（OX）値	ppm	0.035（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）
大気の微小粒子状物質※（PM2.5）値	μg/㎥	10.0（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）
河川の BOD 値※（栗原川）	mg/l	2.3（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）
河川の BOD 値（藤井川）	mg/l	1.5（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）
河川の BOD 値（御調川）	mg/l	1.0（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）
海域の COD 値※（尾道市周辺海域）	mg/l	1.4（令和元年度　平均値）	環境基準達成（現状達成済み）

❷ 環境意識の向上

環境学習の実施、環境に配慮した行動を推進する啓発、環境衛生推進団体への支援等により、環境意識の向上を推進します。

◆ 環境学習事業 尾道オリジナル
◆ 分別戦隊エコレンジャー事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
環境学習参加者数	人	606【714（令和元年度）】	650

❸ リサイクルシステムの推進

資源循環型社会※の形成のため、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の４Ｒによる資源の有効利用に取り組み、環境負荷の少ない地域づくりを推進します。

◆ ごみの再資源化推進事業（再掲）
◆ ごみの排出量削減啓発事業（再掲）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g/人・日	433	420

❹ 省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用

公共施設等における省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、家庭、事業所等における環境負荷の低減を促進し、環境にやさしい低炭素社会の実現を目指します。

◆ 公共施設省エネ再エネ化推進事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
エネルギー消費原単位削減率	%	+0.9（平成28～令和２年度　平均値）	-1.0

政策分野 1
子育て

施策目標 1

安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている

現状と課題

本市の年少人口割合は、婚姻件数の減少や少子化の進行により減少を続けており、令和2年（2020年）には約11.0%となりました。このため、人口構造の若返りを図るためには、子育てと仕事の両立の支援や住みよい住環境の整備、保育・幼児教育、人間性を育む質の高い教育力の充実、安心して生涯暮らせるまちづくり等により、希望する人が、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が必要となっています。

本市においては、これまで、保護者の就労を支える就学前教育・保育施設や、放課後児童クラブ※の量の拡充、質の向上のための保育士等の人材確保に取り組んできました。また、多様化する保護者ニーズや、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としての新しい生活様式に対応するため、保育や子育て相談のオンラインによる実施や、保育園専用アプリの導入など、ICT※を活用した子育て支援サービスの充実に取り組んでいます。さらに、健やかな子どもの成長を支えるためには、医療的ケアの必要な児童への保育提供体制や小児医療体制を確保する必要があります。

妊娠・出産・子育てに関する悩みや課題は、個々のケースで多様化しており、これらの不安に迅速に対応し、適切な支援を行うため、子育て世代包括支援センター※ぽかぽか☀（尾道版ネウボラ）を設置して相談窓口のワンストップ※化を図ってきました。また、児童虐待防止の取組として、より身近な場所で継続的な支援を行うため、多種の専門職を配置した子ども家庭総合支援拠点※を整備し、子育て世代包括支援センターとの連携により、妊娠から子育てまでの切れ目ない総合的な支援体制の強化を図ることが必要です。さらに、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているため、自身の権利が守られていないと思われるヤングケアラー※の実態把握と支援に取り組む必要があります。

近年、子どもの貧困が大きな社会問題となっている中、その実態は見えにくく捉えにくいため、子どもの生活実態を十分把握した上で、適切な施策を推進する必要があります。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の連鎖によって、将来の夢や希望が閉ざされることのないよう、家庭、地域、行政が一体となって必要な環境を整備し、総合的に取り組むことが求められています。

基本方針

- 結婚や妊娠を望む人の希望が叶えられる環境づくりを進め、出生率の向上を図ります。
- 仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、教育・保育事業の提供量の拡大と多様な支援サービスの充実、質的向上を図るとともに、ICT化を推進します。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、小児救急医療体制の確保に努めます。
- 安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、子どもの疾病予防など、妊娠・出産期から子育て期までを切れ目なく支援する尾道子育て応援スタイルの充実を図ります。
- すべての子どもが地域社会で健やかに成長するために、社会的支援の必要性が高い子どもと家庭への支援や、児童虐待防止への取組を強化するため、子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、支援体制の充実を図ります。
- 子どもの貧困対策に取り組むため、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、子どもの置かれている生活実態を十分把握し、適切な支援策を推進します。

施　策

施策目標 1　安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「子どもを安心して産み、育てることができる」と感じる市民の割合	%	58.6（令和３年度）	65.0

目標達成のための施策

❶ 希望する人が結婚し子どもを持てる環境づくり

少子化の原因とされる若者の未婚率の上昇、晩婚化※、晩産化※を抑制していくため、企業等が協力した出会いの場の創出や情報提供等の結婚支援の取組を推進するとともに、出産の希望を叶えるため、不妊治療への支援により出生率の向上を推進します。また、子育て世代の働き方改革※や男性の子育て参加の啓発を進めます。

◆ 少子化対策プロジェクト 尾道オリジナル
◆ おのみち de 愛♡プロジェクト　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
「おのみち de 愛♡プロジェクト」マッチング数（累計）	組	56	200

❷ 子ども・子育て支援体制の充実

社会全体で子育て世帯を支えるため、子育て支援サービスの充実、子育てに係る経済的負担の軽減など、子育てを楽しめるまちづくりを推進します。

◆ オンライン子育て支援事業 尾道オリジナル
◆ ５歳児相談事業
◆ 乳幼児健康診査※事業
◆ 地域医療支援事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
オンライン子育て支援システム「キッズ Web ☆尾道」利用者数	人	830	1,100

❸ 子どもの心身の健やかな育ちを切れ目なく支える体制の充実

妊娠期からの子育てに対する不安や、子どもの発育・発達の課題に対応するため、包括的な相談支援サービスの充実を図ります。

◆ 尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センター※ぽかぽか☀） 尾道オリジナル
◆ 妊産婦健康診査事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
子育て世代包括支援センターぽかぽか☀定期面談実施率	%	95.6	100

❹ 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望をもって成長することができる環境づくりを図るため、子どもの生活の実態把握と適切な対策を推進します。

◆ 子どもの居場所づくり※事業 尾道オリジナル
◆ 尾道市子どもの貧困対策プロジェクト 尾道オリジナル
◆ 子どもの家庭総合支援拠点整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
子どもの生活・学習支援事業利用者数	人	2,513	4,000

政策分野 2
健康・福祉・医療・介護

施策目標 1

健康寿命が延びている

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるよう、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を主としたフレイル※予防と健康づくりに取り組むことで、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間をいかに延ばしていくかが求められており、引き続き、健康寿命※の延伸、Well Being※の実現に取り組んでいく必要があります。

健康寿命の長い地域は、特定健診※の受診率が高く、自分の健康は自分で管理するという意識も高い傾向にあり、役割や生きがいを持って、人と社会との結びつきを強化する互助※活動も盛んであると言われています。

このため、尾道市国民健康保険の特定健診受診率の更なる向上とともに、特定保健指導※を含む受診後のフォローの充実が課題となっています。また、無関心層や若い世代の生活習慣病予防の取組についても強化する必要があります。

本市は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も多く、孤立化や閉じこもりを防ぐためにも、地域間や世代間交流を通したつながりの強化や仲間づくりを促進する互助活動が重要となっており、ふれあいサロン※事業やシルバーリハビリ体操※事業など、「通いの場」（地域の出かけられる場）の必要性はますます高まっています。中でも、シルバーリハビリ体操事業は、住民自らが指導士となり、地域の高齢者にシルバーリハビリ体操を普及することで、住民主体の地域づくりにつながる地域コミュニティ※を育む活動であり、介護予防、健康寿命の増進のため持続的な活動として、今後も充実していく必要があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、外出や通いの場の自粛など、健康づくり活動に支障が出てきており、新しい生活様式に対応した取組が必要です。

また、様々な感染症の発症予防並びに発症時の重症化や感染拡大を最小限にとどめるための感染症対策も求められています。

さらに、認知症の高齢者等が増加し、生活支援や予防サービス、見守りに対するニーズが急速に高まっているため、地域コミュニティのつながりの強化がより大切です。

また、コロナ禍においては、働き方や社会・経済環境の変化に伴うストレスの増加、人間関係の希薄化により、全世代を対象とした自殺対策及びこころの健康づくり対策がますます重要となっています。

基本方針

- 健康寿命と関連が深い生活習慣病を予防・早期発見するため、健康診査※の受診率向上に努め、結果を活かした生活習慣の改善及び重症化予防等を推進します。
- 心身ともに自立し、生活の質を維持・向上させるため、口腔機能の維持・向上や日常的に身体を動かすよう意識啓発するなど、生活習慣病予防や介護予防を推進します。
- コロナ禍においても、感染防止対策を講じながら、高齢者が積極的に地域活動に参加・活躍し、生きがいをもって元気に暮らせるよう、健康保持・増進につながる生活の支援や地域における世代間交流を推進します。
- 高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施し、健康状態が不明な高齢者の状況把握やフレイル予防を推進します。
- 感染症の発症と発症時の重症化や感染拡大を防止するため、感染症対策を推進します。
- 誰もが安心して暮らせるよう、自殺対策やこころの健康づくりを推進します。

施　策

施策目標 1　健康寿命が延びている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
健康寿命※（広島県人口移動統計調査による推計人口により算出）	年	男性：79.02 女性：83.42 （令和元年）	延伸

目標達成のための施策

❶ 健康づくりに取り組むための意識の醸成

市民・行政・関係機関・企業等が連携・協働※し、幅広い年齢層に対する健康づくりのイベント等を通じて啓発します。

◆ 尾道人生 100 才宣言 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
健康まつり等イベント実施回数	回	3 【11（令和元年度）】	12

❷ 健康づくりの支援

地域の健康づくりリーダー等の人材育成及び活動の支援を行います。また、関係機関や団体、企業等と協働し、地域での健康づくり活動の拠点や体制を整備し、住民の主体的な健康づくりを支援します。

◆ 保健推進員※活動支援・育成事業
◆ 瀬戸田福祉保健センター整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
保健推進員地区活動回数	回	652 【1,245（令和元年度）】	1,300

❸ 運動による健康づくりの充実（再掲）

❹ 生活習慣病の発症及び重症化予防、口腔機能の低下予防の推進

健康診査※の受診率向上に努め、健康診査の結果を活かした生活習慣の改善及び重症化予防、口腔機能の低下予防等を推進します。

◆ 特定健康診査等事業
◆ がん検診事業
◆ 歯周疾患検診事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
特定健診※受診率	%	36.0 （令和元年度）	60.0

❺ 介護予防の推進

介護予防を実践するグループの活動を支援するなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防を推進します。

◆ シルバーリハビリ体操※事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
シルバーリハビリ体操等参加者数	人	15,524 【25,542（令和元年度）】	31,000

❻ 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が、積極的に地域活動に参加・活躍し、生きがいをもって元気に暮らせるよう、健康保持・増進につながる生活の支援や地域における世代間交流を推進します。

◆ 外出促進事業（出たもん勝ち）尾道オリジナル
◆ ふれあいサロン※事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
ふれあいサロン参加者数	人	34,715【66,672（令和元年度）】	70,000

❼ メンタルヘルスケアの充実

うつ病等のこころの病への早期支援を行うため、相談体制の充実を図ります。また、関係機関や企業等の情報交換会等を通して、メンタルヘルスの向上を推進します。

◆ 精神保健事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
自殺死亡率※	－	22.2（令和元年）	19.3

❽ 感染症対策の推進

感染症の発症を予防するとともに、発症時に重症化を最小限にとどめ、感染拡大を可能な限り抑制するため、予防接種事業をはじめとする様々な感染症対策を推進します。

◆ 予防接種事業
◆ 感染症対策事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
BCG 予防接種率	%	97.6	98.0

❾ 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進（再掲）

お役立ち情報集　出たもん勝ち

健康まつり

シルバーリハビリ体操教室

新型コロナワクチン接種

政策分野 2
健康・福祉・医療・介護

施策目標 2

高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている

現状と課題

本市では、医療・介護の関係機関が連携し、誰もが住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステム※の構築に努めてきました。今後、高齢化が進展する中、団塊の世代が 75 歳以上となる「2025 年問題※」、団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040 年問題※」を見据えた、自立と尊厳を支えるケアの持続的な実現、増加している一人暮らしや認知症の高齢者への支援、障害のある人が地域の中で安心して暮らせる環境づくり、介護職等の人材不足への対応等が求められています。

こうした課題に対応するため、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケア体制の更なる充実が求められています。その実現に向けて、「自助※」、「互助※」、「共助※」、「公助※」の４つの力が相互に機能することが大切です。これまでの専門職の連携、行政機関や施設・病院の連携に加えて、「互助」と言われる「地域の力」が地域包括ケア体制の大きな推進力として期待されており、認知症のある高齢者や障害のある人を見守り支え合う地域づくりの取組についての意識啓発が必要です。

また、障害のある人（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・その他の心身の機能の障害がある人）は年々増加傾向にあり、「ライフステージに応じた支援」と「ともに暮らす地域づくり」を２本柱として、障害福祉サービス等をはじめとする各種施策を進めています。短期入所、グループホーム、就労継続支援、移動支援等を行う社会資源の充実、地域格差の解消が求められており、必要な支援が行きわたるよう地域自立支援協議会等の場で検討し、社会資源の充実や介護職員の確保を図るとともに、障害福祉制度を着実に実施していくことが必要です。

さらに、障害のある人が地域生活、社会参加を行う上で、尾道市障害者サポートセンター※はな・はなを中心に相談支援体制の一層の強化や、障害や障害のある人に対する正しい知識の習得、相互理解が不可欠です。平成 28 年（2016 年）４月には、障害者差別解消法が施行されており、障害を理由とする差別の解消を進め、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることが求められています。

このため、令和２年度（2020 年度）に地域生活支援拠点※等の整備を行い、緊急時の 24 時間の相談受付や受け入れ対応等を行うとともに、多様なニーズに対応するため基幹相談支援センターの機能強化を図っています。

基本方針

- 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けるため、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケアシステムの一層の充実とともに、介護予防・重度化予防に資する自立支援型ケアマネジメント※に取り組みます。
- 一人暮らしや認知症の高齢者を見守るため、高齢者支援ネットワークの整備を推進します。
- 認知症の高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりのため、認知症に対する理解を促し、地域全体で支える体制づくりや環境整備を推進します。
- 障害のある人が地域の中で安心して暮らしていくことができる環境づくりのため、社会資源の充実、介護職員の確保を図るとともに、障害福祉制度を着実に実施し、啓発や広報活動を通じて、地域での自立を支援し、社会参加を促進します。

施　策

施策目標 2　高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「高齢者が地域社会で安心して暮らしている」と感じる市民の割合	%	59.3（令和３年度）	65.0
市民満足度調査「障害のある人の社会参加や福祉サービスが推進されている」と感じる市民の割合	%	46.9（令和３年度）	50.0

目標達成のための施策

❶ 地域包括ケアシステム※の充実

公立みつぎ総合病院や尾道市医師会、因島医師会を中心に「地域包括ケアシステム」が構築されており、団塊の世代が 75 歳以上となる「2025 年問題※」、団塊ジュニア世代が高齢者となる「2040 年問題※」を見据え、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケアシステムの更なる充実を推進します。

◆ 生活支援体制整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「高齢者が地域社会で安心して暮らしている」と感じる市民の割合	%	59.3（令和３年度）	65.0

❷ 医療・介護の連携

住み慣れた家庭や地域で療養することができ、また、人生の最終段階まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けられる環境の整備を目指し、医療と介護の関係者との協働※を推進します。

◆ 在宅医療・介護連携推進事業
◆ 地域医療シンポジウム事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
圏域別医療・介護ネットワーク会議開催回数	回	0【18（令和元年度）】	18

❸ 介護保険事業の推進

介護が必要な方への適切な介護サービスの提供とともに、介護従事者の養成と就労に対して支援を行うなど、介護保険事業を推進します。

◆ 介護人材確保・定着支援事業
◆ 介護サービス基盤整備事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
要支援１・２の認定率	%	5.5	広島県平均以下

❹ 高齢者支援ネットワークの整備

一人暮らしや認知症の高齢者を見守るため、高齢者支援ネットワークの整備を推進します。

◆ おのみち見守りネットワーク事業
◆ 一人暮らし高齢者巡回相談事業
◆ ごみのふれあい収集事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
おのみち見守りネットワーク協力団体数	団体	406	415

❺ 認知症対策の推進

認知症に対する理解を促し、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

◆ 認知症総合支援事業
◆ 認知症サポーター養成事業
◆ おのみち見守りネットワーク事業（再掲）　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
認知症サポーター養成者数（累計）	人	19,139	22,000

❻ 障害者の自立支援

障害のある人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、積極的に社会参加できる機会を設けるなど、安心して生活できる地域づくりを推進します。

◆ 一般就労移行事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
福祉施設からの一般就労移行者数	人	21	38

おのみち見守り訓練

ふれあい収集（資源物）

認知症サポーター養成講座

政策分野 2
健康・福祉・医療・介護

施策目標 3

生活に課題を抱える人の支援体制が充実している

現状と課題

コロナ禍における不安定な雇用状態に加え、雇用・就労形態の多様化や雇用のミスマッチ等によって、就職に至らない人、不安定な就労状況に陥る人が増加しており、社会的な格差が問題となっています。また、高齢者やひとり親世帯、障害や病気等によって生活上に様々な課題を抱えた人など、支援を必要としている人も多くいます。それぞれの人が抱える課題は多様かつ複雑であることも多く、単一の施策で対応ができない場合には複数の施策を組み合わせて支援していく必要があるため、課題を整理して必要とする各種支援制度の確実な利用に導いていく取組が重要です。

これまで、本市では平成 27 年度（2015 年度）に「くらしサポートセンター尾道」、令和２年度（2020 年度）に「福祉まるごと相談窓口※」を設置し、相談者が抱える課題やニーズを把握し、各種の支援を実施する関係機関との連絡調整により、課題を解決、自立した生活が可能となるように支援を行ってきました。さらに、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例の課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように、令和３年（2021 年）１月に「尾道市地域共生包括化推進会議」を設置し、地域共生社会の実現を目指し取組を行っています。今後も、生活に課題を抱える地域住民等を包括的に支援する取組が、引き続き、求められています。

また、子どもの貧困が大きな社会問題になっている中、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることのないよう、すべての子どもが夢と希望を持って成長していくことができる取組が求められています。このため、子どもの学習支援事業を行い、高等学校等への進学を支援するとともに、相談できる環境や居場所の提供を通じて、社会性を育成し、自立に向けた取組を行っています。

基本方針

- 経済的に最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある世帯が、社会から尊重され、孤立せず、自立した生活を送ることができるよう、包括的支援を推進します。
- 家庭の環境や経済力によって将来を左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していくことができるよう、子どもの貧困対策を推進します。

施　策

施策目標 3　生活に課題を抱える人の支援体制が充実している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
福祉まるごと相談窓口※新規相談件数	件	91	180

目標達成のための施策

❶ 生活に課題を抱える人への支援

生活にいくつもの問題を抱えている人が相談できる相談窓口を設置し、包括的な支援体制の構築を目指します。

◆ 福祉まるごと相談窓口事業 尾道オリジナル　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
地域共生包括化推進会議個別ケース会議開催回数	回	1	6

❷ 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり（再掲）

福祉まるごと相談（地域共生包括化推進会議）

子どもの学習支援事業

政策分野 2
健康･福祉･医療･介護

施策目標 4

医療体制が充実している

現状と課題

本市では「尾道市の地域医療を守る条例」により、行政・市民・医療機関が一体となって、地域の医療体制を支えていますが、臨床研修医制度※の改正、専門医取得制度の導入等に伴う医師の偏在による医師不足等への対応が課題となっています。こうした中、医療人材の確保に取り組むとともに、限りある医療資源を効果的に活用し、地域医療機関の連携による切れ目のない質の高い医療提供体制を継続的に地域に提供していくことが必要です。そのため、身近なかかりつけ医による日常的な医療と、高次医療機関※との役割の明確化を進めています。また、高度な急性期医療※が必要になった場合は、拠点となる総合病院等の医療機関において、安全で質の高い医療や手厚い看護を受けられる体制を確保することが必要です。さらに、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最終段階まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けられる環境を整備していくことが求められています。救急医療においては、尾道市立夜間救急診療所を設置するなど、地域全体で救急医療体制の充実に努めています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症※に対応できるよう、地区医師会や薬剤師会、保健所との連携を密にし、感染症対策やワクチン接種など、地域全体で医療を守るための体制づくりに努めています。

地域の医療対策を推進するためには、地域の医療と介護関係者の多職種連携を強化するとともに、今後、高齢化の進展による在宅医療等の医療・介護需要の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う医療機関での対応など、多様なニーズへの対応が求められています。

基本方針

- 市民が安心して暮らせるよう、市立の医療機関の整備や機能強化を含め、質の高い地域医療の提供体制の確保を図ります。
- 市民が安心して医療、介護のサービス提供を受けられるよう、医療と介護の連携を図ります。
- 地域医療を守り維持するため、医療人材の確保を図ります。

尾道市立市民病院

公立みつぎ総合病院

施　策

施策目標 4　医療体制が充実している

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
市民満足度調査「医療体制やサービスが充実している」と感じる市民の割合	%	55.2 （令和３年度）	60.0

目標達成のための施策

❶ 地域医療体制の維持・確保

医療機関の救急医療体制の充実など、質の高い地域医療の提供体制を確保します。

◆ 救急医療体制充実事業
◆ 市立病院機能強化事業
◆ 新病院建設事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
夜間救急診療所の開設	日	365	維持

❷ 医療・介護の連携（再掲）

❸ 医療人材の確保

市民の安心な暮らし、地域医療を守り維持するための人材確保を推進します。

◆ 医師確保奨学金事業　など

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）
医師確保奨学金事業の奨学生のうち、市内公立病院に初期臨床研修医※として従事した研修医の数（累計）	人	3	5

尾道市立夜間救急診療所

第4章 計画推進を支える行政運営

1　市民ニーズに柔軟に対応できる行政運営 …… 102
（1）社会情勢に適応した柔軟な行政組織・機構、行政経営システム …102
（2）行政における ICT の有効活用 ……102
2　安定した財政基盤の確立による財政健全化 …… 102
3　行政組織を支える市職員の能力向上 …… 103
4　地域特性を活かした市の持続的発展 …… 103
5　広域行政・連携の推進 …… 103

第4章　計画推進を支える行政運営

都市像の実現に向けて、後期基本計画に掲げる施策の計画的な推進を図るため、以下の行政運営に取り組みます。

1　市民ニーズに柔軟に対応できる行政運営

（1）社会情勢に適応した柔軟な行政組織・機構、行政経営システム

人口減少、少子高齢化の進展による地域課題や、多様化・複雑化する市民ニーズ、ウィズコロナ※・ポストコロナ※時代の新たな日常※への対応など、本市を取り巻く環境は急激に変化しています。こうした中、本市が持続的に発展していくためには、効果的な行政運営プロセス※と組織力の向上が必要です。

本計画の進行管理にあたっては、行政評価システム※と連携を図りながら、施策目標の達成に向けて、行政経営システム（PDCA※サイクル）に基づき、成果指標の達成状況を確認し、施策の進捗状況を管理します。また、分析・評価した内容は、事務事業の見直しや新たな事業等の企画立案に活用していきます。

（2）行政における ICT※の有効活用

行政事務における ICT の活用が進展する中、国においては、「デジタル・ガバメント実行計画※」（令和2年（2020 年）12 月 25 日閣議決定）が策定され、①地方自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカード※の普及促進、③行政手続のオンライン化、④ AI※・RPA※の利用促進、⑤テレワーク※の推進、⑥セキュリティ対策の徹底などが求められています。

本市においても、市民サービスの向上及び市職員の働き方改革※の推進を図るため、マイナンバーカードの活用など、自治体 DX※の推進に向け、積極的に取り組んでいきます。

また、市民の個人情報を適正に管理するとともに、必要な行政情報を適切かつ速やかに市民に伝えることが求められています。今後も、広報おのみち、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティ FM、SNS※、デジタル防災無線等を通じて行政情報の発信に努めます。

2　安定した財政基盤の確立による財政健全化

人口減少等により、市税収入や普通交付税の減少が見込まれる中、令和7年（2025 年）までに団塊世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者となり、社会保障費の増大も見込まれています。こうした中、尾道市行財政改革大綱及び同実施計画に基づき、財政の健全化、効率的な行政運営に取り組み、安定した財政基盤の確立を推進します。

なお、本市では、高度経済成長期に整備された多くの公共施設等が、老朽化や耐震性不足等に伴う改修・更新の時期を迎える中、厳しい財政状況から、

今ある公共施設等をすべて維持・更新することは困難であるため、その必要性や効果を十分に検証する必要があります。

このため、今後も真に必要な行政サービスを持続可能なものにしていくため、尾道市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ります。

3 行政組織を支える市職員の能力向上

市民満足度の高い行政運営を行うためには、市職員一人ひとりの成長が不可欠です。

本市では、「尾道市人材育成基本方針」に基づき、人事管理・職員研修・職場風土づくりなどの多角的な取組を効果的に連動させ、職員の自ら学び、育とうとする意欲を喚起・支援し、新しい時代の「尾道」を創る使命感を持ち、果敢に挑戦し政策を実現する人材の育成に努めます。

4 地域特性を活かした市の持続的発展

本市は、平成17年（2005年）、平成18年（2006年）の2度にわたる合併により、内陸部の中山間地域から島しょ部まで、多様な特性をもつ地域により構成されています。一方、拡大した市域の中では、少子高齢化による人口減少や、就業、購買等の日常生活における行動範囲の変化等に伴い、地域社会を担う人材の確保や地域公共交通の維持・確保等、地域特有の課題も発生しています。こうした課題の解決に努めるとともに、地域の歴史・文化を継承しながら、地域の資源や特性を活かしたまちづくりに取り組むことで、持続的な発展を目指します。

5 広域行政・連携の推進

情報通信技術の進歩、交通手段の発達等により、市民の日常生活圏の広域化が進んでおり、行政ニーズも多様化しています。行政区域を越えた課題に対応するとともに、各都市の魅力づくりと都市間での適切な役割分担が必要です。

本市は、瀬戸内しまなみ海道、山陽自動車道、中国やまなみ街道等によって形成される「瀬戸内の十字路」の中心に位置し、中国地方や備後地域での広域行政や連携の一翼を担うことが期待されています。そのため、近隣自治体と、産業振興や雇用の確保、観光振興、福祉など多様な分野で広域的な連携（備後圏域連携中枢都市圏※、広島臨空広域都市圏※等）を進め、効率的な行政運営を推進します。

尾道市総合計画

基本構想

平成28年（2016年）12月20日議決

第1章　序論

第1節　計画策定の趣旨

本市では、平成28年度（2016年度）を目標年次とする総合計画「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち『尾道』～ともに高めあう尾道文化の創造～」を平成18年度（2006年度）に定め、各種の施策･事業を推進してきました。

また、近年、本市を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会への突入や社会･経済のグローバル化の進展等、大きく変化しており、市民のニーズや価値観、地域の課題等も多様化してきました。

このような情勢の中、環境の変化に対応したまちづくりを進め、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにし、市民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方向を示す指針として、総合計画を策定します。

なお、平成23年度（2011年度）の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、基本構想の法的な策定義務は廃止されましたが、本市では、総合計画を、将来の健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るため策定する、市政の総合的かつ長期的な計画と捉えていることから、平成27年（2015年）9月に「尾道市総合計画策定条例」を制定し、基本構想の策定を議会の議決事項として明記しています。

第2節　総合計画の性格と役割

1　本計画の性格

本計画は、まちづくりを進めるための最も基本となる計画であり、本市の最上位計画となります。次の点を考慮し、計画を策定します。

（1）目標を中心とした計画

まちづくりを効果的に進めるためには、目指すべき方向が明確に示されていることが必要です。

このため、事業中心ではなく、まちづくりの目標や将来のまちの姿が分かりやすく示された目標を中心とした計画とします。

（2）市民や地域が主体の計画

誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組が進む中で、市民や地域が主役となり、行政との役割分担のもとで、主体的にまちづくりを進めることが重要です。

このため、行政や市民をはじめとした多様な主体がそれぞれの役割を担い、市民や地域が主体となったまちづくりを可能にする計画とします。

（3）まちづくりの成果が見える計画

達成すべき目標を実現するためには、そのための取組の成果を客観的に評価することが重要です。

このため、主要な施策・事業については、施策の効果を客観的に検証可能な指標を設定し、施策の進捗状況や取組の成果が分かりやすく示された計画とします。

2　本計画の役割

本計画は、まちづくりの長期的な展望を示すものであり、本市のまちづくりと関係する市民、事業者、他の行政機関等に対して、次のような役割を担うものです。

（1）市民、事業者に対するまちづくりの指針

目標とするまちの状態を明らかにするとともに、市のみならず、市民･事業者が都市像の実現を目指し、協働※してまちづくりを進めていく際の指針となるものです。

（2）他の行政機関等に対する調整・連携の指針

国や県など他の行政機関に対し、本市のまちづくりの方向性を明示し、必要な施策や事業の推進にあたり、調整・連携を図るための指針となるものです。

（3）行政運営の指針

今後 10 年間を展望し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、本市が取り組む施策や事業を示し、推進するための行政運営の総合的な指針となるものです。

第3節 計画の構成と期間

■ 基本構想

本市の目指すべき都市像や、まちづくりの考え方及び基本的方向を示し、基本計画・実施計画の基礎となるものです。

都市像を実現するためには、相当の期間を要すると考えられることから、計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）の 10 年間と設定します。

■ 基本計画

基本構想に掲げる都市像を実現し、基本的方向に沿ったまちづくりを行うために必要な政策目標や施策を示すものです。

本市を取り巻く環境の変化や行財政の状況に対応するため、前期計画［平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）］と後期計画［平成 34 年度（2022 年度）から平成 38 年度（2026 年度）］を策定することとします。

■ 実施計画

基本計画で定められた政策目標や施策を計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業を示した計画です。

社会・経済情勢の変化に柔軟に対応するため、基本計画の前期・後期計画の期間中にそれぞれ２回、計４次の計画を策定するものとし、計画期間は、それぞれ３年間と設定します。

【構成図】

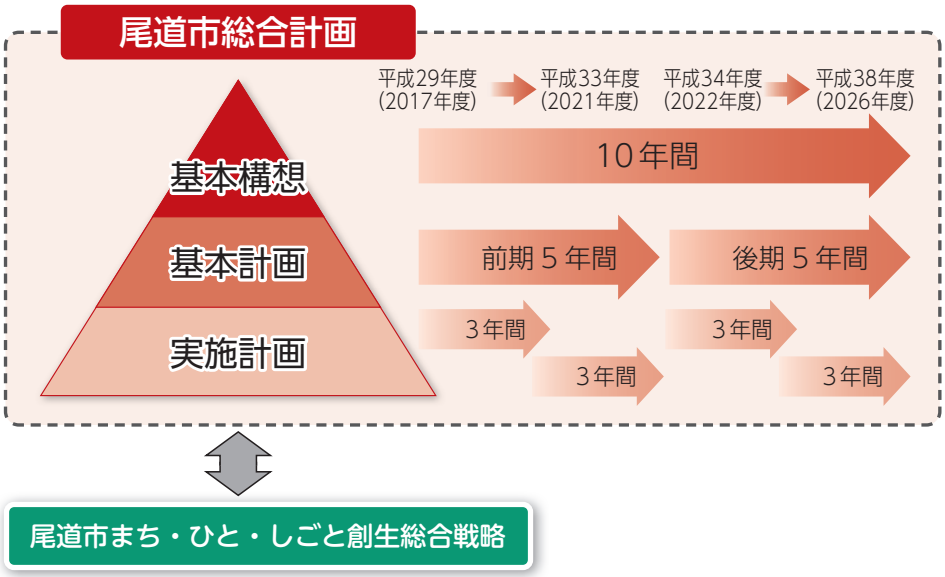

※平成 27 年度（2015 年度）策定の「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は人口減少克服・地方創生を目的とした５年間の計画であるのに対し、「尾道市総合計画」は本市の総合的な振興・発展等を目的とした 10 年間の最上位計画です。

第4節　社会・経済潮流

1　人口減少と少子高齢化の進展

わが国の人口は減少局面に入っています。特に地方においては、若年層を中心に東京等の大都市圏への人口流出が拡大しており、人口減少の加速化が想定されています。こうした東京一極集中を是正するため、若い世代が安心して生活を営み、子どもを生み育てられる社会･経済環境づくりが急務となっています。

また、本格的な少子高齢化の進展に対応するため、行政サービスの効率的な提供と、生活利便性の向上による定住環境の確保が必要です。さらに、これらの行政サービスがコンパクトにまとまった地域と、居住地域とがネットワークでつながることが重要であり、地域の実情に応じた交通体系の確保も求められています。

2　経済・雇用環境の変化

国内経済は、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組により経済の好循環が進展し、緩やかな回復傾向にあります。一方で、地域による格差や内需の弱さも見られ、持続的な経済成長に向けた更なる経済政策の推進が必要です。

地方においても、地域経済の好循環の拡大のために、行政だけでなく、産業、金融、教育など様々な分野が、それぞれの強みを活かして連携し、地域の資源と資金を活用した経済構造改革を推進することが求められています。

また、少子高齢化が進む中で、労働力人口の減少が経済成長の制約になることが懸念されています。こうした中、女性や高齢者の労働参加が拡大傾向にあり、長期的な労働力の維持のためにも、女性や高齢者のニーズに対応した働く場の確保が求められています。

さらに、失業率が低下するなど雇用情勢が改善する一方で、終身雇用や年功序列といったこれまでの雇用制度が崩れ、非正規雇用者が増加しています。今後は、処遇の改善や正規雇用への転換等にも配慮しつつ、個人の事情に応じた働き方の多様化を推進し、労働生産性の向上を実現していくことが必要です。

3　グローバル化の進展

アジア諸国の経済成長に伴い、製造業の競争が激化しており、今後需要が見込まれる産業分野における技術力の向上や、技術力を活かした産業の高付加価値化等による国際競争力の強化を進めていく必要があります。さらに、

豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル人材」を育成することも急務となっています。

また、わが国を訪れる外国人観光客は年間 2 千万人に迫り、平成 32 年（2020 年）には 4 千万人、平成 42 年（2030 年）には 6 千万人を目標としています。さらに、外国人観光客による消費額も 3 兆円を突破するなど急速に増加しています。こうしたインバウンド※観光の拡大は、地域の新たな需要や雇用の創出につながることも期待され、外国人観光客が快適かつ安全に滞在できるよう、受入体制の充実が求められています。

4　安全・安心な社会の構築

社会の成熟化が進む中で、福祉や防災、環境など様々な分野において、誰もが安全で、安心して暮らすことのできる社会づくりが求められています。

わが国では、高度経済成長期に建設された大量の社会資本が耐用年数を迎えつつあり、老朽化の進行や維持管理・更新に要する費用の増大が想定されています。このため、施設の長寿命化や技術開発等による社会資本の効率的な維持管理・更新が求められています。

また、平均寿命が延伸する一方で、健康寿命※と平均寿命の差が拡大することにより、医療費等の負担が大きくなることが懸念されています。個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障制度の持続可能性を高めるためにも、健康寿命の延伸が必要です。今後、国民の健康づくりに対する意識はさらに高まっていくと考えられ、生活習慣病の発症予防など健康づくりに向けた取組の充実が求められています。

5　高度情報化社会※の進展

ICT※の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動が大きく変化しており、今後は、医療、介護、防災等の様々な分野における ICT の効果的な利活用の促進が期待されています。

また、行政サービスにおいても、ICT の有効活用が進められています。情報セキュリティ対策、個人情報の保護に取り組み、利便性の高い電子行政サービスの提供や行政の一層の効率化・省力化に向けて、積極的に活用することが求められています。

第5節　本市の地域特性

1　社会環境

人口減少社会が本格化する中で、本市においても少子高齢化の急速な進展による人口構造の変化が社会環境に様々な影響を及ぼしつつあります。出生数や生産年齢人口の減少によって、現役世代の負担感が増すことが予想されており、年少人口の増加につながる取組が必要です。

また、景気の回復に伴い、本市の求人数は増加傾向にあり、雇用情勢は改善しつつありますが、一方で、生産年齢人口の減少等から、将来的な労働力の不足が懸念される状況にあります。このため、女性や高齢者の活躍の場を拡大するなど、労働力人口の減少に対応した人材の確保が重要です。

なお、本市では、恵まれた自然環境を背景に、レモン・八朔等の柑橘類、わけぎ、いちじく、多種多様な水産物など、特色ある第一次産業が集積していますが、就業者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成や新規就業者への支援が急務となっています。

本市の持続的な発展のためには、次代を担う子どもたちが地域に愛着と誇りを持てる教育の充実が重要であり、学校、家庭、地域が連携・協力した取組が求められます。

また、平成22年（2010年）における本市の健康寿命※は、男性が77.54歳、女性が82.07歳と、男性･女性ともに、県内でも低い数値となっており、健康づくりの推進により、健康寿命の延伸が求められます。

なお、本市の空き家率は、広島県の平均を上回るペースで高まっており、適切に管理されていない空き家の増加が、防災や衛生、景観等、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。このため、防災や防犯に加え、地域振興の観点からも空き家の活用等の対策を進めることが必要です。

2　経済環境

本市には造船業やプラスチック製品製造業をはじめとした多くの製造業が集積し、基幹産業として本市の経済を支えています。今後も、本市の経済が発展していくためには、継続的に設備投資できるような環境の形成や中小企業の活性化が求められます。また、社会・経済のグローバル化が進む中で、製造業の国際競争力の強化が一層求められるようになっており、既存産業の高付加価値化や新たな産業分野に対する技術力の向上等を促進することも重要です。

また、人口減少による市場縮小等を背景に産業構造が変化しつつある中で、医療、福祉、観光など、今後の成長が期待される分野において、新たな産業を創出することも必要です。産業の規模が縮小傾向にある卸売業や小売業においては、既存店舗の魅力向上や起業による新規店舗の出店等を促進し、地域内での消費を拡大していくことが求められます。

２年連続で日本遺産※に認定され、斜面市街地、尾道水道、瀬戸内海の多島美等が織りなす美しい景観や数多くの文化財が集積するなど、本市には個性豊かな地域資源が多数あります。このような地域資源の魅力に惹かれ、本市を訪れる観光客は増加傾向にあり、中国やまなみ街道の全線開通も追い風となり、今後、更なる観光客の増加が期待されます。一方で、観光消費の拡大を図るため、観光サービスの質的な改善等により、宿泊客の増加に取り組むことが必要です。また、全国的に外国人観光客が増加する中で、尾道市を訪れる外国人観光客も増加傾向にあり、インバウンド※観光への対応力の充実も求められています。

３　市民や関係団体等の意識

本市では、市民や関係団体が日常生活の中で感じていることを意見として伺い、まちづくりの参考にさせていただくため、市民満足度調査等を実施しました。調査結果から、市民が今後 10 年で重要と考える取組として、「誰もが健やかに暮らせるまちをつくる」、「産業が活発で、多様な働く場が充実したまちをつくる」、「夢と志を抱く子どもたちを育てる」が上位となっています。

また、過去５年間の成果が高い取組として、「尾道の個性を活かした交流を促進する」、「尾道らしい景観と良好な環境を保全し創造する」、「尾道に培われてきた芸術・文化を未来に伝える」が上位となっています。

なお、市内の企業や団体へのアンケート調査から、本市の課題として、「空き家の増加・管理への対応」、「地域コミュニティ※活動支援」、「市民活動の後継者育成」等の地域に関することや、「地域医療の質・量の確保」、「医師の確保」、「子育てに関する支援強化」等の医療・福祉に関すること、「インバウンド観光への対応」、「宿泊観光客の増加に向けた取組強化」、「尾道市のブランドイメージの活用」等の観光・交流に関することが多く指摘されています。

今後は、これらの意見を反映したまちづくりを推進していく必要があります。

第6節　これまでのまちづくりの総括

1　「個性をみがくまち」の総括

中国やまなみ街道の全線開通など交流基盤の整備が進むとともに、松江市との姉妹都市※提携や「瀬戸内しまのわ 2014」をはじめとした観光振興に関する取組の充実により国内外との交流が拡大しています。また、全国でも人気のサイクリングコースである瀬戸内しまなみ海道の国際的認知の高まり、2 年連続で日本遺産※に認定されたこと、サイクリスト向け複合施設の整備もあり、世界各国からの来訪者も増加しています。市民満足度調査によると、10 年前からの変化において、高速道路や港などの基盤整備が高く評価されている一方で、各地域のまちなかの賑わいづくりに関する取組が期待されています。

今後は、瀬戸内の十字路としての拠点性を活かした観光・交流機能の一層の強化に引き続き取り組み、観光客の受入体制を充実させるとともに、積極的なシティプロモーション※を行う必要があります。

商工業では、尾道流通団地の整備により、企業誘致を進めるとともに、市内の中小企業の活性化にも取り組んできました。農林水産業では、尾道ブランド※を活かした農産品の高付加価値化とともに、担い手育成や新規就業者への支援に取り組んできましたが、依然として後継者不足等の課題があります。市民満足度調査においても、産業の活性化や雇用の促進などの取組が期待されています。

今後は、産業団地の造成も含めた企業誘致を進めるとともに、既存産業の支援の更なる充実を図っていく必要があります。また、農林水産業における就業者の減少や高齢化に対応するため、新規就業者の確保ができる環境整備に取り組むことが重要です。

2 「人が輝くまち」の総括

文化財の保存・保全を積極的に展開するなど、芸術・文化・歴史を活かしたまちづくりに取り組んできたことが認められ、平成 26 年（2014 年）に文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞しました。また、平成 27 年（2015 年）から 2 年連続で日本遺産※に認定されました。これまで、本市固有の良好な景観の保全、歴史的風致※の維持向上とともに、環境保全意識の向上、ごみの減量化・再資源化等の取組を進めてきました。市民満足度調査においても、良好な景観や環境の形成、芸術・文化に関する取組が評価されています。

今後は、長い歴史の中で培われてきた芸術・文化の保存に引き続き取り組むとともに、これをさらに活用したまちづくりを推進していく必要があります。また、環境保全意識の向上にも引き続き取り組んでいく必要があります。

地域社会の高齢化や厳しい財政状況等に対応していくため、市民と市が連携して、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組んできました。こうしたことにより、地域課題に地域自らの力で解決していこうとする機運が高まっており、協働※のまちづくりに対する市民意識の向上が図られています。市民満足度調査においても、行政への市民参加や官民協働に関する満足度は上昇しており、評価されています。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、まちづくり団体の担い手不足の解消や、地域にとって効果的かつ効率的な支援に取り組む必要があります。

「尾道教育みらいプラン」によって、グローバル社会に適応した子どもの育成など、学校教育の充実に取り組んできました。成果があがっている取組がある一方で、学力の低下や生徒指導上の課題等も発生しています。また、差別のない明るい社会を目指して、男性・女性ともに、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会※の実現や、生涯学習の充実、人権問題の啓発等にも取り組んできました。

今後は、学力向上を含む人材育成の更なる充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の強化にも取り組んでいくことが必要です。また、インターネットによる人権侵害など人権問題の新たな課題にも取り組む必要があります。

３　「安らぎのあるまち」の総括

防災拠点の整備や、防災組織の育成を推進するなど、地域防災力及び市民の防災意識の向上に努めるとともに、消防機能の強化にも取り組んできました。また、快適な暮らしを実現するため、道路や公園、上下水道等の生活基盤の整備を着実に進めてきました。市民満足度調査によると、今後 10 年間においても重要であると考えられており、一層の取組が求められています。

今後は、引き続き、防災対策の更なる充実や生活基盤の整備に取り組んでいくとともに、老朽化したインフラの効率的な維持・更新を実施していく必要があります。

少子化対策を検討するためのプロジェクトチームを立ち上げるとともに、子育て支援センターや子育て世代包括支援センター※の整備など子育て支援の充実を図り、「子育てするなら尾道」と感じてもらえるまちづくりを推進してきました。また、地域包括ケアシステム※による取組や、質の高い地域医療の提供体制を充実させるため、医療施設の整備などを着実に推進してきました。市民満足度調査によると、健康・福祉に関する取組が、今後 10 年間においても重要であると考えられており、一層の取組が求められています。

今後は、子育て支援や医療・福祉サービスの更なる充実を図るとともに、健康寿命※の延伸に関する取組を実施し、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

第2章　基本構想本論

基本構想は、まちづくりの考え方、目指すべき都市像、まちづくりの基本的方向を定めた総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

第1節　まちづくりの考え方

まちづくりの考え方を示すキャッチフレーズを次のとおり設定し、本市が将来も発展していくために、本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の３つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開していきます。

◆本市の持つ３つの魅力

1　多様で豊富な人財

誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組が進む中で、これからのまちづくりにおいては、高いポテンシャルを有した民間活力や市民力の活用が強く求められています。

本市の地域を支える多様な人々や、その人々が取り組んでいる活動は、まちづくりの基盤となるかけがえのない財産です。今後のまちづくりにおいても、こうした人財を大切にして、本市の魅力として活かし、育てていきます。

2　歴史と文化に育まれた資源

本市が有する歴史的文化財、景観、稼ぐ力を生み出す地場産業等の豊富な地域資源は、国内外に誇ることのできる大きな強みです。本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域文化を継承するとともに、資源のリノベーション※等が必要です。今後もこうした歴史と文化に育まれた資源を魅力として活かしていきます。

3　交流を支える広域拠点性

本市を取り巻く環境の変化により、地域間競争が一層激しさを増す中、個性を発揮し、多くの人々から選ばれるまちとして輝いていくためには、グローバル化する社会の中で尾道ブランド※を国内外へ広く発信し、交流の拡大を図ることが重要です。

本市は、瀬戸内の十字路に位置し、広域的な交流拠点としての優位性を有しています。今後も、こうした拠点性の高さを本市の魅力として活かしていきます。

第2節　都市像

本市の都市像を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組みます。

本市は、国内を代表する歴史や文化、自然環境に恵まれるとともに、造船業をはじめとした製造業や、特色ある産品を生み出す農業、水産物の食品加工業等の地域産業に支えられ、今日まで発展してきました。

また、中国やまなみ街道の全線開通により、瀬戸内の十字路としての拠点性が一層高まっており、瀬戸内しまなみ海道の景観等、個性豊かな資源を有することは、国内外に誇れる本市の大きな魅力・強みとなっています。これらを活かして、国内はもとより、世界に向けても情報発信していくことが必要です。

一方、人口減少社会の本格的な到来や急速な少子高齢化の進展など、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、産業の活力の維持・拡大、人口減少に対応した地域力の強化と地域資源の活用、安全なまちを支える基盤整備などの取組の重要性が増しています。

こうした中、本市が将来にわたり、持続的に発展していくためには、地域経済を支える産業の活性化や更なる交流の拡大を推進していくことが必要です。産業を元気にすることで、新たな雇用を生み出し、地域の活性化、移住・定住人口の増加につなげていくことが必要です。

また、地域を支える基盤は、人と人のつながりです。豊かな地域社会を築くためには、本市の教育や生涯学習の充実によって、心豊かな人材を育て、先人が残してきた誇りや、尾道市民としての心のつながりを大切にし、人と地域がつながる社会を実現していくことが必要です。

さらに、健康・福祉・医療・介護等の充実により、生活の質を高め、生きがいとやすらぎを感じることができるとともに、防災・防犯対策等の充実により、日常生活の安全を確保し、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちを目指す必要があります。

このような視点に立ち、「元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる　～誇れるまち　『尾道』～」を本市が将来目指すべき都市像として掲げ、尾道らしい、尾道だからこそできる独創的なまちづくりを展開することにより、市民が誇れるまちの実現を目指します。

第3節　まちづくりの基本的方向

都市像を実現するため、「社会･経済潮流」や「これまでのまちづくりの総括」等を基に、本市がこれから進むべき「まちづくりの基本的方向」を示します。今後は、３つの基本的方向に基づき、まちづくりを推進します。

1　産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

地域間競争が一層激しさを増す中で、本市が将来にわたって発展し続けるためには、地域経済を支える産業を育成・創造するとともに、県内や中国四国地方のみならず、国内外との多様な交流が広がり、賑わいが生まれるまちづくりが必要です。このため、本市の基幹産業である製造業の持続的な発展を促進するとともに、中小企業の活性化、新たな産業の創出など、地域経済を支える産業の創造が求められます。

さらに、瀬戸内の十字路に位置する本市の交流拠点の優位性を活かし、観光消費の拡大や外国人観光客の受入体制の強化等の観光振興策を推進するなど、交流の拡大による地域の活性化が求められます。

また、こうした交流の拡大を通じて、本市が長い歴史の中で培ってきた様々な魅力を、国内外へ広く発信し、その価値をさらに高めていくことも必要です。

2　魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

人口減少社会が本格的に到来する中で、地域の将来を支える人材の育成がこれまで以上に重要となっています。そのためには、個性と創造性に富み、世界へはばたく、魅力ある人材が育つとともに、市民一人ひとりが、地域に愛着と誇りを持つことのできるまちづくりが必要です。このため、地域の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るとともに、地域全体で主体的に子どもの教育を支援する体制づくりが求められます。

また、市民との協働※を一層推進し、市民一人ひとりが主役となったまちづくりに取り組むことにより、地域コミュニティ※を活性化することも求められます。

3　誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

社会の成熟化が進む中で、誰もが心の豊かさや生きがいを感じながら、安全･安心で快適に暮らすことのできるまちづくりが、より一層重要となっています。

このため、市民の生命や財産を守り、快適な日常生活を支える生活基盤の維持更新が求められるとともに、地域全体が連携して、防災・防犯等の安全対策に取り組み、安全な暮らしを維持向上していくことが求められます。

また、人口減少と少子高齢化が進む中で、健康・福祉・医療・介護等の体制を充実させ、市民一人ひとりが安心して、健康で快適に暮らし続けることのできる環境づくりも求められます。

第4節 体系図

まちづくりの考え方

本市が将来も発展していくために、
本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』を
さらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開

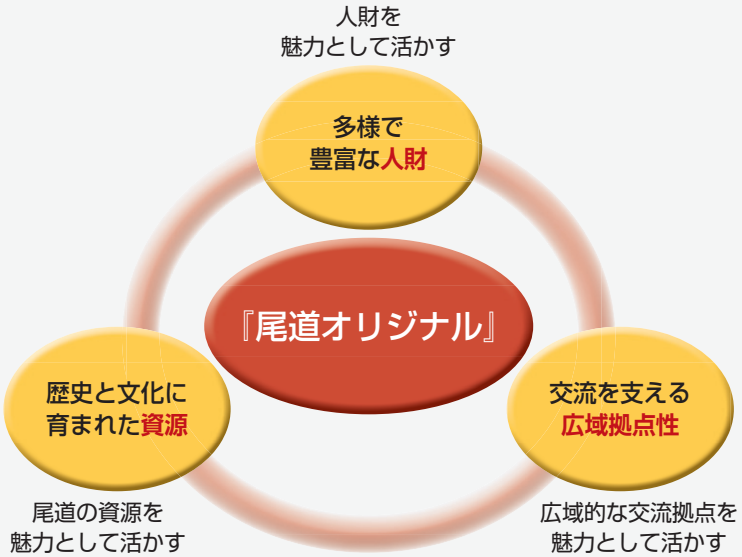

キャッチフレーズ

高める『尾道オリジナル』

都市像

元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる
～ 誇れるまち『尾道』～

基本的方向

- 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり
- 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり
- 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

第3章　目標人口

1　総人口の推移

本市の人口は、減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によると、平成37年（2025年）には約12万5千人、平成52年（2040年）には約10万3千人まで減少することが予想されています。

【総人口の推移】

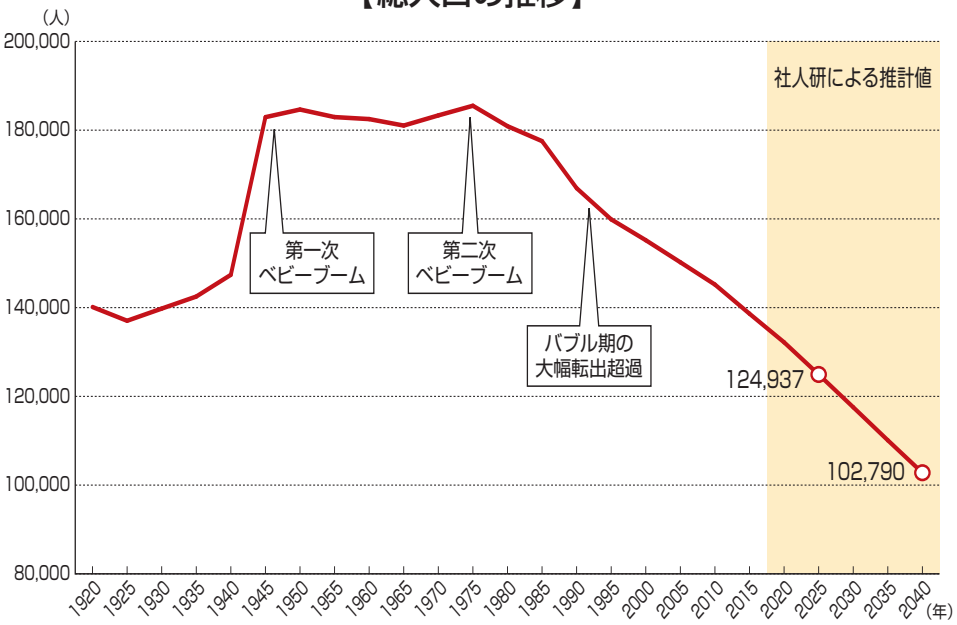

（注）1945年の数値は、1947年に実施された国勢調査の数値を用いている。

（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

本市では、「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年度（2015年度）策定）」において、「若い世代の就労・結婚・出産・子育て環境の整備」、「子育て世代の転入促進と転出抑制」、「交流人口※の拡大による地域活性化と定住移住促進」の3つを基本的視点として掲げ、人口減少問題に取り組むこととしています。

2　将来目標人口の設定について

本計画の将来目標人口の設定については、尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでの検討を踏まえて行いました。将来人口推計の精度を高めるため、平成 27 年（2015 年）の国勢調査の結果を用い、社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013 年）３月推計）」（以下、社人研推計）を基に、①社人研準拠推計と②人口ビジョン準拠推計の２つのパターンを作成しました。①社人研準拠推計と②人口ビジョン準拠推計を比較すると、本計画の最終年次である平成 38 年（2026 年）には①社人研準拠推計で 12 万３千１百人、②人口ビジョン準拠推計で 12 万４千７百人となり、約１千６百人の差が予想されています。

【社人研推計と人口ビジョンによる人口推計の比較】

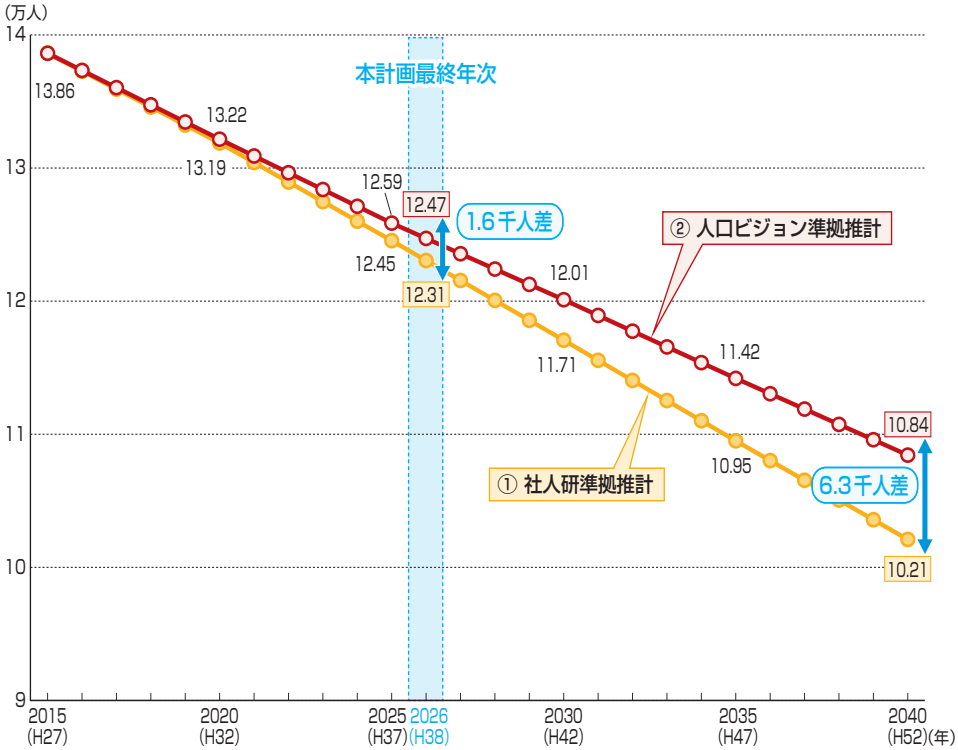

（注）１．本推計では、平成 27 年（2015 年）の国勢調査の結果を基に年齢不詳を按分した数値を使用（社人研推計も同様の手法を適用）。以下同様。

２．2020 年、2025 年、2030 年、2035 年、2040 年以外の年は５年間の変化を均等配分して推計。以下同様。

（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月推計）」

以上の検討を踏まえ、本計画においては、「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口推計に準拠し、本計画の最終年次である平成38年（2026年）の尾道市の将来目標人口を**12万5千人**と設定します。

年齢区分別人口を見ると、本計画の最終年次である平成38年（2026年）には、老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15から64歳）、年少人口（14歳以下）のいずれも現状より減少し、老年人口は4万6千人、生産年齢人口は6万5千人、年少人口は1万4千人と予想されています。

【将来目標人口（実数）】

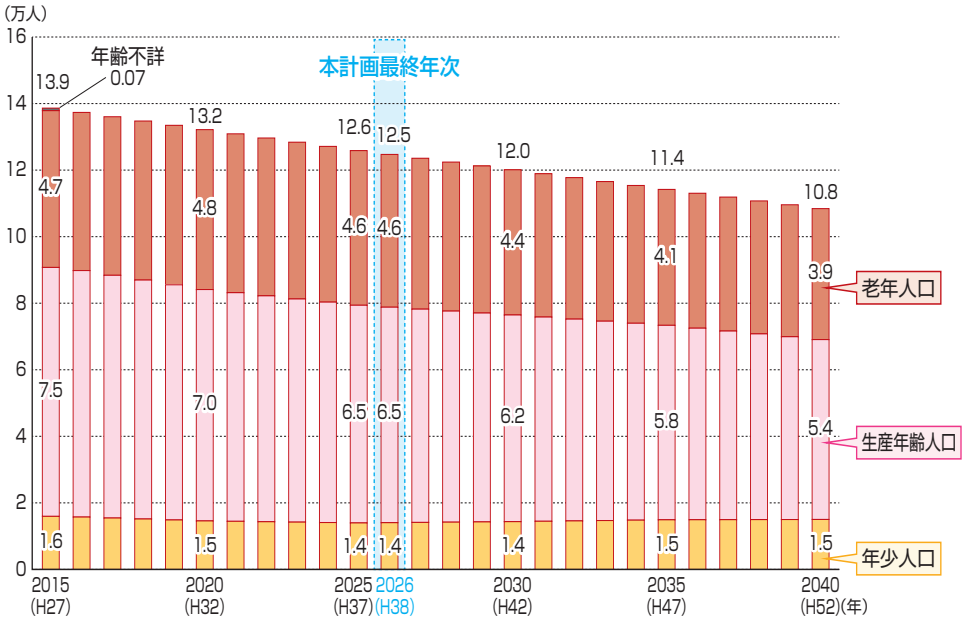

（注）1．図表内の数値で小数点以下の値を表示している場合、四捨五入して表示しているため、合計が総数と一致しない場合がある。

2．平成27年（2015年）は実績値であり、年齢不詳を含む数値。

（資料）総務省「国勢調査」

年齢構成比率をみると、老年人口比率は今後も上昇し、本計画の最終年次である平成 38 年（2026 年）には、現状よりも 2.6 ポイント高い 36.8%となり、本計画の後半の 2020 年代が尾道市の高齢化のピークとなると予想されています。一方、生産年齢人口比率は現状よりも 2.3 ポイント低い 51.9%、年少人口は現状よりも 0.3 ポイント低い 11.3%となり、ともに構成比は現状よりも減少すると予想されています。

今後は、人口減少のペースを緩やかにするため、若者の定住促進や出生率向上の取組を行うなど、バランスのとれた人口構造の土台づくりに取り組むことが必要です。

【将来目標人口（年齢構成）】

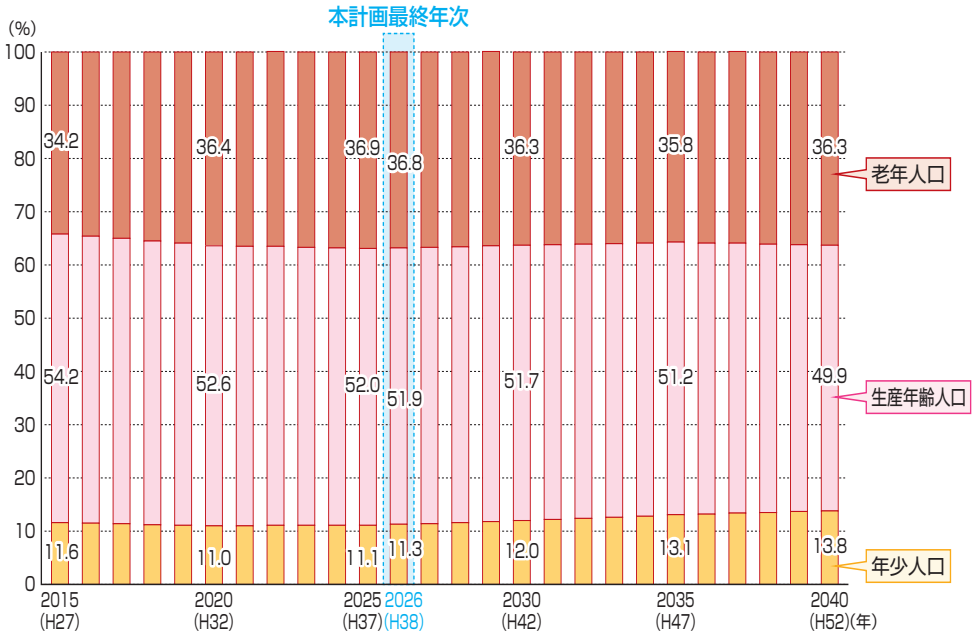

（注）1．図表内の数値で小数点以下の値を表示している場合、四捨五入して表示しているため、合計が 100%と一致しない場合がある。

2．平成 27 年（2015 年）は実績値であり、年齢不詳を除いた構成比。

（資料）総務省「国勢調査」

第4章　計画の推進方針

社会・経済情勢等の変化により、市民、企業、行政が単独で取り組むことが難しい課題が増加しています。課題に対応するため、次のような視点に留意し、計画の効果的かつ着実な推進を図ります。

1　効果的・効率的な行政運営

人口減少や少子高齢化等の進展により、本市の財政は、今後厳しい局面を迎えることが予想され、限られた財源の中、行財政改革を推進するとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要があります。このため、事業の見直しや重要度に応じて行政資源を投入するなど、選択と集中による施策展開に努め、持続可能で市民満足度を高める行政運営を推進します。

また、高度経済成長期に建設された公共施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、市民ニーズ等を踏まえながら、効率的な維持・更新を図るとともに、広域的な視点から、近隣市町との連携を推進するなど、市民にとってより効果的な行政サービスの実現に取り組みます。

なお、事業実施に当たっては、PDCA※サイクルによる効果的で効率的な取組を進めることが重要であり、施策の効果を客観的に検証できる指標を設定し、その進行管理を行うことにより、着実な計画推進を図ります。

2　市民が主役となったまちづくり

誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組が進む中で、市民満足度の高いまちを実現するためには、自助※、共助※、公助※の相互連携を基盤に、市民が主役となったまちづくりが求められており、市民、活動団体、企業などの多様な主体との協働※により、ともにまちづくりに取り組みます。

また、市民一人ひとりが、市政に関心を持ち、理解を深めることができるように、多様な広報媒体を活用して、分かりやすい市政の情報発信に努めます。

参考資料

【過去５年間の成果が高い取組と今後 10 年間で重要な取組】

（「尾道市市民満足度調査（平成 28 年実施）」より）

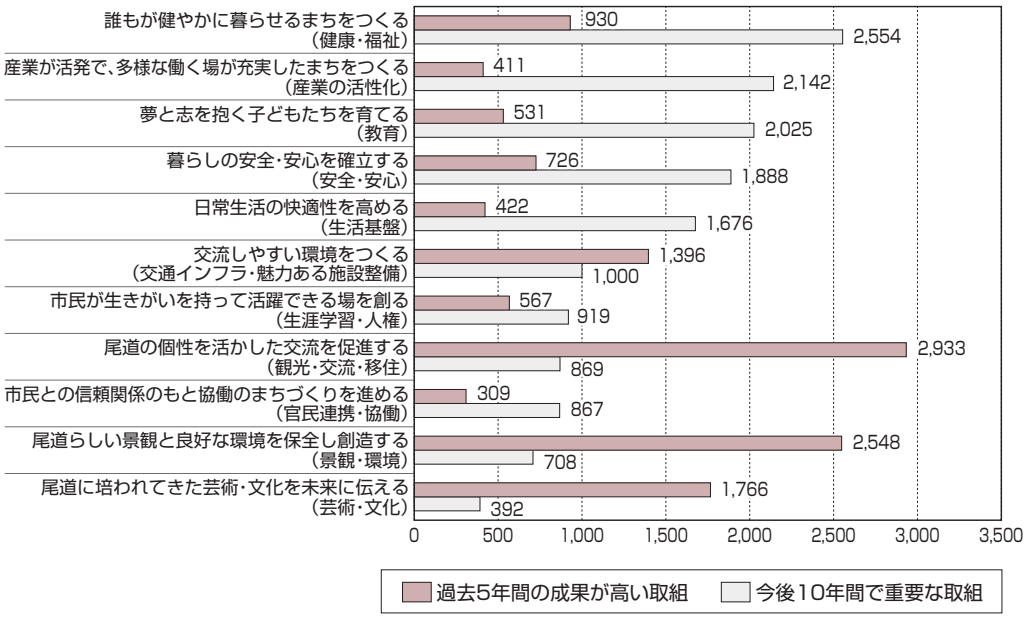

※ グラフの数値は、１位：５点、２位：４点、３位：３点、４位：２点、５位：１点で得点化して集計したもの。

【過去５年間で進んだ（成果を上げた）取組と今後 10 年間で重要な取組の関係】

（「尾道市市民満足度調査（平成 28 年実施）」より）

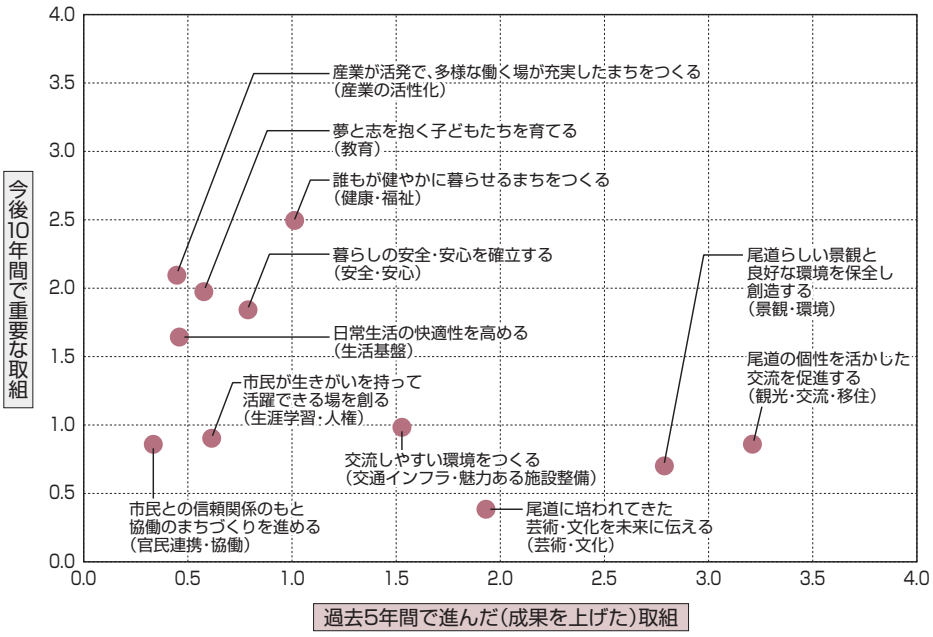

※ グラフの数値は、１位：５点、２位：４点、３位：３点、４位：２点、５位：１点で得点化した総和を有効回答者数で除した値。（全員が１位に回答すれば 5.0 となる。最低点は 0.0。）

尾道市総合計画後期基本計画

附属資料

1　尾道市総合計画策定条例

平成 27 年 9 月 28 日
条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条　この条例は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、尾道市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　総合計画　本市の将来にわたる健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政の総合的な計画をいう。

(2)　基本構想　本市の発展方向及び将来像を示し、これらを達成するために必要な施策の大綱を定めるもので、基本計画の基礎となるものをいう。

(3)　基本計画　基本構想に基づき、基本的施策を明らかにしたもので、計画実施の基礎となるものをいう。

(尾道市総合計画審議会への諮問)

第 3 条　市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、尾道市総合計画審議会条例 (昭和 47 年条例第 34 号) 第 1 条に規定する尾道市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条　市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2　前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第 5 条　基本計画は、市長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条　市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条　個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条　この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(尾道市総合計画審議会条例の一部改正)

2　尾道市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2　尾道市総合計画審議会条例

昭和 47 年 6 月 27 日
条例第 34 号

(名称及び目的)
第 1 条　この審議会は、尾道市総合計画審議会と称し、尾道市総合計画策定条例 (平成 27 年条例第 34 号) 第 3 条の規定に基づく諮問に応じ、尾道市の将来にわたる総合計画の基本構想及び基本計画について審議策定し、市長に答申することを目的とする。

(組織)
第 2 条　審議会は、委員 40 名以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
(1)　学識経験者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　市議会の議員
(4)　各種団体の役員又は職員
(5)　市民の代表
(6)　市の職員

(任期)
第 3 条　委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員の職を失なうものとする。

(会長及び副会長)
第 4 条　審議会に、会長 1 名及び副会長 2 名を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときはその職務を代理する。

(会議)
第 5 条　審議会の会議は、会長がこれを招集する。
2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)
第 6 条　審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから会長の推せんに基づいて、市長が委嘱する。

(意見の聴取等)
第 7 条　会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)
第 8 条　審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)
第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が審議会にはかって、これを定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則 (昭和 47 年 11 月 1 日条例第 47 号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例 (昭和 47 年条例第 46 号) の施行の日 (昭和 47 年 11 月 20 日) から施行する。

付　則 (昭和 47 年 12 月 25 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則 (昭和 54 年 10 月 20 日条例第 31 号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例 (昭和 54 年条例第 30 号) の施行の日 (昭和 54 年 11 月 1 日) から施行する。

付　則 (昭和 58 年 3 月 24 日条例第 7 号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例 (昭和 58 年条例第 6 号) の施行の日 (昭和 58 年 4 月 1 日) から施行する。

付　則 (平成 5 年 3 月 24 日条例第 2 号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例 (平成 5 年条例第 1 号) の施行の日 (平成 5 年 4 月 1 日) から施行する。

付　則 (平成 8 年 3 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例 (平成 8 年条例第 3 号) の施行の日 (平成 8 年 4 月 1 日) から施行する。

付　則 (平成 11 年 3 月 25 日条例第 3 号) 抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付　則 (平成 13 年 3 月 23 日条例第 8 号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例 (平成 13 年条例第 7 号) の施行の日から施行する。

付　則 (平成 16 年 3 月 24 日条例第 5 号) 抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付　則 (平成 19 年 3 月 22 日条例第 8 号) 抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付　則 (平成 20 年 3 月 19 日条例第 3 号) 抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付　則 (平成 23 年 6 月 29 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則 (平成 24 年 3 月 22 日条例第 7 号) 抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付　則 (平成 27 年 9 月 28 日条例第 34 号) 抄

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

付　則 (平成 29 年 3 月 15 日条例第 8 号) 抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3　尾道市総合計画策定に関する規則

昭和 47 年 8 月 28 日
規則第 43 号

(趣旨)
第 1 条　この規則は、尾道市総合計画策定条例 (平成 27 年条例第 34 号) に基づく総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(計画策定の原則)
第 2 条　総合計画は、関係機関等と連絡協調を保ちながら、効率よく実施できるよう策定しなければならない。

(実施計画の策定)
第 3 条　市長は、基本計画で定めた基本的施策を実現するための具体的な事業及び施策を明らかにした実施計画を策定することができる。

(策定会議)
第 4 条　総合計画の試案策定及び総合計画に関する重要事項を審議するため、尾道市総合計画策定会議 (以下「策定会議」という。) を設置する。
2　策定会議は、副市長及び職員のうちから市長が任命する者をもって組織する。
3　策定会議は、副市長が主宰する。
4　副市長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(事務局)
第 5 条　策定会議の事務を処理するため、企画財政部に事務局を置く。
2　事務局長は、市長が任命する職員をもって充てる。

(部門別計画)
第 6 条　尾道市部設置条例 (昭和 31 年条例第 24 号) 第 2 条に規定する部、因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所、教育委員会教育総務部、教育委員会学校教育部、上下水道局、病院事業局及び消防局の長 (以下「部局長」という。) は、所管事務に属する事項について部門別計画を作成し、策定会議に提出しなければならない。
2　課 (これに相当するものを含む。以下同じ。) の長 (以下「課長」という。) は、所属部局長の命を受けて所管事項について現状のは握及びその問題点を摘出して、部門別計画を作成し、所属部局長に提出しなければならない。

(計画主任)
第 7 条　各課に部門別計画の企画立案に関する事務を担当させるため、計画主任を置く。
2　計画主任は、課長が所属職員のうちから指名する者をもって充てる。
3　各課長は、計画主任を指名し、又は指名替えしたときは、その職氏名を事務局長に報告しなければならない。

(事務局長の資料の提出要求)
第 8 条　事務局長は、必要があると認めたときは、計画主任に対して総合計画策定に関する資料の提出を求めることができる。
2　前項の要求があったときは、計画主任は直ちに必要資料を作成し、所属課長の承認を得て事務局長に送付しなければならない。

(補則)
第 9 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則
この規則は、公布の日から施行する。

付　則 (昭和 50 年 10 月 30 日規則第 37 号)
この規則は、昭和 50 年 11 月 1 日から施行する。

付　則 (昭和 54 年 11 月 1 日規則第 48 号)
この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (昭和 58 年 4 月 1 日規則第 16 号)
この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (平成 5 年 4 月 1 日規則第 14 号) 抄
1　この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (平成 8 年 4 月 1 日規則第 16 号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則の施行の際、現に改正前の尾道市行政組織規則の規定により、付則別表左欄の部課に所属する職員は、別に辞令が発せられない限り、同表右欄の部課に勤務を命ぜられたものとみなす。

付則別表

左欄		右欄	
市長公室	企画課		企画室
	秘書広報課	総務部	秘書広報課
都市部	都市計画課	都市部	都市デザイン課
開発事業部	再開発課	再開発部	再開発課

付　則 (平成 10 年 4 月 1 日規則第 14 号)
この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (平成 11 年 4 月 1 日規則第 17 号)
この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (平成 13 年 3 月 30 日規則第 23 号) 抄
1　この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (平成 16 年 3 月 24 日規則第 19 号) 抄
1　この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (平成 17 年 3 月 2 日規則第 86 号)
この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。
付　則 (平成 17 年 3 月 25 日規則第 106 号)
この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。
付　則 (平成 18 年 1 月 10 日規則第 3 号)
この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 36 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 58 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (平成 22 年 10 月 18 日規則第 65 号)
この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 35 号)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 42 号)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (平成 27 年 9 月 28 日規則第 56 号)
この規則は、公布の日から施行する。
付　則 (平成 29 年 3 月 28 日規則第 20 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (平成 31 年 3 月 29 日規則第 39 号) 抄
(施行期日)
1　この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
付　則 (令和 2 年 12 月 8 日規則第 71 号)
この規則は、公布の日から施行する。

4　尾道市総合計画審議会分科会設置要綱

（目的）
第１条　尾道市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務の円滑な運営を図るため、次の尾道市総合計画審議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。
元気あふれるまち部会
人がつながるまち部会
安心して暮らせるまち部会

（職務）
第２条　分科会は、次の事項を分掌する。
元気あふれるまち部会
産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくりに関すること
人がつながるまち部会
魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくりに関すること
安心して暮らせるまち部会
誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくりに関すること

（組織）
第３条　分科会は、審議会の委員（以下「委員」という。）若干名をもって組織する。

（委員の指名）
第４条　分科会に属する委員（以下「所属委員」という。）は、審議会会長が指名する。

（会長及び会長代理）
第５条　分科会に会長及び会長代理を置く。
２　会長及び会長代理は、所属委員の互選とする。
３　会長は、会務を掌理し、分科会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
４　会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　分科会の会議は、会長がこれを招集する。
２　分科会の会議は、所属委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
３　分科会の議事は、出席所属委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（委員等の出席）
第７条　委員は、その所属する分科会以外の分科会の会議に出席することができる。ただし、発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。
２　会長は、分科会の会議において必要があると認めるときは、所属委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

（庶務）
第８条　分科会の庶務は、企画財政部において行う。

（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、審議会会長が定める。

付　則
この要綱は、平成８年７月１８日から施行する。

付　則
この要綱は、平成１２年９月４日から施行する。

付　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２３年７月８日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２８年６月２１日から施行する。

付　則
この要綱は、令和２年９月２５日から施行する。

5　尾道市総合計画審議会委員名簿

（順不同）

職　務	氏　名	所属・役職等	A	B	C
会　　長	藤澤　毅	尾道市立大学 学長	○	○	○
副　会　長	髙本　訓司	尾道市議会 議長			○
副　会　長	福井　弘	尾道商工会議所 会頭	○		
部　会　長	村上　祐司	因島商工会議所 会頭	○		
部　会　長	森本　幾子	尾道市立大学経済情報学部 准教授		○	
部　会　長	加納　彰	尾道市社会福祉協議会 会長			○
部会長代理	村上　俊二	尾道市農業協同組合 専務	○		
部会長代理	吉浦　史貴	尾道市 PTA 連合会 会長		○	
部会長代理	緒方　恵理子	子育てサロン連絡協議会 会長			○
	青木　透	尾道しまなみ商工会 会長	○		
	今岡　正英	尾道青年会議所 理事長		○	
	〔安楽城　大作〕	〔前尾道青年会議所 理事長〕			
	恵谷　一雄	尾道市水産振興協議会 会長	○		
	〔吉岡　照明〕	〔前尾道市水産振興協議会 会長〕			
	岡野　斉也	尾道市議会 福祉環境委員長			○
	〔山戸　重治〕	〔前尾道市議会 民生委員長〕			
	柿本　和彦	尾道市議会 副議長		○	
	〔宮地　寛行〕	〔前尾道市議会 副議長〕			
	柏原　早希	市民代表		○	
	樫本　登美子	尾道商工会議所女性会 会長	○		
	河岡　定子	市民代表		○	
	木村　順子	市民代表			○
	小林　暢善	尾道市文化協会 会長		○	
	小林　亮大	市民代表	○		
	小山　重夫	尾道市歯科医師会 監事			○
	酒井　清文	因島歯科医師会 会長			○
	瀬尾　暁史	広島経済同友会尾道支部 支部長	○		
	辻　ひとみ	尾道市保健推進員連絡協議会 副会長			○
	豊田　雅子	NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト 代表理事		○	
	花田　結麻	市民代表		○	
〔前副会長〕	福原　謙二	尾道市議会 総務経済委員長〔前尾道市議会 議長〕	○		
	〔星野　光男〕	〔前尾道市議会 総務委員長〕			
	〔二宮　仁〕	〔前尾道市議会 産業建設委員長〕			
	藤井　温	因島医師会 会長			○
	藤川　和美	市民代表		○	
	光原　百合	尾道市立大学芸術文化学部 教授		○	
	三宅　宏	尾道観光協会 会長	○		
	宮野　良隆	尾道市医師会 会長			○
	向井　ちほみ	広島県総括官（デジタルトランスフォーメーション戦略）	○		
	山根　信行	尾道市議会 教育スポーツ委員長		○	
	澤田　昌文	尾道市副市長			○
	冨永　嘉文	尾道市副市長	○	○	

※令和４年（2022 年）２月６日現在。〔　〕内は前任者の氏名・所属等。

A　元気あふれるまち部会
B　人がつながるまち部会
C　安心して暮らせるまち部会

6　尾道市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

尾企政第155号
令和3年6月6日

尾道市総合計画審議会会長　様

尾道市長　平谷　祐宏

尾道市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

尾道市総合計画後期基本計画について、尾道市総合計画審議会条例（昭和47年条例第34号）第1条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

7　尾道市総合計画後期基本計画について（答申）

令和4年2月6日

尾道市長　平谷　祐宏　様

尾道市総合計画審議会
会 長　　藤 澤　　毅

尾道市総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年6月6日付けで諮問を受けた尾道市総合計画後期基本計画について、慎重に審議した結果を別添のとおり答申いたします。

この後期基本計画は、前期基本計画を継承しながらも、前期5年間で実施した施策の検証を行い、現状と課題を把握したうえで、平成28年に定めた尾道市総合計画基本構想に掲げる都市像「元気あふれ　人がつながり　安心して暮らせる　～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けて取り組むべき施策を示した計画としました。

貴職におかれましては、速やかに後期基本計画を策定されるとともに、当審議会の審議過程を十分尊重し、社会・経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しながら、計画に掲げた施策の実施に着実に取り組まれることを希望します。

8　尾道市総合計画後期基本計画策定の経過

年月日	項　目	主な内容
令和2年（2020年） 11月9日	第1回策定会議開催	策定方針、策定フロー、策定スケジュール
11月20日	第1回課長会議開催	策定方針、策定フロー、策定スケジュール、計画主任指名依頼
令和3年（2021年） 5月7日～5月31日	市民満足度調査実施	
5月11日～5月31日	企業・団体アンケート実施	
5月12日	第1回課長・計画主任合同会議開催	市民満足度調査及び企業・団体アンケートの実施、前期基本計画の達成度を測る指標の達成状況、基礎調査
5月26日	第2回策定会議開催	市民満足度調査及び企業・団体アンケートの実施、前期基本計画の達成度を測る指標の達成状況、基礎調査
6月6日	第1回審議会開催	会長及び副会長の互選、後期基本計画の諮問、策定方針、策定フロー、策定スケジュール、市民満足度調査及び企業・団体アンケートの実施、前期基本計画の達成度を測る指標の達成状況、基礎調査
8月11日	第3回策定会議開催	後期基本計画（素案）
8月26日	第2回審議会開催	副会長の互選、後期基本計画（素案）、分科会の設置
9月17日	元気あふれるまち部会開催	部会長及び部会長代理の互選、後期基本計画（素案）
9月30日	安心して暮らせるまち部会開催	
9月30日	人がつながるまち部会開催	
10月20日	第4回策定会議開催	後期基本計画（案）
11月4日	第3回審議会開催	後期基本計画（案）
12月10日～ 令和4年（2022年） 1月11日	パブリックコメント実施	
1月25日	第5回策定会議開催	パブリックコメントの実施結果、後期基本計画（案）
2月6日	第4回審議会開催	パブリックコメントの実施結果、後期基本計画（案）、後期基本計画の答申

9　尾道オリジナル事業一覧

No.	施策目標	事業名等	概　要
1	1-1-1 1-1-2	企業立地促進事業	尾道市の瀬戸内の十字路としての拠点性を活かし、工場等設置奨励金等により、設備投資を行う企業への支援を行います。
2	1-1-1	海事都市尾道推進事業	海事産業に関する啓発を実施することで、尾道市の基幹産業の一つである造船産業の魅力向上を図ります。
3	1-1-1 1-1-4	因島技術センター支援事業	尾道市の基幹産業である造船業・舶用工業の技能伝承と次世代人材育成を目的に官民一体となって設立された職業訓練学校「因島技術センター」を運営する因島技術センター運営協議会に対し、支援を行います。
4	1-1-1	尾道市実証実験サポート事業	市民生活を豊かにするデジタル技術の活用等を促すため、尾道市内で実証実験を行う事業者等を支援し、市内における新事業の創出を図ります。
5	1-1-2	オフィス移転等促進奨励事業	尾道市内に本社機能を移転・分散する事業者、またはその受け皿となるシェアオフィス等を整備する事業者を支援し、新たな人材の移住促進と、産業の活性化を図ります。
6	1-1-3	尾道ブランド発展支援事業	尾道ブランド農産物認証を受けた JA 生産部会等が、認証農産物をブランド販売することで、販売力の向上と産地育成、生産量の拡大を推進し、農業者の所得向上と新規栽培者の増加につなげ、地域特産物の産地化と多様な担い手の確保を図ります。
7	1-1-3	尾道スローフードまちづくり事業	自然と調和する住みよいまちづくりを目指し、尾道固有の豊かな自然の恩恵を受けて育んできた食と食文化を守り、次世代への継承と食育、交流人口の拡大を図ります。
8	1-1-3	尾道季節の地魚の店認定事業	尾道の地魚を積極的に提供している飲食店等を広く PR することで、尾道の地魚の地産地消を推進し、商業振興並びに水産振興を図ります。
9	1-1-3	SAVOR　JAPAN 活動推進支援事業	地域固有の「食」や「食文化」を地域資源として体験や交流に活用していくことで、訪日外国人を含む観光交流人口の増大を図る SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）（平成 30 年度認定）の取組を支援することにより、尾道の新たな魅力発信、外国人を含む交流人口の増大、農水産物の利活用による生産者の所得向上など、地域の活性化と農林水産業の振興を図ります。
10	1-1-4	おのみち「農」の担い手総合支援事業	営農の組織化や経営の高度化に向け積極的に挑戦できる環境を整え、地域の核となる経営力の高い担い手を育成することにより、産地の維持･拡大を図ります。
11	1-1-5	企業の魅力発信事業	市内企業の優れた技術力や働きやすい環境など、様々な魅力や特徴を効果的に発信することにより、市内企業の認知度向上及び人材確保に寄与し、尾道市での就職を促進します。
12	1-1-5	ふる里就職促進事業	尾道市における労働力の安定・確保のため、市内企業への就業促進及び職場定着を支援し、地域産業の活性化を図ります。
13	2-1-1 3-1-1	日本遺産推進事業	日本遺産の構成文化財を活用して文化観光を推進するとともに、歴史文化資源の調査研究や活用、ガイドを行う人材の育成を行います。
14	2-1-1	しまなみ海道イベント開催事業	しまなみ海道の特性を活かしたサイクリングやウォーキングを取り入れたイベントを開催することにより、しまなみ海道の魅力を内外に広く PR するとともに、誘客による地域の活性化を図ります。
15	2-1-1	しまなみ DMO 形成推進事業	平成 29 年に設立されたしまなみジャパン（DMO）の自立的な事業運営により、しまなみ海道広域エリアの「稼ぐ力」を創出し、観光産業発展による地域経済活性化、雇用拡大を図り、しまなみファンの創出を移住・定住につなげます。

No.	施策目標	事業名等	概　要
16	2-1-1	フィルムコミッション事業	映像制作等の支援をすることでまちや地域の知名度向上、観光集客力強化（フィルムツーリズムの創出）、映像関連産業等の新ビジネス創出チャンス拡大、映像文化・芸術の振興、住民の「我がまち」意識高揚を図ります。
17	2-1-1	外国人旅行者誘致事業	国のビジット・ジャパン事業や広島県・愛媛県の訪日外国人観光客誘致事業と連携し、海外の旅行事業者・マスコミ等を対象とした招聘事業や PR 事業、また、広報ツールの整備、案内表示、観光案内所での多言語対応など、基盤整備を実施します。
18	2-1-1	しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業	しまなみ海道サイクリングロードの施設及び環境を整備し、しまなみ海道を自転車で周遊するサイクリストに安全・安心・快適なサイクリングの機会を提供します。
19	2-1-1	しまなみサクラ公園交流施設整備事業	JR 尾道駅や駅周辺に不足する機能を補完するとともに、第 1 次ナショナルサイクルルートの本土側の起点としてふさわしい交流施設をしまなみサクラ公園内に整備します。
20	2-1-2	尾道商業会議所記念館活用事業	尾道市の重要文化財であり、尾道市の繁栄のシンボルの一つである尾道商業会議所記念館（広場）を活用し、商都尾道の歴史の紹介をはじめ、貸施設として市民及び来街者の交流・憩いの場として提供することで、中心商業地（商店街）の賑わいを創出します。
21	2-2-1	歴史的風致維持向上事業	歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域内の通り等の美装化をはじめ、歴史的建造物等の修景事業、空き家再生事業等により、歴史ある魅力的なまちなみの継承、景観保全を推進します。
22	2-3-1	移住・定住情報提供事業	尾道市に暮らす住民のライフスタイル等を写真や映像と文章で発信するメディアを運営し、移住施策やイベント情報等を掲出することで、移住希望者を筆頭とする尾道ファン層が一元的に尾道市の情報を入手できる手段を確保します。
23	2-3-1 4-1-1	若者チャレンジ講座	尾道市を活動場所とする個人または団体のプラン実現のためのノウハウを提供し、企画を実践するための初歩的な支援を行うことにより、市民のまちづくりへの関心を喚起し、新たな担い手の発掘と育成につなげます。
24	3-1-1	囲碁のまちづくり推進事業	尾道市の「市技」である囲碁文化の「保存」「継承」「創造」を柱に、市民の囲碁に関する知識の向上と交流を図ります。また、囲碁の各種大会の実施と普及活動に取り組む尾道市囲碁のまちづくり推進協議会の運営を支援することにより、囲碁によるまちづくりを推進します。
25	3-1-1	まちなか文化交流施設整備事業	歴史的建造物の保存活用と景観保全等の観点から、貴重な近代建築である旧三井住友銀行尾道支店を保存・改修し、まちなか文化交流施設として活用し、賑わいの創出や観光客の誘客につなげます。
26	3-1-1	国宝・重要文化財保存事業	国宝や重要文化財の保存・保全の支援を行うとともに、保存修理現場の公開等により、市民をはじめ多くの方々へ文化財の啓発を行うことで、文化財保護意識の高揚を図ります。
27	3-1-1	市史編さん事業	先人や市民の歩みを明確に位置付け、より良い地域連帯感を醸成し、すべての市民が手を取り合って未来へ展望を開くことが出来る市史を編さんし、刊行します。
28	3-1-1	市内美術館連携強化事業	尾道市内の美術館が相互に連携し、市民が日常的に芸術文化に親しむことができる環境を整えていくことにより、尾道に培われてきた芸術文化を未来に伝え、心豊かに育む芸術文化意識の高揚を図ります。
29	3-1-1	絵のまち尾道四季展開催事業	美しい自然景観に恵まれた尾道とその周辺を題材として描いた作品を全国公募する絵のまち尾道四季展を開催し、併せて芸術文化都市の創造を目指します。

No.	施策目標	事業名等	概　要
30	3-1-1	高校生絵のまち尾道四季展開催事業	高校生絵のまち尾道四季展を実施することにより国際芸術文化都市を目指し、尾道市立大学芸術文化学部美術学科及び絵のまち尾道を全国にアピールするとともに、高校生の芸術文化意識の高揚を図ります。
31	3-1-1	尾道マンガ大賞展開催事業	児童生徒からマンガ作品を募集し、尾道市出身のマンガ作家、かわぐちかいじ氏の審査により優秀作品を決定する尾道マンガ大賞展を開催し、マンガ文化の浸透、マンガや絵を描くことに興味を持つ児童生徒の育成につなげます。
32	3-2-1	尾道版『学びの変革』推進事業	授業において児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現する指導の在り方について、教職員が主体的に研究・実践・改善していく仕組みづくりを通じて確立します。
33	3-2-1	外国語教育を充実する事業	児童生徒にグローバル社会の中で時と場に応じて適切なコミュニケーションができるレベルの英語力を身に付けさせるため、外国語教育の充実を図ります。
34	3-2-1	特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援の充実に努めます。
35	3-2-1	ふるさと学習推進事業	自己のアイデンティティを確立し、自己肯定感を育成するとともに、郷土に誇りをもち、社会に貢献しようとする態度を向上させるため、郷土について学び、郷土を愛する心を育てる取組を行います。
36	3-2-1	道徳性を育成する事業	道徳性の涵養を図るため、学校・家庭・地域が一体となった社会貢献活動を推進します。
37	3-2-1	いじめ・問題行動をなくすための取組	いじめ・問題行動の撲滅に向け「尾道市いじめ防止基本方針」に基づく、きめ細かな生徒指導の充実や組織的な指導体制の確立を図るため、アセス等のアンケート調査を定期的に実施し、実態把握等に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を密にし、関係機関と協力しながら取組を進めます。
38	3-2-1	体力向上対策事業	児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、児童生徒の体力における課題とその背景を分析し、適切に体力・運動能力の向上につながる取組を推進します。
39	3-2-1	食育・健康教育を充実する取組	学校における系統的な食育・健康教育の確立及び児童生徒の健康づくりを推進します。
40	3-2-1	学校評価、カリキュラム・マネジメントの充実を図る取組	学校が主体的に創意工夫ある教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進するとともに、教育の質の向上を図ります。
41	3-2-1	特色ある学校づくり推進事業（中学校区で一体となったコミュニティ・スクールの導入）	地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを目指し、地域住民や保護者が学校運営に参画しやすい環境を整えるため、中学校区が一体となったコミュニティ・スクールの導入を進めます。
42	3-3-1	まちづくりをテーマとしたおのみち市民大学講座の開催事業	地域活動・ボランティア活動を促進するため、社会的課題・地域課題の解決やまちづくりをテーマとした講座等を開催することにより、まちづくりに資する人材の育成を図ります。
43	3-3-1	尾道市立大学が主催する公開講座	大学施設及び知的資源を活用し、市民を対象に公開講座を開催することにより、市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育･研究･地域貢献を通し、まちづくりに資する人材の育成を図ります。
44	3-3-3	尾道健幸スタイル事業	運動習慣の定着により、生活習慣病等の予防と介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
45	3-3-3	幸齢ウォーキング推進事業	ウォーキングの定着により、生活習慣病等の予防と介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

No.	施策目標	事業名等	概　要
46	4-2-1	「いのち･愛･おのみち」人権啓発推進事業	市民が命や人権の大切さを学び、人権尊重の意識が高いまちとなるよう、参加型の人権展の開催や著名な講師による講演会を開催し、市民が参加しやすい啓発事業を推進します。
47	5-1-3	空き家バンクエリア拡大事業	空き家バンクエリアで活動するNPO法人等を運営主体として、地域の特性に合わせた空き家バンク事業を展開し、空き家の活用促進やUIJターン等による移住・定住の支援につなげます。
48	5-3-1	救急自転車等活用事業	サイクリストの聖地として、多くの人に親しまれている瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースを、より安全・安心に楽しんでもらえるよう、救急自動車の進入が困難な現場で発生した救急事案に迅速に対応するため、自転車等に乗り換えた救急救命士を先行して到着させることで、救命率の向上を図ります。
49	5-4-1	環境学習事業	次世代を担う小・中学生に、尾道市のもつ豊かな自然環境をより深く身近に感じてもらうことで、自分たちを取り巻く環境に関心を持ち、それを守り育てていこうという意識を高めます。
50	5-4-1	分別戦隊エコレンジャー事業	エコレンジャーを活用し、環境教室や各種イベント等を通してごみ分別の啓発活動を行うことで、資源循環型社会の構築を目指します。
51	6-1-1	少子化対策プロジェクト	少子化を抑制する対策について、若手職員によるプロジェクト・チームを編成し、課題の検討や施策の提言を行うとともに、効果的な施策を事業化するための調査・研究を行います。
52	6-1-1	オンライン子育て支援事業	新型コロナウイルスの蔓延により発生した、子育てに不安があっても対面して相談ができない状況や、子どもが友達と遊ぶ機会の減少など、子育てに関する困りごとに対して、ICT技術を活用し、オンラインによる子育て支援サービス「キッズWeb☆尾道」の運営を行います。
53	6-1-1	尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センターぽかぽか☀）	市内7カ所の母子保健及び子育て支援のワンストップサービス拠点である「子育て世代包括支援センターぽかぽか☀」により、すべての子育て家庭が不安なく子育てできるよう、妊娠期から出産及び子育て期にわたって切れ目のない総合的な支援を行います。
54	6-1-1	子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭で支援が必要な子どもを対象に、学習習慣の定着や基本的生活習慣の確立等を目的に子どもの居場所づくりを実施します。また、子どもたちが健やかに育つ地域環境づくりのため、子ども食堂や学習支援事業に取り組む団体の連携体制の整備を行います。
55	6-1-1	尾道市子どもの貧困対策プロジェクト	関係部署の職員が全庁横断的な連携の中でプロジェクト・チームを編成し、尾道市の子どもの貧困問題に関して、調査及び研究を行うとともに、実効性のある総合的な対策の企画・立案を行います。
56	6-2-1	尾道人生100才宣言	第二次健康おのみち21の最終年度である2023年に向け、全市をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道しるべとして「尾道人生100才宣言」を行い、健康寿命の延伸を図ります。
57	6-2-1	外出促進事業（出たもん勝ち）	外出促進のための情報提供を行うことで、心身の機能低下の予防、地域とのつながりや生きがいの創出、健康づくり関係施設やサービス利用促進を図ります。
58	6-2-3	福祉まるごと相談窓口事業	8050問題（高齢の親とひきこもり状態にある子どもが同居している世帯が抱える生活課題）など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、様々な相談支援を中心とした包括的な支援体制の構築を図ります。

10　目標の達成度を測る指標一覧

基本的方向１　産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

政策目標１　活力ある産業が育つまち

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）	No.
政策分野１　産業				
施策目標１　地域経済を支える産業に活気がある				
市民満足度調査「地域産業が活性化している」と感じる市民の割合	%	23.3（令和３年度）	28.0	1
製造品出荷額等	億円／暦年	5,671（令和元年）	6,500	2
因島技術センター受講者修了者数（累計）	人	1,957	2,400	3
中小企業金融支援融資実行件数	件	76【243（令和元年度）】	300	4
実証実験サポート件数（累計）	件	2	50	5
施策目標２　多様な産業が育っている				
事業所数	事業所	7,334（平成 28 年）	維持	6
創業支援利子補給金交付対象件数	件	59	70	7
尾道市工場設置奨励制度申請件数	件	11	15	8
施策目標３　農林水産業が活性化している				
農業産出額（推計）	千万円／暦年	1,098（令和元年）	1,100	9
漁獲量	t ／暦年	512（令和元年）	640	10
ブランド農産物認証数（累計）	品目	6	10	11
漁獲量	t ／暦年	512（令和元年）	640	再掲(10)
６次産業化支援件数（累計）	件	8	10	12
地産地消ツアー実施回数	回	2	4	13
外国人観光客数	千人／暦年	100（令和２年）【341（令和元年）】	341	14
施策目標４　産業の担い手が育っている				
従業者数	人	60,661（平成28年）	維持	15
製造業従業者数	人	17,126（平成28年）	維持	16
認定農業者数	人	130	維持	17
集落法人数	法人	9	10	18
施策目標５　誰もが働きやすい雇用環境が整っている				
市民満足度調査「自分が働いている職場の環境がよい」と感じる市民の割合	%	47.2（令和３年度）	55.0	19
尾道しごと館相談者数	人	49	60	20
女性就業率	%	43.4（平成27年）	51.4	21
高齢者就業率	%	21.7（平成27年）	29.8	22
広島県男性育児休業等促進宣言企業のうち市内企業登録数（累計）	社	10	20	23
企業合同説明会参加人数	人	77【167（平成30年度）】	150	24

政策目標２　活発な交流と賑わいのあるまち

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）	No.
政策分野１　観光・交流				
施策目標１　観光消費が増えている				
観光消費額	億円／暦年	207（令和２年）【292（令和元年）】	320	25
総観光客数	千人／暦年	4,705（令和２年）【6,826（令和元年）】	7,103	26
サイクリング客数	千人／暦年	120（令和２年）【217（令和元年）】	233	27
尾道観光協会 SNS のファン数	千人	44	50	28
外国人観光客数	千人／暦年	100（令和２年）【341（令和元年）】	341	再掲(14)
一人当たり観光消費額	円／暦年	4,405（令和２年）	4,500	29
施策目標２　国内外との交流が活発に行われている				
満足度調査「国際交流が推進されている」と感じる市民の割合	%	29.7（令和３年度）	35.0	30
市民満足度調査「まちなかが賑わっている」と感じる市民の割合	%	32.8（令和３年度）	38.0	31
満足度調査「国際交流が推進されている」と感じる市民の割合	%	29.7（令和３年度）	35.0	再掲(30)
公演入場率（１公演平均）	%	91.3【61.2（令和元年度）】	80.0	32
政策分野２　景観				
施策目標１　景観が保全・整備されている				
市民満足度調査「尾道らしい景観や風景が良好に保全されている」と感じる市民の割合	%	74.5（令和３年度）	75.0	33
市民満足度調査「尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守っていく必要がある」と感じる市民の割合	%	86.1（令和３年度）	87.0	34
歴史的建造物・工作物整備件数（累計）	件	12	17	35
政策分野３　移住・定住				
施策目標１　移住・定住の取組が活発に行われている				
転出超過数	人	568（平成29～令和3年平均値）	減少	36
移住相談ネットワークを利用した UIJ ターン数	人	86	100	37
尾道ブランドサイトのページビュー数	千 PV	67	120	38
若者チャレンジ講座の受講者及び聴講者数（累計）	人	938	1,600	39

基本的方向２　魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

政策目標３　心豊かな人材を育むまち

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）	No.
政策分野１　歴史・文化・芸術				
施策目標１　歴史・文化・芸術が継承され、活かされている				
市民満足度調査「市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている」と感じる市民の割合	%	46.6（令和３年度）	50.0	40
囲碁に親しんでいる市民の割合	%	6.3【8.5（令和元年度）】	8.0	41
登録文化財数	件	35	40	42
市民満足度調査「芸術・文化にふれ親しむことができる」と感じる市民の割合	%	44.2（令和３年度）	50.0	43
公演入場率（１公演平均）	%	91.3【61.2（令和元年度）】	80.0	再掲(32)
政策分野２　学校教育				
施策目標１　夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている				
市民満足度調査「子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている」と感じる市民の割合	%	48.5（令和３年度）	55.0	44
全国学力・学習状況調査（小６・中３）正答率が全国平均以上の学校割合	%	小学校：75.0 中学校：46.7 （令和３年度）	小学校：80.0 中学校：80.0	45 46
広島県児童生徒学習意識等調査「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合	%	小学校：85.5 中学校：79.9 （令和３年度）	小学校：100 中学校：100	47 48
広島県児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合	%	小学校：91.2 中学校：85.3 （令和３年度）	小学校：93.0 中学校：90.0	49 50
市民満足度調査「信頼される学校づくりが進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.3（令和３年度）	50.0	51
施策目標２　学校施設が整備されている				
中学校全員給食実施率	%	31.3	100	52
特別教室空調設備設置率	%	37.5	60.0	53
政策分野３　生涯学習				
施策目標１　いつでも学べる環境が整っている				
市民満足度調査「利用しやすい生涯学習施設が整備されている」と感じる市民の割合	%	46.4（令和３年度）	50.0	54
公民館自主サークル活動者数	人	156,867【223,262（令和元年度）】	220,000	55
施策目標２　学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している				
放課後子供教室参加児童数	人	7,314【24,901（令和元年度）】	25,500	56
放課後子供教室参加児童数	人	7,314【24,901（令和元年度）】	25,500	再掲(56)
施策目標３　スポーツを楽しんでいる				
市民スポーツ大会及び生涯スポーツ教室等の参加者数	人	1,493【6,554（令和元年度）】	8,000	57
市内スポーツ施設利用者数	人	1,007,043【1,307,529（令和元年度）】	1,500,000	58
プラス 10 分てくてく運動参加者数	人	1,913【2,547（令和元年度）】	2,800	59

政策目標４　人と地域が支え合うまち

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）	No.
政策分野１　協働				
施策目標１　協働のまちづくりの意識が定着している				
市民満足度調査「まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいる」と感じる市民の割合	%	35.4（令和３年度）	40.0	60
尾道市公式 LINE 登録者数	人	31,770	55,000	61
協働のまちづくり講座参加者数	人	205	250	62
若者チャレンジ講座の受講者及び聴講者数（累計）	人	938	1,600	再掲(39)
市民活動支援事業の活動者数（累計）	人	2,789	3,700	63
施策目標２　地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている				
市民満足度調査「地域コミュニティが良好に保たれている」と感じる市民の割合	%	46.0（令和３年度）	50.0	64
地域主催のまちづくり講座への講師派遣回数（累計）	回	12	45	65
市民活動支援事業の補助採択を受けた団体数（累計）	団体	49	85	66
まちづくり情報発信回数	回	12	80	67
政策分野２　人権				
施策目標１　人権が尊重されている				
市民満足度調査「一人ひとりの人権が尊重されている」と感じる市民の割合	%	49.6（令和３年度）	60.0	68
人権講演会参加者数	人	410【681（令和元年度）】	1,000	69
尾道市ホームページの対応言語（外国語）数	言語	4	8	70
施策目標２　男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している				
市民満足度調査「男女共同参画が進んでいる」と感じる市民の割合	%	37.7（令和３年度）	50.0	71
審議会等委員の女性の占める割合	%	27.7	35.0	72

基本的方向３　誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

政策目標５　市民生活を守る安全のまち

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）	No.
政策分野１　生活基盤				
施策目標１　生活基盤が整い市民が安全に暮らしている				
市民満足度調査「生活の基盤が整い、日常的な暮らしが快適にできる」と感じる市民の割合	%	71.4（令和３年度）	75.0	73
市民満足度調査「身近な道路を安全に通行できる」と感じる市民の割合	%	43.8（令和３年度）	50.0	74
市民満足度調査「身近な道路を安全に通行できる」と感じる市民の割合	%	43.8（令和３年度）	50.0	再掲(74)
市民満足度調査「身近なところで緑や水辺に親しめる」と感じる市民の割合	%	53.9（令和３年度）	60.0	75
基幹水道施設 (管路) の耐震適合化率	%	44.7	50.0	76
汚水処理人口普及率	%	57.7	62.0	77
市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g / 人・日	433	420	78
マイナンバーカード取得率	%	28.1	100	79
施策目標２　利用しやすい生活交通が確保されている				
市民満足度調査「公共交通機関（鉄道・バス・航路など）が利用しやすい」と感じる市民の割合	%	34.4（令和３年度）	45.0	80
離島及び交通空白地の移動手段確保件数	件	5	維持	81
地域公共交通維持に対する補助事業者数	事業者	11	維持	82
施策目標３　良好な住環境が整っている				
市民満足度調査「良好な住環境が整備されている」と感じる市民の割合	%	29.3（令和３年度）	35.0	83
市営住宅長寿命化改修工事実施棟数（累計）	棟	0	5	84
住宅の耐震診断・改修等補助件数	件	13	20	85
特定空家等及び不良空き家除却補助件数（累計）	件	30	150	86
開発許可相談件数	件	33	40	87
政策分野２　防災・防犯・交通安全				
施策目標１　防災・防犯・交通安全体制が充実している				
市民満足度調査「地域の防災対策が進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.6（令和３年度）	50.0	88
市民満足度調査「市民･地域と市が協力して、市民の暮らしや地域の安全を守っている」と感じる市民の割合	%	51.3（令和３年度）	55.0	89
市民満足度調査「地域の防災対策が進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.6（令和３年度）	50.0	再掲(88)
犯罪発生件数	件 / 暦年	398（令和２年）	減少	90
消費生活講座参加者数	人	372【634（令和元年度）】	700	91
交通事故発生件数	件 / 暦年	174（令和２年）	減少	92

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）	No.
政策分野３　消防				
施策目標１　消防体制が充実している				
火災件数	件 / 暦年	45（令和２年）	減少	93
応急手当普及員数（累計）	人	7	25	94
消防団員数	人	1,572（令和３年度）	1,716	95
政策分野４　環境				
施策目標１　環境が保全されている				
市民満足度調査「自然環境が保全されている」と感じる市民の割合	%	未計測	50.0	96
大気の二酸化窒素（NO_2）値	ppm	0.009（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	97
大気の浮遊粒子物質（SPM）値	㎎ /㎥	0.019（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	98
大気の光化学オキシダント（OX）値	ppm	0.035（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	99
大気の微小粒子状物質（PM2.5）値	μ g/㎥	10.0（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	100
河川の BOD 値（栗原川）	mg/l	2.3（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	101
河川の BOD 値（藤井川）	mg/l	1.5（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	102
河川の BOD 値（御調川）	mg/l	1.0（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	103
海域の COD 値（尾道市周辺海域）	mg/l	1.4（令和元年度平均値）	環境基準達成（現状達成済み）	104
環境学習参加者数	人	606【714（令和元年度）】	650	105
市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g / 人・日	433	420	再掲 (78)
エネルギー消費原単位削減率	%	+0.9（平成28～令和２年度平均値）	-1.0	106

政策目標６　安心な暮らしのあるまち

指標名	単位	基準値（令和２年度）	目標値（令和８年度）	No.
政策分野１　子育て				
施策目標１　安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている				
市民満足度調査「子どもを安心して産み、育てることができる」と感じる市民の割合	%	58.6（令和３年度）	65.0	107
「おのみち de 愛♡プロジェクト」マッチング数（累計）	組	56	200	108
オンライン子育て支援システム「キッズ Web ☆尾道」利用者数	人	830	1,100	109
子育て世代包括支援センターぽかぽか☀定期面談実施率	%	95.6	100	110
子どもの生活・学習支援事業利用者数	人	2,513	4,000	111
政策分野２　健康・福祉・医療・介護				
施策目標１　健康寿命が延びている				
健康寿命（広島県人口移動統計調査による推計人口により算出）	年	男性：79.02 女性：83.42 （令和元年）	延伸	112 113
健康まつり等イベント実施回数	回	3 【11（令和元年度）】	12	114
保健推進員地区活動回数	回	652 【1,245（令和元年度）】	1,300	115
特定健診受診率	%	36.0 （令和元年度）	60.0	116
シルバーリハビリ体操等参加者数	人	15,524 【25,542（令和元年度）】	31,000	117
ふれあいサロン参加者数	人	34,715 【66,672（令和元年度）】	70,000	118
自殺死亡率	－	22.2 （令和元年）	19.3	119
BCG 予防接種率	%	97.6	98.0	120
施策目標２　高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている				
市民満足度調査「高齢者が地域社会で安心して暮らしている」と感じる市民の割合	%	59.3（令和３年度）	65.0	121
市民満足度調査「障害のある人の社会参加や福祉サービスが推進されている」と感じる市民の割合	%	46.9（令和３年度）	50.0	122
市民満足度調査「高齢者が地域社会で安心して暮らしている」と感じる市民の割合	%	59.3（令和３年度）	65.0	再掲（121）
圏域別医療・介護ネットワーク会議開催回数	回	0 【18（令和元年度）】	18	123
要支援１・２の認定率	%	5.5	広島県平均以下	124
おのみち見守りネットワーク協力団体数	団体	406	415	125
認知症サポーター養成者数（累計）	人	19,139	22,000	126
福祉施設からの一般就労移行者数	人	21	38	127
施策目標３　生活に課題を抱える人の支援体制が充実している				
福祉まるごと相談窓口新規相談件数	件	91	180	128
地域共生包括化推進会議個別ケース会議開催回数	回	1	6	129
施策目標４　医療体制が充実している				
市民満足度調査「医療体制やサービスが充実している」と感じる市民の割合	%	55.2（令和３年度）	60.0	130
夜間救急診療所の開設	日	365	維持	131
尾道市医師確保奨学金事業の奨学生のうち、市内公立病院に初期臨床研修医として従事した研修医の数（累計）	人	3	5	132

11　令和３年度市民満足度調査の 50 項目

暮らし	1	尾道市に愛着を感じている
	2	尾道市民であることに誇りを感じている
	3	尾道市は住みやすい
	4	今後も尾道市に住み続けたい
交通・生活基盤	5	身近な道路を安全に通行できる
	6	身近なところで緑や水辺に親しめる
	7	生活の基盤が整い、日常的な暮らしが快適にできる
	8	公共交通機関 (鉄道、バス、航路など) が利用しやすい
	9	安全で使いやすい高速道路や港が整備されている
	10	国道や県道が整備されて、走行しやすい
	11	良好な住環境が整備されている
	12	デジタル技術の活用により、生活の利便性が向上している
交流	13	市民や観光客などが集まる施設に魅力があり、利用しやすい
	14	市内各地の個性を活かした交流が活発に行われている
	15	観光客をもてなす心が市民に育っている
	16	国際交流が推進されている
	17	他自治体との広域的な交流が進んでいる
	18	あなたが住んでいる地域のまちなかが賑わっている
地域の文化・景観	19	市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている
	20	芸術・文化にふれ親しむことができる
	21	瀬戸内や里山の自然が大切にされている
	22	環境にやさしい暮らし方が定着している
	23	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守っていく必要がある
	24	尾道らしい景観や風景が良好に保全されている
産業	25	雇用の場が確保・創出されている
	26	地域の産業が活性化している
	27	新しい事業の展開が進んでいる
	28	自分が働いている職場の環境がよい
	29	農林漁業が活性化し、次の担い手が育っている
教育・学習	30	子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている
	31	信頼される学校づくりが進んでいる
	32	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えている
	33	利用しやすい生涯学習施設が整備されている
	34	利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設が整備されている
	35	一人ひとりの人権が尊重されている
	36	男女共同参画が進んでいる
子育て・医療・福祉	37	子どもを安心して産み、育てることができる
	38	食生活や運動など健康づくりに対する支援が充実している
	39	医療体制やサービスが充実している
	40	高齢者が地域社会で安心して暮らしている
	41	必要な介護サービスが提供されている
	42	障害のある人の社会参加や福祉サービスが推進されている
	43	市民や事業者と市との協働が進んでいる
市民協働	44	行政情報の広報、情報公開が進んでいる
	45	市民活動団体や NPO が育っている
	46	まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいる
	47	地域コミュニティが良好に保たれている
	48	市民・地域と市が協力して、市民の暮らしや地域の安全を守っている
安心・安全	49	安心して消費生活を送れている
	50	地域の防災対策が進んでいる

12　分野別計画一覧

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
第１章　産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり				
1	1-1-1	尾道市造船産業振興ビジョン	本市の基幹産業である造船業及び舶用工業の競争力を将来にわたり確保し、本市の経済発展を継続的に支える産業として維持・発展させるため、課題解決を推進する各種施策について定めたビジョン。	平成 23 年度 (2011 年度)～
2	1-1-3	尾道市農業振興ビジョン	本市の農業振興を図ることを目的に、本市が抱える現状と課題に対し、国及び県の農業関連施策と連携を図り、活力と魅力ある農づくりのための 10 年間の方向と計画を策定したビジョン。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 9 年度 (2027 年度)
3	1-1-3	尾道市農業経営基盤強化促進基本構想	本市の農業構造を改革し、農業が職業として選択し得る魅力あるものとなるよう 10 年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための指針。	令和 3 年度 (2021 年度) ～ 令和 12 年度 (2030 年度)
4	1-1-3	尾道農業振興地域整備計画書	概ね 10 年以上の長期にわたって農業の振興を図るべき「農業振興地域」を指定し、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域整備に関する法律に基づいて策定した計画。	昭和 46 年度 (1971 年度)～
5	1-1-3	尾道市森林整備計画	適切な森林整備を推進するため、地域の特徴や実情を踏まえた森林関連施策の方向性、森林所有者が行う伐採・造林等森林施業の指針を定めた計画。	令和 4 年度 (2022 年度) ～ 令和 13 年度 (2031 年度)
6	1-1-3	尾道市水産振興ビジョン	本市水産業の目指す姿である「尾道地域の資源を活かした持続可能な水産業の確立」に向け、推進すべき基本的な方針等を定めたビジョン。	令和元年度 (2019 年度) ～ 令和 10 年度 (2028 年度)
7	2-1-1	尾道市自転車活用推進計画	広島県自転車活用推進計画を基本として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進、及び自転車の交通安全等について本市全体で総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。	令和元年度 (2019 年度)～
8	2-1-1	尾道市自転車ネットワーク計画	歩行者の安全を確保し、自転車の安全性と利便性の向上を図りながら、地域拠点等を結ぶネットワークを形成し、自転車を利用しやすい環境の整備を目的として策定した計画。	令和元年度 (2019 年度)～
9	2-2-1	尾道市景観計画	本市の良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画。	平成 18 年度 (2006 年度)～
10	2-2-1	歴史的風致維持向上計画（第２期）	歴史・文化・景観を礎とした歴史的風致を「維持」するだけでなく、歴史的建造物の復元、修理、周辺整備等の手法により、その環境を「向上」させることを目的とした計画。	令和 4 年度 (2022 年度) ～ 令和 13 年度 (2031 年度)
第２章　魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり				
11	3-1-1	尾道市歴史文化基本構想	地域固有の歴史・文化を継承していくため、地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくことを目指した本市の文化財に関わる最上位の構想。	平成 23 年度 (2011 年度)～

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
12	3-1-1	尾道市文化財保存活用計画	地域固有の歴史・文化を継承していくため、尾道市歴史文化基本構想に基づき、文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための計画。	平成 23 年度 (2011 年度) ～
13	3-2-1	尾道市教育大綱	市長と教育委員会が連携し、教育課題に対応し、教育施策の総合的な推進を図るため、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めた大綱。	令和 4 年度 (2022 年度) ～ 令和 8 年度 (2026 年度)
14	3-2-1	尾道教育総合推進計画	学校・家庭・地域・行政が緊密に連携し、より大きな教育力を発揮するため、本市における教育振興のための施策を定めた基本計画。	令和 4 年度 (2022 年度) ～ 令和 8 年度 (2026 年度)
15	3-2-1	尾道市子供の読書活動推進計画	子どもの読書活動を推進するため、「広島県子供の読書活動推進計画（第４次)」（令和元年度策定）に基づいて策定した計画。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 6 年度 (2024 年度)
16	3-2-2	尾道市学校施設長寿命化計画	学校施設に求められる機能・性能を確保するとともに、中長期的な維持管理等にかかるコストの縮減及び平準化を図ることを目的として策定した計画。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 41 年度 (2059 年度)
17	3-2-2	尾道市学校給食施設整備計画	中学校の全員喫食を実現するとともに、将来にわたって安全・安心な給食を継続的に提供するため、老朽施設を更新してライフサイクルコストの縮減を図るなど、学校給食施設の計画的な整備を推進することを定めた計画。	令和 3 年度 (2021 年度) ～ 令和 12 年度 (2030 年度)
18	3-3-1	尾道市生涯学習推進基本計画	市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るため、学習機会の提供、施設の整備・有効活用など、尾道市生涯学習推進基本構想（平成 11 年 12 月）等に基づいて策定した計画。	平成 13 年度 (2001 年度) ～
19	3-3-3	尾道市スポーツ推進計画	心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、「スポーツ推進＝健康力の向上」と捉え、５つの基本方針（①スポーツを通じた交流の促進、②生涯スポーツの推進、③競技スポーツの向上、④スポーツ施設の整備、⑤スポーツによる健康づくりの充実）に基づき、すべての市民がスポーツに関わる機会を増やし、スポーツを楽しむことを目的として策定した計画。	平成 26 年度 (2014 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
20	4-1-1	尾道市協働のまちづくり行動計画	協働のまちづくりを推進するため、尾道市協働のまちづくり指針（平成 21 年度策定）に基づき、市民と本市が連携して取り組むべき施策を示した計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 4 年度 (2022 年度)
21	4-2-1	尾道市人権啓発推進プラン	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。	平成 18 年度 (2006 年度) ～

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
22	4-2-2	第２次尾道市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び尾道市男女共同参画推進条例（平成 28 年４月）に基づき、男女共同参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定した計画。	令和４年度 (2022 年度) ～ 令和８年度 (2026 年度)
第３章　誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり				
23	5-1-1	尾道市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化した橋梁の増大に対応するため、橋梁の長寿命化並びに橋梁の維持修繕費用の縮減を図り、道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とした計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ～ 令和 53 年度 (2071 年度)
24	5-1-1	尾道市上下水道事業ビジョン	上水道事業及び下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中期的な経営の基本計画。	令和４年度 (2022 年度) ～ 令和８年度 (2026 年度)
25	5-1-2	尾道市地域公共交通網形成計画	人口減少・少子高齢化に対応した本市における地域公共交通の役割を明確にし、まちづくりの基盤である持続可能な地域公共交通を形成するマスタープランとして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律に基づき策定した計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和４年度 (2022 年度)
26	5-1-3	尾道市営住宅等長寿命化計画	市営住宅の予防保全的な維持管理や長寿命化に資する改善等を実施するため、市営住宅ストックのライフサイクルコストの縮減を図るとともに、効率的かつ円滑な整備等や維持管理を推進することを目的とした計画。	令和２年度 (2020 年度) ～ 令和 11 年度 (2029 年度)
27	5-1-3	尾道市空家等対策計画	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、適切な管理が行われていない空家等がもたらす防災、衛生、景観等への深刻な影響から市民の生命・財産を保護し、その生活環境を保全するとともに、空家等の利活用を図ることを目的とした計画。	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 令和４年度 (2022 年度)
28	5-1-3	尾道市耐震改修促進計画（第３期計画）	大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、市内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進のための計画。	令和３年度 (2021 年度) ～ 令和７年度 (2025 年度)
29	5-2-1	尾道市地域防災計画	地域、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する業務の大綱を示し、災害予防、災害応急対策、災害復旧について必要な施策を推進するための計画。	昭和 37 年度 (1962 年度)～
30	5-2-1	尾道市交通安全計画	交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するため、人命尊重の理念に基づき、交通社会を構成する人間、車両及びそれらが活動する交通環境という三要素についての安全対策について定めた計画。	令和３年度 (2021 年度) ～ 令和７年度 (2025 年度)

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
31	5-4-1	第２次尾道市環境基本計画	環境に優しい社会を実現するため、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした計画。	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 令和８年度 (2026 年度)
32	5-4-1	生活排水処理基本計画	長期的・総合的な視点に立ち、計画的に生活排水処理対策を行うため、人口減少等の社会情勢も踏まえ、下水道等の集合処理と浄化槽による個別処理を地域の実情に応じて効率的に整備するための計画。	平成 26 年度 (2014 年度) ～ 令和 10 年度 (2028 年度)
33	5-4-1	尾道市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	各地域の自然的社会的条件に応じて、「再エネの導入」「再生可能エネルギーの促進」「公共交通機関の利用者の利便の増進」「緑化促進」「廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成」等について、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するための計画。	令和４年度 (2022 年度) ～ 令和 13 年度 (2031 年度)
34	5-4-1	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して４R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、「地球・地域環境の保全に向けて、循環型社会の構築」と「常に環境を意識しながら生活することができるまちづくり」の実現を目的とした計画。	平成 23 年度 (2011 年度) ～ 令和７年度 (2025 年度)
35	5-4-1	尾道市災害廃棄物処理計画	「尾道市地域防災計画」や「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の枠組みのもと、「広島県災害廃棄物処理計画」等とも相互に整合を図ったうえで、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び処理実施手順を、国の災害廃棄物対策指針を踏まえてとりまとめた計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～
36	6-1-1	尾道ゆめプラン	乳幼児期から就学前までの尾道の子どもの教育・保育の質の向上を目的として策定した計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～
37	6-1-1	第２期尾道市子ども・子育て支援事業計画	子育て家庭が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに、夢と希望を持って輝きながら成長できるよう、「地域がつながり　ともに輝く　安心して子育てができるまち　尾道～あなたもわたしも子育て応援団～」を基本理念とし、多様な子育て支援施策に取り組む計画。	令和２年度 (2020 年度) ～ 令和６年度 (2024 年度)
38	6-1-1	尾道市就学前教育・保育施設再編計画	本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちを実現するため、適正な施設規模の確保、認定こども園の設置推進、施設整備の推進、民間活力の積極的な活用により、教育・保育の質を確保することを目的とした計画。	平成 24 年度 (2012 年度) ～
39	6-2-1	第２期尾道市国民健康保険データヘルス計画	尾道市国民健康保険被保険者の診療報酬明細書（レセプト）や健診結果等のデータ等を分析・活用し、重点的に取り組む健康課題を明らかにした上で保健事業を行い、PDCA サイクルによる評価に基づき必要に応じて見直して実施し、被保険者の健康保持増進を図ることを目的とした計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和５年度 (2023 年度)

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
40	6-2-1	第三期尾道市国民健康保険特定健康診査等実施計画	尾道市国民健康保険加入者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病を中心とした疾病予防を目的として、高齢者の医療の確保に関する法律及び特定健康診査等基本指針に基づいて策定した計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
41	6-2-1	第二次健康おのみち21 計画	市民の健康寿命の一層の延伸を図るため、本市におけるこれまでの取組、国・県の健康づくりに関わる動向等を踏まえ、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画。	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
42	6-2-1	第三次尾道市食育推進計画	発育・発達過程にある「子ども」に重点を置き、本市におけるこれまでの取組、国・県の食育に関わる動向等を踏まえ、市民の健康寿命の延伸につながる食育を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
43	6-2-1	みんなで生きるを支える尾道プラン（尾道市自殺対策推進計画）	市民の心の健康づくりについて、関係機関が連携し様々な取組を展開することにより、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、みんなで生きることを支えるための取組を包括的に推進するための計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
44	6-2-1	尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザや新たな感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響を最小にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や広島県の行動計画に基づいて策定した計画。	平成 28 年度 (2016 年度) ～
45	6-2-2	尾道市高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画	急速な高齢化の進展に伴う諸課題に対応し、今後も高齢者が住みなれた地域で元気でいきいきと暮らすことができるよう、老人福祉法第 20 条の８に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を併せて、一体的に策定した計画。	令和 3 年度 (2021 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
46	6-2-2	尾道市第４次障害者保健福祉計画	障害のある人が地域の中で安心して暮らせるよう、障害者基本法第 11 条に基づき、６年を１期とした長期的な障害福祉施策の目指す方向性を示した基本計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
第４章　計画推進を支える行政運営				
47	－	第７次尾道市行財政改革大綱	厳しい財政状況の中、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、３つの基本方針（①安定した財政基盤の確立、②効果的・効率的な行政運営、③多様な人材・団体の活躍支援）に基づき、策定した大綱。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 6 年度 (2024 年度)
48	－	尾道市定員適正化計画（第五次）	本市における将来の人口減少や厳しい財政状況に加えて、公務員の定年の段階的引き上げに関する国の動向等も見据え、「効率的な行政運営」を実現していくため、本市の普通会計職員数について、適切な定員管理を目的とした計画。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 6 年度 (2024 年度)

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
49	–	尾道市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、全職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる職場環境を目指すことを目的とした計画。	令和２年度 (2020 年度) ～ 令和７年度 (2025 年度)
50	–	尾道市公共施設等総合管理計画	必要な公共サービスを持続可能なものにするため、公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした計画。	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 令和 28 年度 (2046 年度)
51	–	尾道市都市計画マスタープラン	本市を取り巻く社会・経済情勢（人口減少、少子高齢化、環境問題の深刻化、災害の頻発化等）に適切に対応し、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するため、土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全等について中長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画。	平成 29 年度 (2017 年度)～
52	–	尾道市・御調町・向島町新市建設計画	「尾道市、御調町、向島町」「尾道市、因島市」、「尾道市、瀬戸田町」の合併に伴い、まちづくりを総合的かつ効果的に推進し、２市３町の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上を図り、新市の均衡ある発展に資するため、新市のまちづくりの基本方針と具体的な施策の方針を定めた計画。	平成 17 年度 (2005 年度) ～ 令和６年度 (2024 年度)
		尾道市・因島市新市建設計画		平成 18 年度 (2006 年度) ～ 令和７年度 (2025 年度)
		尾道市・瀬戸田町新市建設計画		平成 18 年度 (2006 年度) ～ 令和７年度 (2025 年度)
53	–	尾道市過疎地域持続的発展計画	過疎地域（旧御調町、旧向島町、旧因島市、旧瀬戸田町の区域）の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定した計画。	令和３年度 (2021 年度) ～ 令和７年度 (2025 年度)
54	–	尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	人口減少や少子高齢化に適応したまちづくりを進めていくため、国の「長期ビジョン」を勘案して、本市の人口動向を分析し、目指すべき将来の方向性を示したビジョン。	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 令和 42 年度 (2060 年度)
55	–	第２期尾道市まち･ひと･しごと創生総合戦略	国の「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、市民が豊かな生活を送ることができるよう、人口減少に適応した地域をつくり、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指す計画。	令和２年度 (2020 年度) ～ 令和６年度 (2024 年度)

13　前期基本計画達成度を測る指標の進捗状況一覧表

令和３年 12 月末現在

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和３年度	令和3年度
1	製造品出荷額等	億円／暦年	5,787（平成26年）	5,975	5,752	5,671	－	－	増加
2	年間商品販売額（卸売業）	億円／暦年	2,015（平成26年）	－	－	－	－	－	増加
	年間商品販売額（小売業）	億円／暦年	1,148（平成26年）	－	－	－	－	－	増加
3	地域産業が活性化していると感じる市民の割合	%	20.6（平成28年度）	－	－	25.7	－	23.3	25.0
4	創業支援制度利用者数	人	180（平成27年度）	269	204	240	266	－	200
5	新規事業の展開が進んでいると感じる市民の割合	%	37.7（平成28年度）	－	－	32.7	－	30.3	40.0
6	ブランド認証農産物（累計）	件	2（平成28年度）	3	4	5	6	－	7
7	集落法人などの生産基盤面積	ha	574.3（平成28年度）	634.9	645.0	637.7	564.3	－	600.0
8	主要魚種の漁獲量	t	645（平成26年度）	626	530	512	－	－	増加
9	６次産業化支援件数（累計）	件	1（平成28年度）	4	5	6	8	－	3
10	因島技術センター研修修了者数（累計）	人	1,655（平成28年度）	1,726	1,808	1,878	1,957	－	2,065
11	認定農業者数	人	119（平成28年度）	124	129	128	130	－	120
12	集落法人数	法人	8（平成28年度）	8	9	9	9	－	10
13	職場環境が充実していると感じる市民の割合	%	46.8（平成28年度）	－	－	43.9	－	47.2	50.0
14	女性再就職支援者数	人	未計測（平成28年度）	16	24	11	事業未実施	－	20
15	総観光客数	千人／暦年	6,747（平成27年）	6,800	6,394	6,826	4,705	－	7,230（令和２年）
16	観光消費額	億円／暦年	264（平成27年）	271	270	292	207	－	増加
17	外国人観光客数	人／暦年	214,045（平成27年）	286,439	332,048	340,755	99,686	－	290,000（令和２年）
18	ホームページのページビュー数	万ＰＶ／暦年	400（平成27年）	401	752	454	576	－	440（令和２年）
19	まちなかが賑わっていると感じる市民の割合	%	34.0（平成28年度）	－	－	32.2	－	32.8	40.0
20	国際交流が推進されていると感じる市民の割合	%	未計測（平成28年度）	－	－	34.7	－	29.7	50.0
21	他の自治体との広域的な交流が進んでいると感じる市民の割合	%	未計測（平成28年度）	－	－	26.9	－	25.3	50.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和３年度	令和3年度
22	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守るべきものと感じる市民の割合	%	未計測（平成28年度）	－	－	88.1	－	86.1	65.0
23	歴史的風致の事業（通りの美装化、石畳化）により、尾道らしい景観や風景が良好に保たれていると感じる市民の割合	%	未計測（平成28年度）	－	－	72.3	－	74.5	25.0
24	転出超過数	人	396（平成22～26年平均値）	550	544	521	543	568	減少
25	本因坊秀策囲碁まつり参加者数	人	559（平成28年度）	308	293	283	0	－	600
26	登録文化財数	件	33（平成28年度）	33	34	34	35	－	40
27	市立美術館入館者数	人	29,672（平成27年度）	64,207	41,975	65,551	69,009	－	32,000
28	公演入場率（１公演平均）	%	60.5（平成27年度）	70.3	71.9	61.2	91.3	－	80.0
29	①広島県「基礎・基本」定着状況調査（小５・中２）通過率の県平均と本市との差（小学校）	%	＋2.2（平成28年度）	＋2.5	－	－	－	－	+5.0
	①広島県「基礎・基本」定着状況調査（小５・中２）通過率の県平均と本市との差（中学校）	%	＋0.4（平成28年度）	－0.4	－	－	－	－	+5.0
	②全国学力・学習状況調査（小６・中３）正答率の県平均と本市との差（小学校）	%	－1.0（平成28年度）	－1.5	＋0.6	-1.0	－	＋1.5	+5.0
	②全国学力・学習状況調査（小６・中３）正答率の県平均と本市との差（中学校）	%	－1.7（平成28年度）	－0.5	－0.6	0	－	0	+5.0
30	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小５・中２）における「外国人と積極的にコミュニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割合（小学校）	%	64.1（平成28年度）	70.6	72.2	67.9	－	64.0	80.0
	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小５・中２）における「外国人と積極的にコミュニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割合（中学校）	%	55.5（平成28年度）	62.4	53.1	54.2	－	54.2	80.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和３年度	令和3年度
31	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小５・中２）における「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合（小学校）	%	87.9（平成28年度）	90.5	89.5	89.8	－	85.5	90.0
	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小５・中２）における「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合（中学校）	%	81.1（平成28年度）	83.5	80.4	78.5	－	79.9	90.0
32	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数（小学校）	－	男 7/8 女 5/8 （平成28年度）	男 7/8 女 6/8	男 7/8 女 6/8	男 4/8 女 6/8	－	男 8/8 女 7/8	全種目で全国平均以上
	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数（中学校）	－	男 2/9 女 2/9 （平成28年度）	男 3/9 女 7/9	男 1/9 女 6/9	男 1/9 女 1/9	－	男 8/9 女 9/9	全種目で全国平均以上
33	不登校児童・生徒の割合（小学校）	%	0.7（平成28年3月末）	0.7	0.3	0.5	1.0	－	0.4 以下
	不登校児童・生徒の割合（中学校）	%	3.1（平成28年3月末）	3.0	2.8	3.1	4.0	－	2.5 以下
34	信頼される学校づくりが進んでいると感じる保護者の割合	%	未計測（平成28年度）	－	－	45.5	－	44.3	80.0
35	小・中学校の耐震化率	%	91.8（平成28年度）	95.0	95.7	95.7	97.8	－	100.0
36	小・中学校トイレ洋式化率	%	24.4（平成28年度）	30.0	39.8	49.6	51.2	－	50.0
37	給食施設ドライシステム化率	%	30.0（平成28年度）	33.3	36.8	36.8	36.8	－	45.0
38	まちづくりをテーマとした講座受講者数	人	1,655（平成27年度）	1,754	1,679	2,037	468	－	1,700
39	公民館自主サークル活動延べ人数	人	236,057（平成27年度）	251,517	230,572	223,262	156,867	－	240,000
40	市民公開講座の受講者数	人	1,401（平成27年度）	1,730	1,851	1,892	142	－	1,600
41	家庭教育講座の実施回数	回	45（平成27年度）	43	44	36	23	－	55
42	教育ボランティア登録数	人	542（平成27年度）	791	862	834	928	－	増加
43	放課後子ども教室延べ参加児童数	人	33,606（平成27年度）	32,254	32,037	24,901	7,314	－	増加
44	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えていると感じる市民の割合	%	53.2（平成28年度）	－	－	47.7	－	49.6	60.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
45	スポーツ施設延べ利用者数	人	1,459,033（平成27年度）	1,451,200	1,437,515	1,307,529	1,007,043	－	1,500,000
46	スポーツ大会講習会等延べ参加者数	人	7,489（平成27年度）	5,844	6,177	6,554	1,493	－	8,000
47	定期的（週1回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合（第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果）（男性）	%	44.6（平成28年度）	－	－	－	－	－	50.0
	定期的（週1回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合（第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果）（女性）	%	42.3（平成28年度）	－	－	－	－	－	50.0
48	市民のまちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	%	36.1（平成28年度）	－	－	29.4	－	35.4	40.0
49	市民活動支援事業の活動者数	人	1,975（平成28年度）	2,576	2,633	2,711	2,789	－	2,800
50	尾道ボランティアネットワーク加入団体の会員数	人	1,628（平成28年度）	－	－	1,426	1,272	－	1,800
51	地域コミュニティが良好に保たれていると感じる市民の割合	%	35.2（平成28年度）	－	－	39.1	－	46.0	40.0
52	市民活動支援事業の補助採択を受けた地縁団体数（累計）	団体	2（平成28年度）	3	3	5	7	－	10
53	人権講演会の参加者数	人	900（平成27年度）	1,016	958	681	410	－	1,000
54	人権が尊重されていると感じている市民の割合	%	54.1（平成28年度）	－	－	48.3	－	49.6	60.0
55	審議会等委員の女性の占める割合	%	23.2（平成28年度）	25.1	27.5	27.1	27.7	－	30.0
56	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	%	42.6（平成28年度）	－	－	38.2	－	37.7	50.0
57	基幹水道施設（配水池）の耐震化率	%	81.7（平成27年度）	85.0	86.8	86.8	87.2	－	83.0
58	基幹水道施設（管路）の耐震適合化率	%	38.0（平成27年度）	41.1	41.8	43.0	44.7	－	44.5
59	汚水処理人口普及率	%	43.7（平成28年度）	49.4	53.2	55.4	57.7	－	60.4
60	身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合	%	48.0（平成28年度）	－	－	43.7	－	43.8	50.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和３年度	令和3年度
61	公共交通機関を利用しやすいと感じる市民の割合	%	39.1（平成28年度）	－	－	36.6	－	34.4	45.0
62	市営住宅のバリアフリー化戸数割合（募集中の住宅の手摺り設置割合）	%	36.0（平成28年度）	36.0	36.0	41.3	41.6	－	50.0
63	良好な住環境が整っていると感じる市民の割合	%	未計測（平成28年度）	－	－	29.3	－	29.3	50.0
64	自主防災組織結成率	%	55.0（平成28年度）	58.4	62.1	62.8	64.2	－	80.0
65	災害対策が進んでいると感じる市民の割合	%	21.2（平成26年度）	－	－	36.3	－	44.6	40.0
66	交通事故発生件数	件／暦年	470（平成27年）	337	274	257	174	－	340（令和２年）
67	犯罪発生件数	件／暦年	693（平成27年）	604	512	493	398	－	減少
68	耐震基準を満たす消防庁舎数	箇所	6（平成28年度）	7	7	7	7	－	7（すべての庁舎）
69	防災センター来館者数	人	2,205（平成27年度）	2,397	2,529	2,767	1,060	－	2,500
70	消防団員数	人	1,621（平成28年4月）	1,639	1,607	1,632	1,585	1,572	増加
71	環境学習参加者数	人	340（平成27年度）	786	609	714	606	－	600
72	河川のＢＯＤ値（栗原川（栗原小前））	mg／L	4.3（平成27年度平均値）	5.1	5.8	3.8	－	－	環境基準達成（基準値達成済み）
	河川のＢＯＤ値（栗原川（日小橋））	mg／L	2.4（平成27年度平均値）	2.4	2.0	2.7	－	－	環境基準達成（基準値達成済み）
	河川のＢＯＤ値（藤井川（木門田川合流前））	mg／L	0.7（平成27年度平均値）	1.1	0.9	1.2	－	－	環境基準達成（基準値達成済み）
	河川のＢＯＤ値（藤井川（三成））	mg／L	1.1（平成27年度平均値）	1.5	1.5	1.3	－	－	環境基準達成（基準値達成済み）
	河川のＢＯＤ値（御調川（府中市境付近））	mg／L	0.7（平成27年度平均値）	1.6	1.0	1.4	－	－	環境基準達成（基準値達成済み）
73	海域のＣＯＤ値（尾道市周辺海域）	mg／L	1.3（平成27年度平均値）	1.5	1.5	1.5	－	－	環境基準達成（基準値達成済み）

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
74	市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g／人・日	438（平成27年度）	427	425	434	433	－	420
75	ごみのリサイクル率	%	16.5（平成27年度）	15.8	15.4	14.5	14.3	－	現状維持
76	合計特殊出生率	－	1.53（平成20～24年）	1.55	－	－	－	－	1.62（平成30～令和4年）
77	乳幼児健康診査受診率（4か月児）	%	98.2（平成27年度）	97.8	98.0	97.7	89.8	－	98.7
	乳幼児健康診査受診率（1歳6か月児）	%	96.3（平成27年度）	98.4	96.3	97.0	96.6	－	96.8
	乳幼児健康診査受診率（3歳児）	%	93.0（平成27年度）	95.5	96.6	95.8	97.8	－	94.1
78	乳幼児健康診査要精密者（健診時）の受診率（4か月児）	%	95.3（平成27年度）	82.1	88.0	82.4	96.4	－	96.8
	乳幼児健康診査要精密者（健診時）の受診率（1歳6か月児）	%	84.8（平成27年度）	85.0	94.9	95.5	97.1	－	90.0
	乳幼児健康診査要精密者（健診時）の受診率（3歳児）	%	83.5（平成27年度）	84.5	79.3	77.8	83.3	－	90.0
79	不妊治療により妊娠に至った人数（一般不妊治療助成制度を活用した人）	人	11（平成28年度）	27	23	29	27	－	20
80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	%	92.3（平成28年4月）	100.0	100.0	100.0	100.0	－	100.0
81	健康寿命（男性）	歳	77.54（平成22年）	78.90（平成27年）	－	－	－	－	延伸
	健康寿命（女性）	歳	82.07（平成22年）	82.33（平成27年）	－	－	－	－	延伸
82	特定健康診査受診率	%	34.7（平成27年度）	37.2	36.9	36.0	－	－	60.0
83	シルバーリハビリ体操延べ参加者数	人	20,104（平成27年度）	27,563	26,540	25,542	15,524	－	30,000
84	ふれあいサロン延べ参加者数	人	70,662（平成27年度）	71,530	70,060	66,672	34,715	－	73,000
85	高齢者への支援体制が充実していると感じる市民の割合	%	52.1（平成28年度）	－	－	47.2	－	59.3	60.0
86	障害者福祉が充実していると感じる市民の割合	%	53.7（平成28年度）	－	－	41.3	－	46.9	60.0
87	認知症サポーター養成者数（累計）	人	14,387（平成27年度）	16,890	17,872	18,638	19,139	－	19,000
88	くらしサポートセンター尾道新規相談件数	件	172（平成27年度）	236	227	228	635	－	365
89	医療体制が充実していると感じる市民の割合	%	51.6（平成28年度）	－	－	49.4	－	55.2	55.0

14　用語解説

	用　語	解　説（意味）
あ行	空き家バンク	空き家の所有者等から提供された情報を集約し、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。
	アセットマネジメント	資産（asset）を効率よく管理・運用（management）すること。
	新たな日常	三密の回避やソーシャルディスタンスの確保、リモートワークの実施など、ウィズコロナ・ポストコロナの時代に求められる生活様式。
	域内総生産	都市圏、経済圏や県など、一定の地域内で生産された物やサービスの付加価値額の合計。
	移住相談ネットワーク	住まいや仕事の相談など、移住促進に関係する行政・民間双方の窓口が、相互に連携して移住促進に取り組む体制。またその窓口の総称。
	イノベーション	モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデル等に新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。
	医療的ケア児	生活する中で、たんの吸引や経管栄養（チューブによる栄養剤の注入）等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。
	インバウンド	海外から日本へ来る観光客。
	ウィズコロナ	新型コロナウイルスとの共存・共生。
	エンパワーメント	権限を与えること。
	汚水処理人口普及率	行政区域内の総人口に占める汚水処理人口（下水道処理区内人口のほか、浄化槽等の汚水処理施設の普及人口も加えたもの）の比率。
	尾 道 COOL CHOICE プロジェクト	地球温暖化問題についての発信や、温室効果ガス削減に向けた具体策の実施に向け、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の取組を推進するための啓発事業。
	尾道市障害者サポートセンター	障害のある人、その家族、関係者からの相談を受け付ける窓口。
	尾道市美術館ネットワーク	尾道市内の６つの美術館・博物館による充実した鑑賞機会の提供と情報の共有化や発信に努める連携組織。
	尾道 15 年教育	０歳から 15 歳までの子どもを対象として、就学前教育から学校教育へ滑らかに接続していく教育計画。
	尾道ブランド	農産品のブランド化と、尾道の教育、行政の進め方など、尾道型のまちづくりをブランド化すること。
か行	カーボンニュートラル	活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。
	海事産業	海運業・造船業・舶用工業の総称。
	海事都市	海事産業が集積した、特色ある都市。
	学校給食衛生管理基準	学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理、その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準。
	カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に行うこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。
	既存住宅ストック	ある時点までにその地域に蓄積されている既存住宅。

用語		解説（意味）
か行	北前船	江戸時代から明治時代にかけ、大阪から下関を経て北海道に至る「西廻り」航路に従事した日本海側に船籍を持つ海運船。
	規範意識	道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。
	キャリアコンサルティング	労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。
	急性期医療	病気の発症から回復期や亜急性期まで移行するまでの期間における医療。
	共助	社会保険制度、医療や年金等の相互扶助。
	行政運営プロセス	業務を実施するうえでの進め方・流れ。
	行政評価システム	PDCA サイクルを定着させ、行政の無駄をなくすことや行政の説明責任を果たすことを目的とした行政経営のためのシステム。
	協働	市民と市が対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。
	緊急消防援助隊受援体制	緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制。
	グローバル・パートナーシップ	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など、世界的問題の解決のため提携すること。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。
	健康診査	診察及び各種の検査で健康状態を評価することで健康の維持や疾患の予防・早期発見に役立てるもの。
	光化学オキシダント	工場から排出される煙や、自動車の排気ガスに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素等が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし変化した、オゾン（O3）を主成分とした有害な物質。
	高次医療機関	「1 次医療機関にとっての 2 次医療機関」「2 次医療機関にとっての 3 次医療機関」を意味する語。一般的に CT や MRI 等の高度な検査機器を持った、専門的な治療が可能な医療機関を指す場合が多い。
	公助	行政機関等による支援。
	交通空白地	一定の距離に駅やバス停、港等がない地域。
	高度情報化社会	コンピューター技術やインターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展により情報が行き交いやすくなった社会。
	交流人口	地域に訪れる人々のこと。定住人口に対する概念。
	互助	地域・住民同士がお互いに助けあうこと。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。
	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う拠点。
	子どもの居場所づくり	生活や学習等の環境に困難を抱える子どもを対象に、安心して過ごせる居場所を提供すること等により学習習慣の定着や生活習慣を整え、将来の自立につながる力を身に付ける活動。
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民や保護者が一体となって学校運営に参画し、「地域に開かれ、地域とともにある学校づくり」を推進する仕組み。学校運営協議会が設置された学校をコミュニティ・スクールという。

	用 語	解 説（意味）
さ行	サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売までの全体の一連の流れのこと。
	シェアオフィス	同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィス。
	資源循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、有益なものは資源として活用しながら、適正な処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。
	自殺死亡率	人口 10 万人当たりの自殺者数。
	市史編さん	市の歴史について、いろいろな材料を集め、整理・加筆等により書物にまとめること。
	自主防災組織	地域住民が連携し防災活動を行う組織。平常時には災害に備える取組を行い、災害時には被害を最小限に抑えるための応急活動を行う。
	自助	自分のことを自分ですること。
	シティプロモーション	観光客増加、定住人口獲得、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
	シビックプライド	市民がまち（都市）に対して持つ誇りや愛着のことで、「まちを良くしたい、自分はまちの一員なんだ」という「当事者意識に基づく自負心」のこと。株式会社読売広告社の登録商標。本市においては、「尾道愛」とも表現する。
	姉妹都市	文化交流や親善を目的として、結びつきをもつ都市と都市。本市においては、今治市（愛媛県）・松江市（島根県）。
	住宅セーフティネット	低額所得者、高齢者、障害のある人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人の居住を支援する仕組み。
	住宅マスタープラン	住宅政策の基本的な方針を示す計画。
	集落法人	集落（1 ～数集落）が 1 つの経営組織となって、集落の農地を 1 つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う組織。
	情報リテラシー	情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力。
	初期臨床研修医	医師免許取得後、大学病院または臨床研修病院で研修を受けている医師。
	食育	心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育。
	自立支援型ケアマネジメント	運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対して再び自分でできるようになるための機能訓練や生活援助等を提供し、高齢者の生活の質（QOL）を向上させること。
	シルバーリハビリ体操	体への負担が少なく、高齢でも楽しんで行え、歳を重ねるごとに動かしにくくなる関節の動きを維持・拡大するとともに、普段使わない筋肉を伸ばすことで、立つ・座る・歩く等の日常生活動作を楽にする効果がある介護予防体操。
	塵芥処理場	ごみ処理場。
	新興感染症	最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
	人生 100 年時代	100 歳まで人生が続くのが当たり前となる時代。
	水源涵養	雨水を蓄え、水源の枯渇を防ぐとともに、河川の流量を調節し、洪水を防ぐこと。
	スポーツ・ツーリズム	スポーツを「する」「観る」「支える」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行。旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供を含む。

	用 語	解 説（意味）
さ行	スマートシティ	都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安全・安心に暮らせるまち。
	スローフード	伝統的な食材、料理方法、質のよい食品やそれを提供する生産者を守り、食生活や食文化について考えていく活動。
	ゼロカーボンシティ	2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。
た行	対外直接投資	国外で事業活動を行うために企業を買収したり、生産設備等に投資したりすること。
	多文化共生社会	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていく社会。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
	地域おこし協力隊員	都市地域から生活の拠点を移し、地方自治体の委嘱を受け、おおむね３年間、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援等の地域協力活動に従事する人材。
	地域コミュニティ	一定の地域を基盤として、そこに暮らす地域住民が構成員となって地域づくり活動や地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体や組織（集団）。
	地域循環共生圏（ローカル SDGs）	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
	地域生活支援拠点	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談及び緊急時の受け入れ・対応等の機能をもつ場所や体制。
	地域包括ケアシステム	高齢者等が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。
	地先	その陸地に面する付近の水域。具体的な距離は決まっていない。
	庁内デジタルファースト宣言	人口減少、少子高齢化等の地域課題の解決や、社会の変革に対応するため、尾道市のまちづくりの方向性を示した宣言。
	低未利用地	長期間にわたり利用されていない未利用地や、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い低利用地。
	デジタル・ガバメント実行計画	データ環境の整備や行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化のための基盤を構築していくために制定された計画。
	デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用して、平面ディスプレイやプロジェクター等によって映像や情報を表示する広告媒体。
	デジタル社会	デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会。
	テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、勤務場所から離れて、自宅等で仕事をするなど、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
	電子商取引	インターネット等のネットワークを通じて行う商取引。
	特殊詐欺	面識のない不特定多数の者に対し、電話等の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、現金を交付させる等の詐欺。

	用 語	解 説（意味）
た行	特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等。
	特定健診	メタボリックシンドローム・生活習慣病の予防と早期発見を目的とした、公的医療保険に加入している 40 ～ 74 歳のすべての方を対象に実施されている健診。
	特定保健指導	特定健康診査結果に基づき、メタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる管理栄養士・保健師等の専門職による健康支援。
	都市的土地利用	都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用。
	ドライシステム	床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用することで、床が乾いた状態で作業を行うことができるシステム。床からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、湿度を低く保つことで細菌の増殖を抑えて食中毒の発生要因を少なくすることができる。
な行	ナショナルサイクルルート	「日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルート」を国が指定する制度。
	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。
	ニュースポーツ	誰もが、いつでも気軽に楽しむことができるスポーツ種目。20 世紀後半以降に考案された種目や外国での歴史は古いが、日本ではあまり知られていない種目（ペタンクなど）のスポーツを指す。
	人間性の涵養	水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくり人間性を養い育てること。
	認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、都道府県知事の認定を受けた施設。
	農地所有適格法人	農地法の規定に基づいて、農業経営を行うために農地を取得できる農業法人。
は行	働き方改革	働く人々が、個人の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
	パブリックコメント	地域住民等から広く意見を求める政策決定手法。
	晩婚化	世間一般の平均初婚年齢が過去と比較して高くなること。
	晩産化	世間一般の平均出生時年齢が過去と比較して高くなること。
	微小粒子状物質	大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径（粒径）が 2.5μm（0.0025mm）以下の非常に細かな粒子。
	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。
	避難行動要支援者	高齢者、障害のある人、乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やその恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人。
	広島臨空広域都市圏	広島空港をとりまく三原市、竹原市、尾道市、東広島市、大崎上島町、世羅町で構成される圏域。
	備後圏域連携中枢都市圏	福山市を連携中枢都市とし、備後圏域の三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市で構成される圏域。

	用 語	解 説（意味）
は行	フィルムコミッション	映画やテレビドラマ、CM 等のあらゆる映像製作を支援するため、エキストラの募集、撮影に関する地域の情報提供等を行う機関。
	フォアグラハギ	ウマヅラハギの肝を特殊な養殖技術で大きくしたブランド魚。
	福祉まるごと相談窓口	「8050 問題」（高齢の親とひきこもり状態にある子どもが同居している世帯が抱える生活課題）や「ダブルケア」（介護と子育て）など、複雑で多くの問題を抱えて困っている方の相談支援窓口。
	浮遊粒子物質	大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径（粒径）が 10 μ m（0.01mm）以下の非常に細かな粒子。
	ブランドサイト	情報の発信者が持つブランド価値やイメージの向上を目的として設けられているサイトの通称。
	ふれあいサロン	公共施設等の身近に集える場を利用し、地域の高齢者等が、地域の仲間と一緒に楽しく過ごす場所。
	フレイル	加齢により心身が衰えた状態。
	放課後児童クラブ	共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
	包摂性	社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方。
	ポータルサイト	インターネットにアクセスするときの入り口となる Web サイト。
	保健推進員	市長から委嘱され、地域の方々の健康保持・増進のために活動しているボランティア。
	ポストコロナ	コロナ禍の後。
	ホストタウン相手国	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、事前キャンプ等を通じた相互交流を目的としたホストタウン事業の相手国。本市においては、メキシコ合衆国・パラグアイ共和国。
ま行	マイナンバーカード	住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）、顔写真等が券面に記載されており、本人確認のための身分証として利用できるほか、IC チップに記録された電子証明書を利用し行政サービス等を受ける事ができるカード。
	マリンアクティビティ	海を活用した観光・スポーツ・レジャーの活動、サービス等。
	みなとオアシス	「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を国土交通省港湾局長が登録する制度。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている 18 歳未満の子ども。
	有害鳥獣	人畜や農作物等に被害を与える鳥獣。
	友好交流都市	文化交流や親善を目的とした交流を定期的に行う都市。本市においては、オンフルール市（フランス）・釜山広域市中区（韓国）・嘉義市（台湾）・台中市（台湾）。
ら行	リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり、付加価値を与えること。
	臨床研修医制度	診療に従事しようとする医師が、２年以上の臨床研修を受けなければならない制度。
	歴史的風致	地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な環境。

	用 語	解 説（意味）
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	ワーケーション	「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。観光地やリゾート地等でのテレワーク（リモートワーク）と休暇を組み合わせた過ごし方。
	ワンストップ	ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所。
数字	2025 年問題	団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となることにより、医療・介護費等の社会保障費の急増が懸念される問題。
	2040 年問題	少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者（65 歳以上）になることで高齢者人口が最大となる 2040 年頃に、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機。
	6次産業	農林水産物の生産をベースとした加工、販売サービスの提供のこと。1 次産業、2 次産業、3 次産業が一体となった産業体系。
アルファベット	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピューターシステムのこと。
	ALT	Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。
	BOD 値	Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。河川の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。
	COD 値	Chemical Oxygen Demand の略。化学的酸素要求量。湖沼や海域の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。
	DMO	Destination Management/Marketing Organization の略。観光物件、自然、食、芸術・芸能など、当該地域にある観光資源に精通し、地域とともに観光地域づくりを行う法人。
	DV	Domestic Violence の略。夫婦や交際相手等の親しいパートナー間で行われる暴力。
	DX	Digital Transformation の略。デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。
	GIGA スクール構想	学校において、１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもたちを含め、多様な子どもたちを誰１人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する構想。
	ICT	Information and Communications Technology の略。情報通信技術。
	IoT	Internet of Things の略。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続し、情報交換する仕組み。
	LGBT	Lesbian Gay Bisexual Transgender の略。女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障がいを含む性的違和の頭文字をとった言葉。
	MaaS	Mobility as a Service の略。スマートフォンや PC 等で利用可能なアプリ等により、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
	NPO	Nonprofit Organization の略。非営利団体。ボランティア活動等の社会貢献活動や慈善活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

用語		解説（意味）
アルファベット	PDCA	Plan Do Check Action の略。施策等の計画を策定（Plan）、実施（Do）実施結果を評価（Check）して改善（Action）に結びつけその結果を次の計画に活用すること。
	RPA	Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。
	SAVOR　JAPAN （農泊 食文化海外発信地域）	地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として観光客の誘致を図る地域での取組を「農泊　食文化海外発信地域」として認定する制度。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。持続可能な世界を実現するため、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている国際目標。
	SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。
	UIJ ターン	3 つの人口還流現象（U ターン、I ターン、J ターン）の総称。 U ターン：出身地から進学や就職のため地域外（主に大都市）に出た後、出身地に戻ること。 I ターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。 J ターン：出身地から進学や就職のため地域外（主に大都市）に出た後、出身地の近隣地域に戻ること。
	Well Being	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。

尾道市総合計画 後期基本計画

令和４年（2022年）３月

尾道市企画財政部政策企画課
〒722-8501　尾道市久保一丁目15番１号
TEL：0848-38-9316　FAX：0848-37-2740
E-mail：kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp

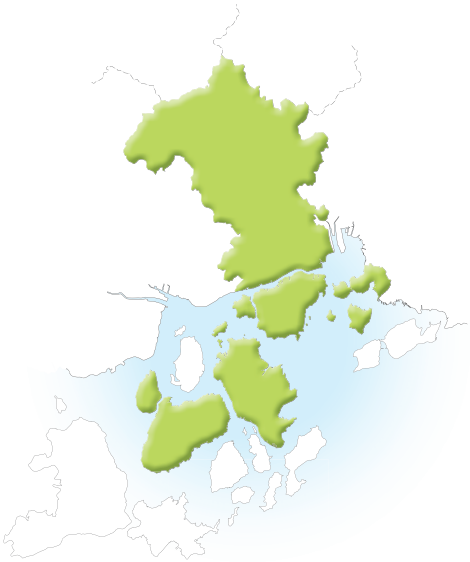

COCORONOMICHI

尾道市総合計画

尾道市